

令和8年度 第1回 滋賀地方最低賃金審議会 資料目次

令和8年7月9日

資料No. 1	第57期 滋賀地方最低賃金審議会委員名簿	…… P 2
資料No. 2	滋賀地方最低賃金審議会運営規程等	…… P 3
資料No. 3	諮問文(写)	…… P 9
資料No. 4	令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と 考え方の整理	…… P 10
資料No. 5	滋賀県内経済情勢報告(令和8年4月判断)	…… P 32
資料No. 6	法人企業景気予測調査(令和8年4～6月期調査)	…… P 35
資料No. 7	滋賀県鉱工業指数(令和8年(2026年)4月速報)	…… P 43
資料No. 8	大津市における費目別標準生計費(1人)の推移	…… P 51
資料No. 9	消費者物価指数(大津市) 2026年(令和8年)5月分	…… P 52
資料No. 10	2026年 各集計機関別集計状況	…… P 63
資料No. 11	「中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査」集計結果 日本商工会議所・東京商工会議所	…… P 65
資料No. 12	最近の雇用失業情勢(令和8年5月分)	…… P 85
資料No. 13	最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果	…… P 91
資料No. 14	令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表	…… P 92
資料No. 15	令和8年度 滋賀地方最低賃金審議会開催日程(案)	…… P 93

第57期 滋賀地方最低賃金審議会委員名簿

(任期:令和7年5月1日～令和9年4月30日) (50音順)

区分	氏 名	現 職	備 考
公益 代表	○ かたやま さとし 片山 聡	オアシス法律事務所 弁護士	
	◎ きのした やすよ 木下 康代	すみれ法律事務所 弁護士	
	さの ひろし 佐野 洋史	滋賀大学経済学部 教授	
	ほった なおみ 堀田 直美	土井法律事務所 弁護士	
	まつだ ゆか 松田 有加	滋賀大学経済学部 教授	
労働 者 代 表	あいざわ みちよ 相澤 三千代	連合滋賀 事務局長 ダイキン工業労働組合滋賀支部 副執行委員長	
	えなみ のりあき 榎並 典朗	JAM京滋 副執行委員長 ヤンマー労働組合滋賀支部 支部長	
	ひらい たかし 平井 孝史	UAゼンセン滋賀県支部 次長	令和7年12月10日任命
	ひらつか ゆうじ 平塚 雄二	連合滋賀 副事務局長 電機連合滋賀地方協議会 特別副議長 ルネサスグループ労働組合連合会 特別執行委員	
	まつい だいすけ 松井 大介	連合滋賀 副会長 自動車総連滋賀地方協議会議長 ダイハツ労働組合 竜王第一支部支部長	
使 用 者 代 表	いけだ たけし 池田 健	一般社団法人滋賀経済産業協会 総務部長	
	おおくさ よういちろう 大日 陽一郎	山科精器株式会社 代表取締役社長	令和8年6月2日任命
	くすかめ ひろみ 楠亀 博美	滋賀中央信用金庫 人事部係長	
	ふくち やすひろ 福地 康博	綾羽工業株式会社 取締役 製造本部 本部長	
	みずの とおる 水野 透	株式会社渡辺工業 代表取締役会長	

◎は会長 ○は会長代理

滋賀地方最低賃金審議会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、滋賀地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、滋賀労働局長、7人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規程により滋賀労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の原則として1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、滋賀労働局長に通知するものとする。

(小委員会等)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について、事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

(委員の欠席等)

第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 オンライン会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(議事の進行)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録、議事要旨を作成するものとする。

2 議事録、議事要旨及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 前二項の規程は、小委員会等について準用する。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をその都度滋賀労働局長に送付するものとする。

(小委員会等の規程)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は平成13年5月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は平成18年5月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は令和3年7月5日から施行する。

滋賀地方最低賃金審議会
最低賃金専門部会運営規程

(目 的)

第1条 滋賀地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)に設置する専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営は、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名 称)

第2条 専門部会には、それぞれその担当する最低賃金の件名を冠する。

(構 成)

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第4条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときのほか、滋賀労働局長(以下「局長」という。)、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむ得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理するものとする。

2 委員は会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、部会長は議事録の一部または、全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

2 前項の異議申出期間中に異議申出がなされた場合は、異議申出にかかる審議会の決議により廃止する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成20年8月18日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年7月5日から施行する。

滋賀地方最低賃金審議会
小委員会運営規程

(目 的)

第1条 地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)に設置する小委員会(以下「小委員会」という。)の議事運営は、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名 称)

第2条 小委員会には、それぞれその担当する名称を冠する。

(構 成)

第3条 小委員会委員は、審議会の委員の中から選出し委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第4条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要と認めたときのほか、滋賀労働局長(以下「局長」という。)、3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。但し第1回会議は審議会会長が召集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、委員長に通知しなければならない。

3 委員長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむ得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を委員長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ委員長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理するものとする。

2 委員は会議において発言しようとするときは、委員長の許可を受けるものとする。

3 小委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、委員長は議事録の一部または、全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 委員長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(小委員会の廃止)

第10条 各小委員会は、審議会の決議をもって、これを廃止する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成20年9月9日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年7月5日から施行する。



滋労発基 0709 第 号
令和 8 年 7 月 9 日

滋賀地方最低賃金審議会

会長 木下 康代 殿

滋賀労働局長

田代 良文

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、滋賀県最低賃金（昭和 55 年滋賀労働基準局最低賃金公示第 3 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理

令和8年6月23日

1 令和7年度の地域別最低賃金の審議結果と課題

令和7年度の地域別最低賃金については、令和7年9月5日までに全ての地方最低賃金審議会で答申が出され、全国加重平均で1,121円、過去最大66円の引上げとなった。

令和7年度は、中央最低賃金審議会において、A・Bランク63円、Cランク64円と、昭和53年度に目安制度が始まって以降、最も高い引上げ額の目安（以下「目安額」という。）が提示された。また、この目安額を踏まえ、地域ごとに異なる経済状況等も考慮の上、各地方最低賃金審議会における審議の結果、39道府県で目安額を上回る答申が出され、うち11県では、目安額を10円以上上回る高い引上げ額となった。

また、発効日についても、11月以降を発効日とする地域が27府県に達し、令和8年1月1日以降を発効日とする地域も6県あった。

これら令和7年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえると、

- ・ 目安額を大幅に上回る答申は、近隣県等との競争や最下位回避の意識の下、地域の実態と乖離した引上げとなったのではないかといった、審議に対する疑義がメディア等から呈されたこと
- ・ 地域ごとに発効日に大きなばらつきが生じ、一時的に地域間格差が拡大するほか、年度ごとに発効時期が大幅に変動することで、労使双方の予見可能性が損なわれるおそれがあること

等の課題があったと考えられる。

そこで、今般、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会（以下「全員協議会」という。）」において、令和8年度以降の審議に向けて、主にこれら2つの事項について課題の整理と対応方針の整理を行うこととした。

2 近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについての考え方

（1）課題

- 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第2項において、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」と規定されており、法定3要素のデータに基づく審議が原則である。また、「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」（令和5年4月6日）においても、「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導

くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであることについて合意が得られた」とされたところ。

- 一方で、令和7年度の地方最低賃金審議会では、近隣県等の答申が出た後で審議を行うために、審議会日程を後ろ倒しにする動きも一部に見られ、近隣県等や同じランク内での過度な競争意識や最下位回避の意識の中で、高い引上げ額となったのではないかと指摘がある。
- また、全員協議会の議論の中では、目安額に大幅な上乗せをする地域が多数生じる状況が今後も続くのであれば、目安制度の在り方自体を議論する必要があるのではないかと、この意見もあった一方、これらの審議結果の背景には、目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の特別な対応として、補助金等による政府の支援が示されたことなど、令和7年度の特殊事情があったのではないかと、この意見も出された。

(2) 対応方針

- 令和5年に開催された全員協議会では、「最低賃金法第9条第2項¹の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであること」を確認し、合意が得られたところであり、今後も、この基本的な考え方に基づいて、中央及び地方最低賃金審議会での審議を行うべきである。
- とりわけ、近隣県等との金額のみの比較だけで当該地域の最低賃金額を決めることや、最下位を避けたいという動機から、地域の実態と乖離した引上げ額を導き出すことは適切でなく、法定3要素のデータを総合的に考慮して地域別最低賃金額を決定すべきである。
- 審議の結果、示された最低賃金額だけを捉えて「高すぎる」「低すぎる」との批判が生じることは適当でなく、目安額に大幅な上乗せをするのであれば、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で明らかにすべきである。
- なお、令和7年度の審議では、一部で、地方最低賃金審議会の開催を予定していたものの、審議せずに審議日程を延期する動きも見られたが、これが仮に他地域の審議結果のみをもって当該地域の最低賃金額を決めたいとの意向によるものだとすれば、法定3要素のデータに基づく審議という最低賃金額の決め方そのものへの疑義を生じかねないことに留意が必要である。
- また、特に前年度、例年以上に高い引上げを行った場合、翌年度の審議では、その影響等を公労使委員間で確認した上で、当該年度の審議を行うべき

¹ 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。(最低賃金法第9条第2項)

である。

- 地方最低賃金審議会において、総合指数など様々な指標を活用し、全国における当該地域の位置づけを踏まえて地域別最低賃金額を決める事例も見られる。総合指数などの様々な指標を活用することは、地域の法定3要素の状況を勘案する際の一つの方法だと考えられるが、可能な限り最新のデータを用いて、法定3要素それぞれのデータを確認すべきである。その上で、他地域との比較を行う上では、当該地域の日本全体での位置づけを総合的に考慮すべきである。
- また、中央最低賃金審議会 で用いられた指標のうち、一部について都道府県別データがなく、地方最低賃金審議会委員が対応に苦慮しているという意見があった。厚生労働省は、当該年度の中央最低賃金審議会の審議で用いたデータのうち、都道府県別データがないものについて、利用可能な資料やデータの参考事例等の丁寧な情報提供に努めることとする。

3 発効日についての考え方

(1) 課題

- 金額改正の発効日について、最低賃金法第14条第2項では、「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から」とされている。従前は、多くが「公示日から起算して30日を経過した日」から発効する法定発効であり、指定日発効について議論するケースは少なかった。
- 令和7年度は、中央最低賃金審議会の「令和7年度地域別最低賃金額改定の日安に関する公益委員見解」（令和7年8月4日）に「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」との記載が盛り込まれた。これを踏まえ、地方最低賃金審議会 で、引上げ額だけでなく発効日についても議論が行われた結果、特に、中央最低賃金審議会が示した目安額に10円以上の上乗せをするなど、地域別最低賃金額の大幅な引上げがあった11県において、指定日発効とした結果、発効日が例年に比べ大幅に後ろ倒しされる傾向が見られた。
- 令和7年度は指定日発効が急増し、過半数の27府県で11月以降の発効となったほか、10月1日発効の栃木県から令和8年3月31日発効の秋田県まで発効日に大きなばらつきが生じた。
- さらに、6県において発効日が令和8年1月以降となったが、これらの県では、地方最低賃金審議会において、
 - ・ 地域別最低賃金引上げに伴う影響率が他地域と比べて高いこと
 - ・ これまで目安額どおりの引上げが続いてきたことから、令和7年度の大幅引上げは県内企業にとってインパクトが大きいことなどの点について公労使委員間で議論が行われた結果、発効日が例年と比べて

大幅に後ろ倒しされることとなったものである。

- 一方で、地域間の発効日の極端なばらつきは、最低賃金制度の全国的な整合性の観点のほか、一時的に地域間格差が拡大することや、仮に年度ごとに発効時期が大幅に変わるのであれば、労使双方の予見可能性を損なうおそれがあることなどの課題があるものと考えられる。
- 発効日の在り方については、一部の地方最低賃金審議会から、
 - ・ 地方に委ねることなく、法律の中立性、斉一性を踏まえ、中央において責任をもって結論を導き出すよう要望する
 - ・ 中央最低賃金審議会において、発効日の在り方や留意すべき点などについて考え方を示した上で、地方最低賃金審議会において議論を深めることが適当である
 - ・ 発効日の後ろ倒しを当該地域のみで実施した場合、他地域とのバランスの問題が生じるため、制度改正を含め、中央最低賃金審議会でも議論すべき等の意見や要望が出されている。
- 全員協議会の議論において、次のような課題意識が示された。
 - ・ 地方から、発効日をどのように決めれば良いのか分からないという声が多く上がっており、一定の目安を示してほしいという意見も聞かれる。地方最低賃金審議会の委員が考えるべき方向性や考慮要素をある程度明確に示す必要があるのではないか。
 - ・ 発効日の決め方について、地方最低賃金審議会の委員の中に迷いや混乱が生じているように思う。中央最低賃金審議会として地方最低賃金審議会に対し、期待していることをメッセージとして改めて示すべきではないか。
 - ・ 「支払い準備」の解釈が過度に柔軟に広がると発効日の後ろ倒しの歯止めがきかなくなるため、一定程度定義し、メッセージとして発出する必要があるのではないか。

(2) 発効日の後ろ倒しの背景と影響の確認

- 地域の実情を把握するため、まずは令和7年度の審議において、越年発効となった6県を含め発効日が後ろ倒しとなった府県の背景と賃上げへの影響を確認した。
(越年発効となった背景)
- 越年発効となった背景については、参考資料1のとおり、県により様々ではあるものの、熊本県を除く5県が、高い引上げ額に言及していた。
(発効日の後ろ倒しや越年発効の影響(企業や事業所への調査))
- 発効日が越年した県における求人賃金の状況について、ハローワークで受理したパートタイムの新規求人賃金を用いて確認したところ、3月発効の群

馬県・秋田県の両県において、令和7年度改定後の地域別最低賃金額を下回る求人の割合（未達求人割合）は、令和7年7月時点では約6割（群馬県：54.0%、秋田県：66.0%）であったところ、同年12月時点で約4割に減少し、令和8年1月時点で3割弱、2月時点で約1割となった（参考資料2）。

同じ企業を対象に継続して調査したものではないことに留意が必要であるが、本データを令和7年7月の未達求人割合に対する各月の未達求人割合の比率で見ると、群馬県（令和8年3月1日発効）の場合、令和7年12月で約7割（70.7%）、令和8年1月で5割、令和8年2月で1割弱（8.3%）に、秋田県（令和8年3月31日発効）の場合、令和7年12月で6割強（62.6%）、令和8年1月で約4割（40.6%）、令和8年2月で3割弱（28.9%）、令和8年3月に5%台（5.6%）となった。なお、本データはハローワークで受理した新規求人賃金に関するものであり、求人を出した企業が自社従業員の最低賃金近傍労働者の賃上げを行った時期を表したものではないことに留意する必要がある。

- 発効日が例年より後ろ倒しされたことの中小企業への影響に関して、独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査を用いた厚生労働省の集計によると、必ずしも地域別最低賃金額の改定による賃上げではない点に留意が必要²だが、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が例年より後ろ倒しされ令和7年11月から令和8年3月までの間であった27府県に本社のある中小企業のうち、約8割の企業が「賃金の引上げ時期に影響はない」と回答した一方、約2割の企業は「引上げ時期を遅らせた（遅らせる予定である）」と回答し、その割合は発効日が遅いほど高くなった。また、発効日が後ろ倒しされたことによる企業経営等への様々な影響について、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した一方、約1割の企業は「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答し、同じくその割合は発効日が遅いほど高くなった。（参考資料3）
- さらに、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が令和8年1月から3月までの間であった6県の労働局において、地域別最低賃金の引上げの影響率が高い6業種³の中小企業・小規模事業者に対し、発効日が後ろ倒しになったことによる賃上げ時期への影響や、その受止め等についてヒアリングを行った。発効日の後ろ倒しを踏まえて賃上げ時期を遅らせたか否かについては、いずれの県でも、「例年より遅らせた」とする事業者もいれば「例年どおり」とする事業者もいた。「遅らせた」事業者の理由として、「賃上げ原資の確保」等

² 発効日が例年より後ろ倒しされたことの労働者への影響に関する厚生労働省の委託調査についても同様の点に留意が必要

³ ①製造業②運輸業・郵便業③卸売業・小売業④宿泊業・飲食サービス業⑤生活関連サービス業・娯楽業⑥サービス業（他に分類されないもの）

の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も多くあった。一方、「例年どおり」とする事業者の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」との回答が多く、他に、「10月発効の他県の支社と合わせて賃上げを行った（福島県、飲食業等）」、「四国4県に支社があるので、一番早いところに合わせて賃上げしている（徳島県、運輸業）」、「（賃上げ時期に期限のある）県の補助金を利用するため（群馬県、製造業）」、「これまでと同じ時期に賃上げがあるという労働者の期待があった（福島県、運輸業）」などの回答があった。また、発効時期が例年より後ろ倒しされたことの受止めとして、「賃上げ原資の確保などの準備期間を確保することができた（熊本、生活関連サービス業）」、「人件費を削減できてありがたい（群馬、小売業等）」などの意見がある一方で、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月末や11月初旬であれば準備は整う（秋田、飲食業）」、「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業所が足並みをそろえて賃上げできるようにした方が良い（徳島県、サービス業）」などの意見があった。（参考資料4）

（発効日の後ろ倒しや越年発効の影響（労働者への調査））

- 他方、発効日が例年より後ろ倒しされたことの労働者への影響に関して、厚生労働省の委託調査によれば、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が令和8年1月から3月までの間であった6県に主な仕事の勤務先がある最賃近傍雇用者（ここでは、時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者を指す。）のうち、約4割の労働者が「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」と回答した一方、3割台半ばの労働者が「遅れた」と回答した。また、地域別最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響について、6割台半ばの労働者が「特に影響はなかった」と回答した一方、約2割の労働者が「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」、約1割の労働者が「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」と回答した。（参考資料5）
- また、同調査において、過去1年間で時間あたり賃金が増えた最賃近傍雇用者について、賃金が増えた時期を確認したところ、「わからない」を除いて、「2025年10月」が3割台半ばと最も多く、「2026年4月」が1割台半ばと次いで多かった。これを令和7（2025）年度の地域別最低賃金の発効日別にみると、令和8（2026）年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」が4割弱と最も多く、令和8年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」が約3割と最も多く、「2026年3月」が3割弱と次いで多くなった。（参考資料6）

(3) 全員協議会における議論

- 発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第 14 条第 2 項に「公示の日から起算して 30 日を経過した日（公示の日から起算して 30 日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされている。
- こうした中で、望ましい発効日の時期や地方最低賃金審議会での審議における考慮要素等に関しては、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨を踏まえると、引上げ額と引き換えに発効日が後ろ倒しされるのは本末転倒であり、早期発効が重要であるという意見があった。また、法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限り公労使で十分に議論した上で決定することを明確にすべきという意見があった。さらに、就業調整の問題など他制度の課題を最低賃金法の枠組みの中に持ち込むことは、最低賃金法の本来の趣旨を歪めるおそれもあるため、できる限り最低賃金法の目的に即して運用することが望ましいとの意見があった。
- 他方で、特に令和 7 年度においては、事業者の予想を大きく上回る高い引上げ幅となった地域もある中で、発効日が後ろ倒しされたことは、企業にとって、賃金原資の確保、給与規程の見直し、就業調整の抑制等の観点から一定の意義があったと考えられるという意見があった。また、発効日のばらつき自体が直ちに問題なのではなく、決定理由についての議論と説明が不十分だった点に課題があり、引上げ額と同程度の重みをもって発効日についても議論を尽くし、その理由を対外的に丁寧に説明することで納得性を高めることが重要であるという意見があった。さらに、地方最低賃金審議会が発効日について議論されたことは大きな進展だが、年度ごとに発効日が大幅に変動すると、労使ともに予見可能性を欠くとともに、年度によっては次の発効日までの期間が短くなることによるデメリットについても踏まえるべきであるという意見もあった。
- さらに、引上げ額と発効日の関係について、次の意見があった。
 - ・ 地方最低賃金審議会の審議では、金額と発効日を分けて議論するプロセスを踏むべきである。最低賃金法上も、地域別最低賃金額の決定原則（第 9 条第 2 項）と発効時期の規定（第 14 条第 2 項）が明確に分けられている。
 - ・ 中央最低賃金審議会の「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」（令和 7 年 8 月 4 日）で「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」と示した趣旨は、発効日を交渉材料にして良いということではなく、引上げ額についてしっかり議論し、引上げを着実に実行できる発効日を地方最低賃金審議会の公労使委員間であわせて議論して決めてほしいという趣旨である。

- ・発効日の設定次第で、額では最下位を回避しつつ、企業側の準備期間を確保するなど、発効日がいわば「交渉材料」として扱われている。発効日が後ろ倒しされることで、名目の引上げ額と実際の引上げ効果との乖離が生じる状況となることは共通の認識とすべきである。物価上昇局面で発効日が遅れると、実質的な引上げ効果は更に低くなる。

(4) 対応方針

- 公労使委員それぞれが、発効日が引上げ額との間で「交渉材料」となっていることへの課題意識や、地方最低賃金審議会における公労使委員間の建設的な議論につながる基盤や指針を示すべきではないかとの認識を示した。そこで、議論を踏まえて、発効日の在り方について、次の基本的考えを確認した。
 - ・発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項に「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされており、指定日発効⁴とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、各地方最低賃金審議会の公労使委員間で、十分に議論して決定すること。
 - ・発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とすべきではない。発効日に関する主な考慮要素として、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害など様々な地域の事情について、公労使委員間で十分に議論した上で、発効日について判断すること。特に企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規程の見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。また、指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、できる限り明らかに示した上で決定すべきこと。
 - ・指定日発効とした地方最低賃金審議会においては、その影響等を把握した上で、翌年度の審議を行うべきであること。

4 その他

その他、ランク区分の見直しや、EU指令についての考え方に関して、委員から以下のような意見が出された。

⁴ 曜日の都合等により1日～数日程度ずらすようなケースは除く。

(1) ランク区分の見直し

- 今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされた。
 - ・現在のランク区分は、額差の幅が大きいBランクと、ほとんど幅のないCランクという構造になっており、目安の示し方として、現在のA B C区分が妥当なのか改めて検討の余地がある。次の見直しでは、現在のA B C区分を前提とした入替えにとどまらず、ランク制度のフレームそのものの在り方について幅広く検討する必要がある。
 - ・ランク区分そのものが、地域間格差を生む一つの要因になっている側面がある。次の見直しでは、どのような指標や考え方に基づいてランクを区分するか、その手法自体についても検証する必要がある。

(2) EU指令についての考え方

- 今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされた。
 - ・EU指令で示された賃金の中央値の 60%や平均値の 50%等の水準について議論する際は、均等待遇の見地から、所定内給与だけでなく特別給与も加味して見る必要がある。
 - ・物価や賃金が大きく変動する時代における合理性のある最低賃金の水準について、労働者の生計費や通常の事業の賃金支払能力の観点から、名目上の水準値がどれほど実質的な意味を持つのかについて、今後の議論の中で意識する必要がある。
 - ・日本と諸外国の賃金制度の違いや、OECDによる国際比較において各国のデータに含まれる賃金の範囲等を精査した上で議論を尽くす必要がある。

5 今後の取組について

- 中央最低賃金審議会は地方最低賃金審議会に対し、令和8年度以降、2及び3の考え方を踏まえた審議を行うことを要望する。
- 4（1）及び（2）について、全員協議会で引き続き議論を行うことで合意した。

発効日を令和8年1月1日以降に指定した県の根拠

参考資料1

発効日指定の根拠	
都道府県名	
秋田県 (令和8年3月31日) 【1,031円、 +16円(+8.4%)】 (参考) 影響率：29.3%	・令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであることや、最賃引上げの影響率は全国でも高い水準にあり(令和6年度全国3位)、令和7年度の引上げで更に影響率が高まることが想定。 ・このような状況から、企業の準備期間を十分に確保する必要性が他県と比較しても高く、制度上可能な最大限の準備期間を確保。
群馬県 (令和8年3月1日) 【1,063円、 +15円(+7.9%)】 (参考) 影響率：18.5%	・これまで目安を大幅に超える改定を行っていないかったことを受け、企業の準備期間を十分確保する必要性がある一方、企業における給料の締め日の状況や「1日」という県民への分かりやすさの観点を踏まえて、最大限の準備期間を確保。
福島県 (令和8年1月1日) 【1,033円 +15円(+8.2%)】 (参考) 影響率：21.9%	・過去に例を見ない大幅な引上げであること、官公需を含めた価格転嫁などの見直しが必要になること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。
徳島県 (令和8年1月1日) 【1,046円 +3円(+6.7%)】 (参考) 影響率：27.4%	・2年間で150円という全国でも例のない大幅引上げとなるため、十分な準備期間を確保する必要があること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。
熊本県 (令和8年1月1日) 【1,034円、 +18円(+8.6%)】 (参考) 影響率：21.6%	・8月10日からの大雨で県内に大きな被害が生じたため、使側は復旧に時間を要するとして令和7年度は例年よりも指定日発効を強く要望した。労側は当初、最賃と今回の大雨被害は別の問題として早期発効を求めたものの、被害状況を踏まえて令和7年度に限った特殊事情として最終的に同意し、答申時期も考慮して発効日を1月1日とすることで労使が合意。
大分県 (令和8年1月1日) 【1,035円、 +17円(+8.5%)】 (参考) 影響率：27.6%	・令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであること、最賃引上げの影響も令和6年度時点で27.6%と高い水準であったが、令和7年度の引上げで更に高まること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。

(注) 影響率は、「令和6年最低賃金に関する基礎調査」によるもので、令和6年度の各地方最低賃金審議会で使用された調査結果から算出した数値（全国平均23.2%）。事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）が調査対象。

2 発効日について

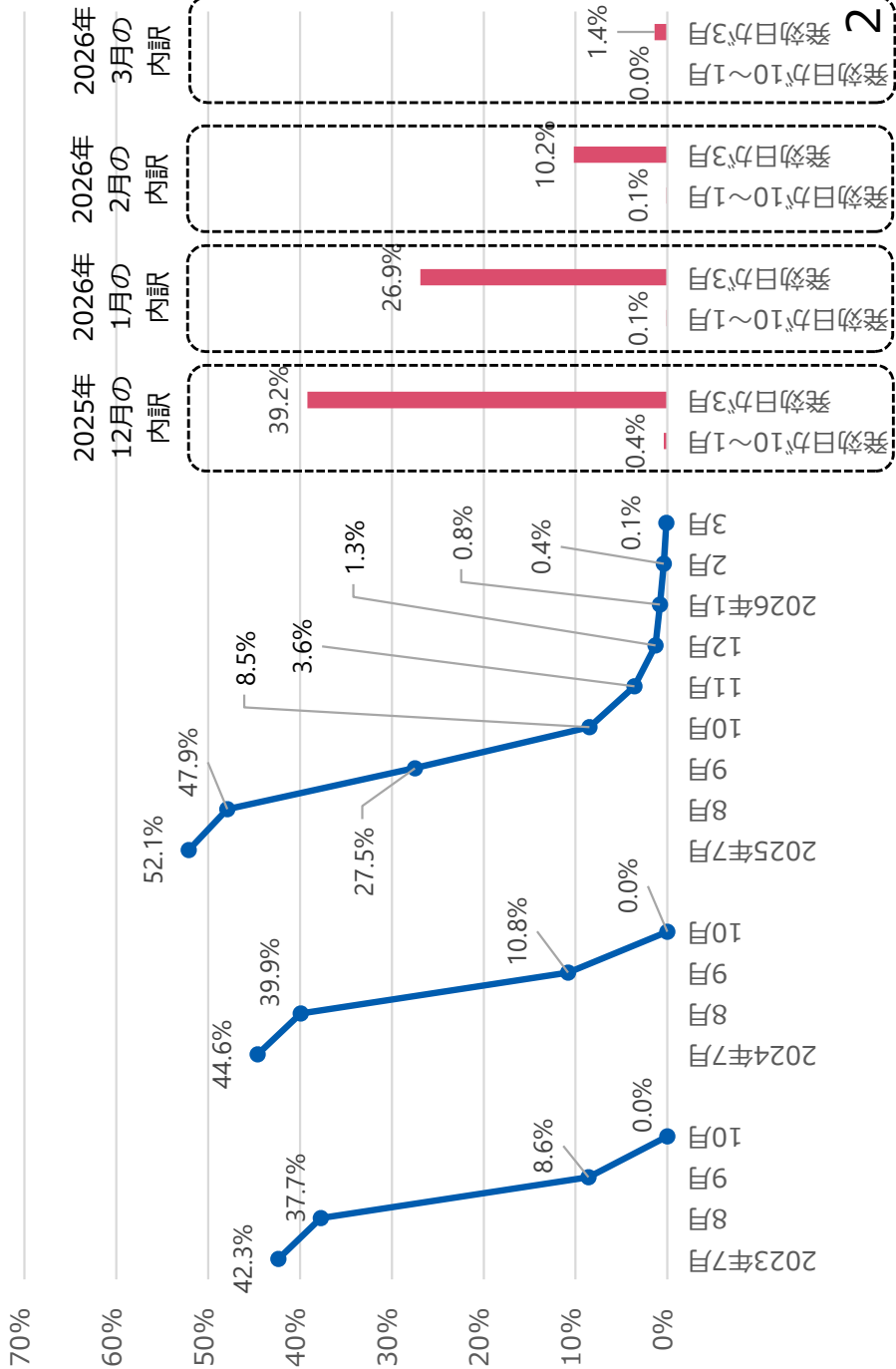
引上げ後の最低賃金を下回ることとなるパートタイム求人の割合
(2025年7月～26年3月、新規求人、一般パートタイム、全国平均)

参考資料 2

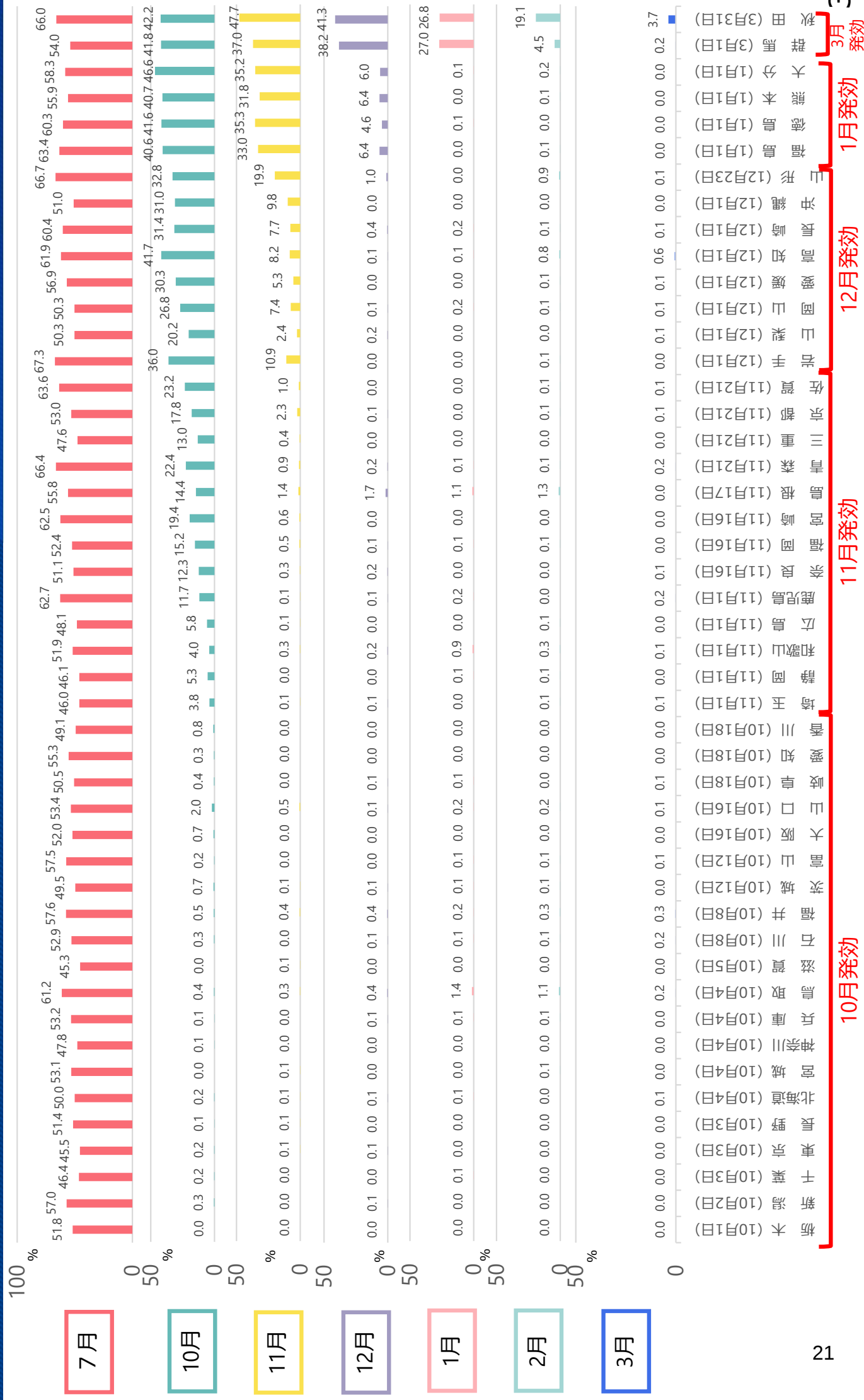
- ハローワークで受理したパートタイムの求人賃金を用いて、引上げ後の最低賃金を下回ることとなる求人の割合（以下、「未達求人割合」という。）を特別集計した。最低賃金との比較に用いる求人賃金は、各求人に記載された「支給額（基本給＋定額的に支払われる手当）」における「下限額」を用いた。
- 令和7年度の全国平均の未達求人割合は、2025年7月は52.1%、8月は47.9%、9月は27.5%、10月は8.5%、11月は3.6%、12月は1.3%、2026年1月は0.8%、2月は0.4%、3月は0.1%となっている。発効日が3月の2県の未達求人割合についてみると、2025年12月は39.2%（発効日が10～1月の45都道府県では0.4%）、2026年1月は26.9%（同0.1%）、2月は10.2%（同0.1%）、3月は1.4%（同0.0%）となっている。
- ※ 既に引上げ後の最低賃金が発効している都道府県であっても、月の後半に発効する場合や夜間の守衛など断続的労働に関する減額特例のケースも含まれることから、割合が0%になっていない場合もあることに留意。

	新規パート 求人数 (全体)	支給額（下限額） が引上げ後の最低 賃金を下回ること となる求人数
2023年7月	320,100	135,536
8月	332,922	125,572
9月	326,980	28,052
10月	361,178	351
2024年7月	322,866	144,038
8月	296,312	118,324
9月	311,026	33,628
10月	362,915	600
2025年7月	315,590	164,322
8月	277,463	132,797
9月	297,333	81,833
10月	333,179	28,240
11月	273,522	9,807
12月	295,966	3,842
うち発効日10月～1月	288,901	1,069
うち発効日3月	7,065	2,773
2026年1月	347,209	2,667
うち発効日10月～1月	338,240	253
うち発効日3月	8,969	2,414
2026年2月	308,324	1,084
うち発効日10月～1月	300,350	272
うち発効日3月	7,974	812
2026年3月	306,624	263
うち発効日10月～1月	298,527	146
うち発効日3月	8,097	117

未達求人割合（全国）の推移



2 発効日について

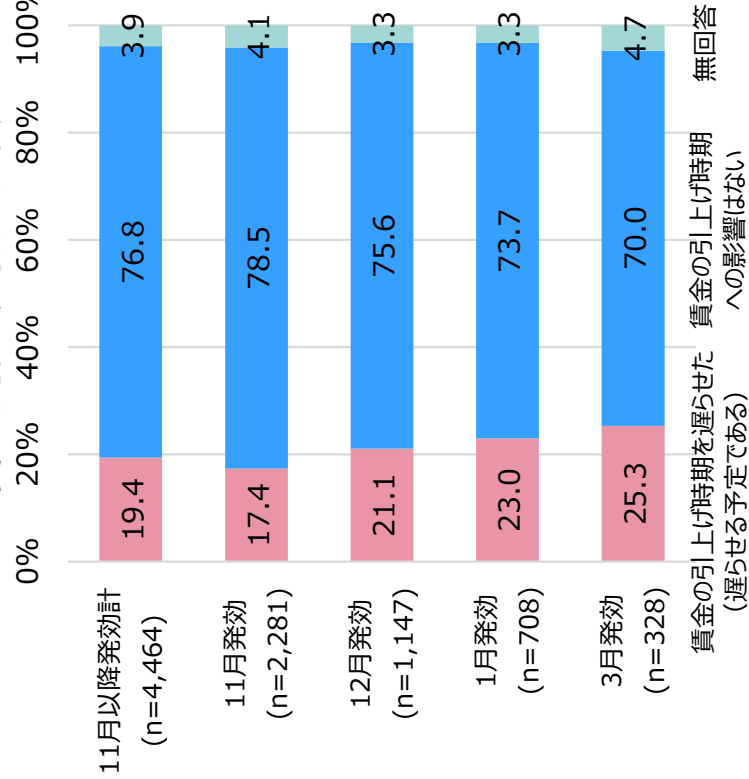


2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの中小企業への影響

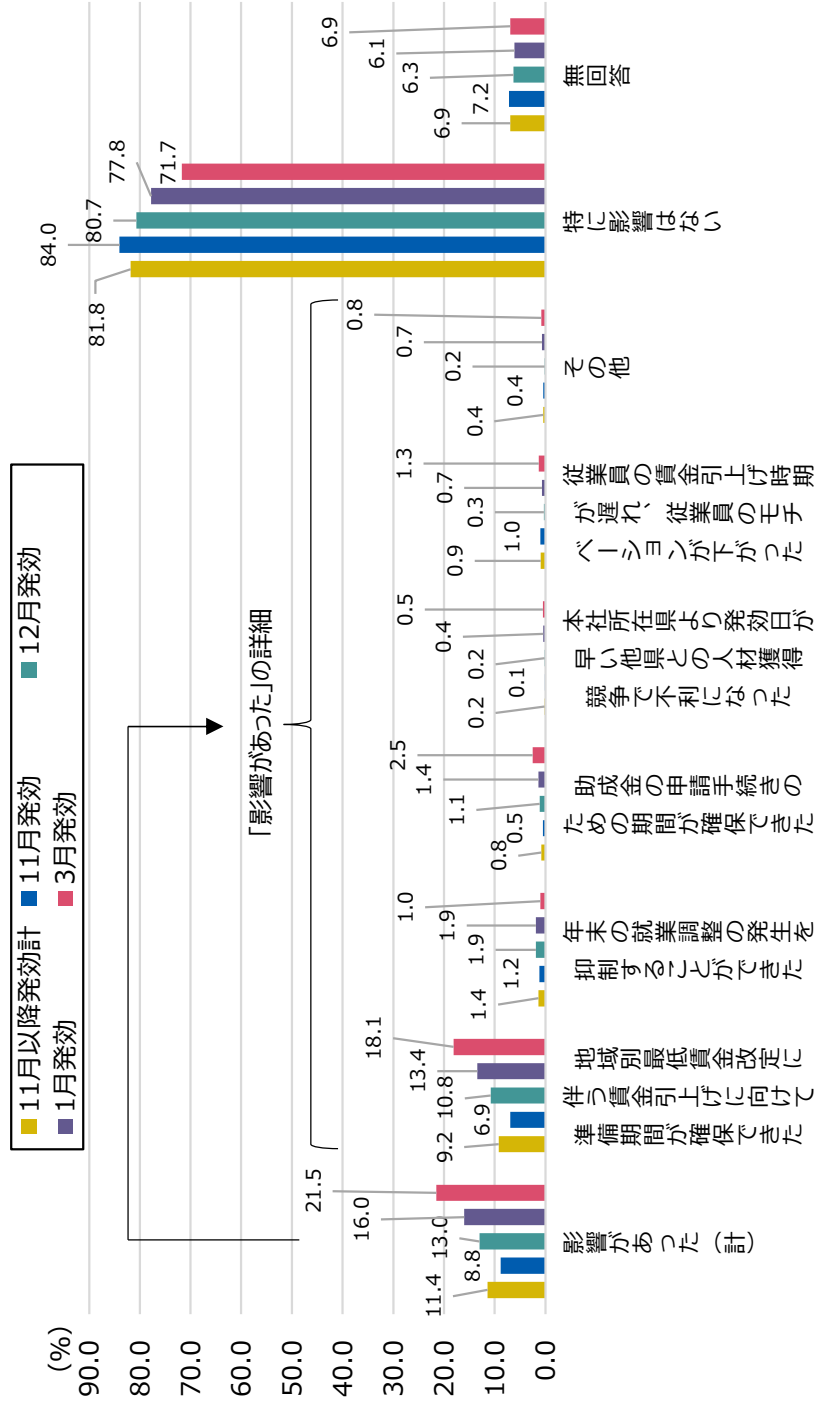
- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く11月から翌3月までの間であった27府県に本社のある企業のうち、「発効日の遅れに伴い賃金の引上げ時期を遅らせた（または遅らせる予定である）」と回答した企業の割合は約2割であり、その割合は、発効日が遅いほど高い。
- 発効日が遅くなったことによる影響については、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した。「影響があった」と回答した企業は約1割であり、発効日が遅いほどその割合は高い。何らかの影響があったと回答した企業の中では、「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答した企業が全体の約1割と最も多く、さらに、発効日が遅いほどその割合は高い。

発効日が遅くなったことに伴い

賃金の引上げ時期が遅れたが



発効日が遅くなったことによる影響 (複数回答)



（資料出所）JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2025年）の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。

調査対象は従業員規模1人以上300人未満の企業。調査期間は2026年1月23日～2月20日（3月末までに到着した調査票を集計）。

(注) 集計対象企業 (8,754社) のうち、本社所在地が、2025年度の地域別最低賃金の発効日が2025年11月1日以降であった、青森、埼玉、静岡、和歌山、島根、広島、福岡、佐賀、宮崎、鹿児島 (以上、11月発効)、岩手、山形、山梨、岡山、愛媛、高知、長崎、沖縄 (以上、12月発効)、福島、徳島、熊本、大分 (以上、1月発効)、秋田、群馬 (以上、3月発効) のいずれかである企業 (4,464社) について集計。「発効日が遅くなったことによる影響 (複数回答) 」(右図) の「影響があった (計) 」は、合計から「特に影響はない」と無回答 を控除したもの。

➤ 発効日が越年した6県（秋田、群馬、福島、徳島、熊本、大分）において、最低賃金引上げの影響率が高い6業種（※）の従業員数概ね300人未満の中小・零細事業者（又は各事業所の人事労務責任者）に対し、発効日が後ろ倒しされたことによる賃上げへの影響等についてヒアリングを行った（1県当たり30～40事業所）。

（※）①製造業、②運輸業・郵便業、③卸売業・小売業、④宿泊業・飲食サービス業、
⑤生活関連サービス業・娯楽業、⑥サービス業（他に分類されないもの）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模20～49人、50～99人の事業所を中心に、約40の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「賃上げ原資の確保」等の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせる」との回答も複数あった。
- 賃上げ時期を遅らせたメリットとして、準備期間のほか、「約半年分、賃上げ分の支払いがなかったことはありがたい（生活関連サービス業・娯楽業）」、「業績の低迷を抑えられた（同）」等の意見があった。また、「価格転嫁がすぐにできない業種なので、準備期間が長く取れてよかった（運輸業）」等の意見もあった。
- 一方で、「例年遅れると、県内でも体力のある企業とそうでない企業に差が生じ、体力のない企業はますます採用が厳しくなる（宿泊業）」など、メリットとともにデメリットを指摘する意見もあった。
- 「例年どおり」とした事業所は、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする答えが多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「引上げ幅が大きいため、（発効日が後ろ倒しになったことで）対策を取ることができた（生活関連サービス業）」とする意見がある一方で、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月末や11月初旬であれば準備は整う（飲食業）」、「令和8年度の発効時期を考えると、3月末まで遅らせる必要はなかった（卸売業・小売業）」とする意見もあった。

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「1～4人」、「5～9人」の事業所を中心に、約50の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「賃上げ原資の確保」等の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせる」との回答も複数あった。また、「遅らせた」とする事業所の中には、「群馬県の賃上げ補助金を利用するために例年より1か月だけ遅らせた（製造業）」（※）との意見もあった。当該事業所は、「県の補助のおかげで大幅な賃上げだという気持ちにならず対策を練れた」と回答。
- （※）当初、令和7年11月末までに賃上げを行った事業所が対象となっていた。
- 「例年どおり」とした事業所の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多く、ほかに、「群馬県の賃上げ補助金を利用するため（製造業）」、「早期の賃上げが社員のやる気につながる（卸売業・小売業）」などの意見があった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「人件費を削減できてありがたい（小売業等）」、「提供するサービスの単価を上げるなど賃上げ原資確保に向けた対応ができた（生活関連サービス業）」、「取引先によっては人件費上昇分の価格転嫁にすぐに対応してもらえないので、交渉期間があつてよかった（製造業）」などの意見があった。一方で、「会社としては助かるが、従業員からは不満が出ると感じる（卸売業・小売業）」などの意見があった。

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「20～49人」、「50～99人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答が多くあった。遅らせたメリットとして、「人件費を抑制できた」とする意見が多くあったが、「10月発効の県にも事業所があるため、会社として2度の対応が必要になった（運輸業）」ことを課題として挙げる事業所もあった。
- 「例年どおり」とした事業所については、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かったが、ほかに、「10月発効の他県の支社と合わせて賃上げを行った（飲食業等）」、「これまでと同じ時期に賃上げがあるという労働者の期待があった（運輸業）」などの意見もあった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「引上げ幅が大きかったので、（発効日まで）余裕ができたのは利点だが、10月発効の県に所在する事業所は10月に賃上げを行ったため、2度の対応が煩雑だった（運輸業）」等の意見があった。

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」事業所の理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との意見が多くあった。遅らせたメリットとして、「事務的な準備期間のほか、人件費抑制の面でも助かった（飲食業）」、「パート労働者の就業調整を避けられた（製造業）」等の意見があった。また、「県内の下請けとの関係で、1月1日の発効日に合わせて価格転嫁に応じることで（まとめて）対応した（製造業）」との意見もあった。
- 「例年どおり」とした事業所については、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かったが、ほかに、「香川が本社で四国4県に支社があるので、金額は一番高いところ、発効日は一番早いところに合わせて賃上げしている（運輸業）」との意見があった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「賃金改定の手続きに要する時間が確保できた（製造業）」、「決定から発効まで3か月程度あった方が良いので、今回の1月はよかった（運輸業）」と評価する意見があった一方で、「四国4県に支店があるため、県ごとにばらばらにならない方が良い（卸売業、小売業）」、「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業所が足並みをそろえて賃上げできるようにした方が良い（サービス業）」との意見もあった。

熊本県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」、「50～99人」の事業所を中心に、約40の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答が多くあった。その他、「賃金規程の見直しのため（卸売業・小売業等）」や「発注先と契約料金アップの交渉を行ったため（サービス業（他に分類されないもの）」、「新年度の契約更新時に人件費等の価格転嫁を行うため、10月に賃上げすると半年分の人件費増加分を自社で先行負担する必要があるが、その先行負担分を減らすため（同）」などの回答があった。
- 「例年どおり」とする企業の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「賃上げ原資の確保などの準備期間を確保することができた（生活関連サービス業）」、「人件費支出を3か月分抑制できたため、収益にプラスとなった（小売業）」、「価格転嫁や契約見直しの準備期間を確保できた（サービス業（他に分類されないもの）」との意見があった一方で、「『最低賃金改定済み』と他県のニュースが先行して流れるので、従業員への説明が必要になった（生活関連サービス業）」などの意見もあった。
- 他県よりも後ろ倒しになったことについて、「佐賀県にも事業所があるので、発効時期を統一してほしい（運輸業）」、「（全国に店舗があるが）賃金計算は本社一括で対応するため、発効日がばらばらだと担当者の業務が煩雑になる。発効日又は月を統一してほしい（小売業）」との意見があった。

（その他）

- 発効日の周知に関して、「今回、例年の10月から後ろ倒しとなった正式な理由もよくわからない。毎年変わるなら、企業側への説明も必要ではないか（製造業）」との意見があった。

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」理由として、「最低賃金の発効時期に合わせた」との回答が多かったが、ほかに、「上げ幅が大きかったのでバランスを取るため全社的な賃上げを行ったことから準備期間が必要だった（製造業）」等の意見があった。
- 「遅らせた」利点として、「資金繰りなどの準備ができた（製造業）」、「（発効日の前日までが申請期限となっている）業務改善助成金を有効に活用できた（生活関連サービス業）」等の意見が出された。他方で、「（発効時期が異なる）他県にも支店があるため、従業員同士で不公平感が生まれる可能性がある（運輸業）」等の意見もあった。
- 「例年どおり」とする企業の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

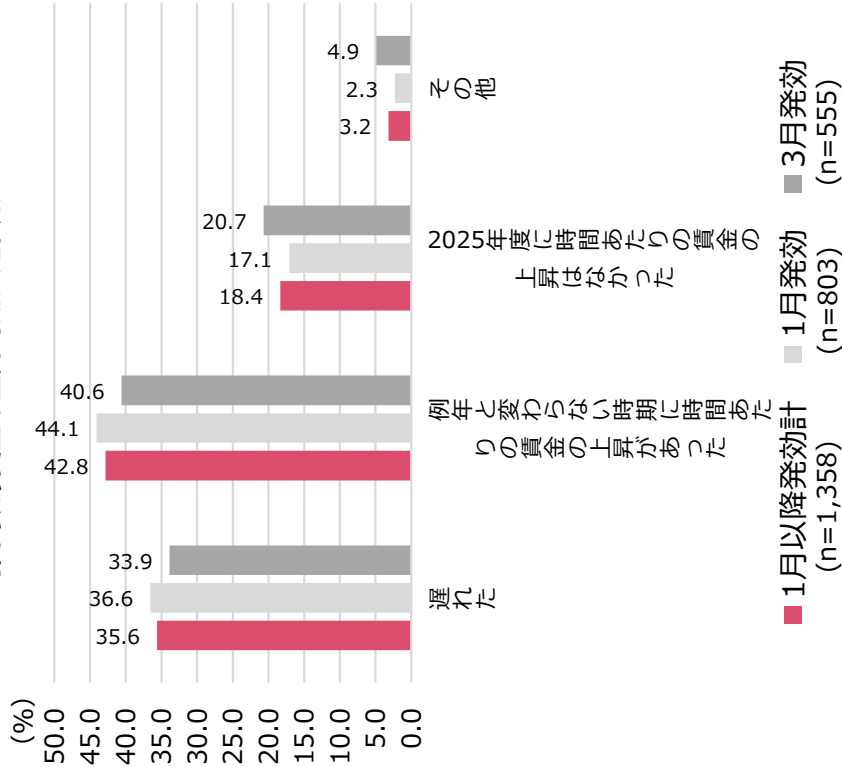
- 「利点があるので、もっと遅らせても良い（製造業）」、「上がり幅が大きいのので、中小・零細企業の資金繰りを考えると納得（製造業）」などの意見がある一方で、「他県に営業所があるので、できれば発効日は全国一律にしてほしい（運輸業）」、「（複数県で事業展開しているため、）都道府県によって発効日が異なると賃上げのタイミングが何度もあり、担当部署にとって負担（飲食業）」、「他県と発効日が異なる場合には余裕をもって周知してほしい」等の意見もあった。

2 発効日について

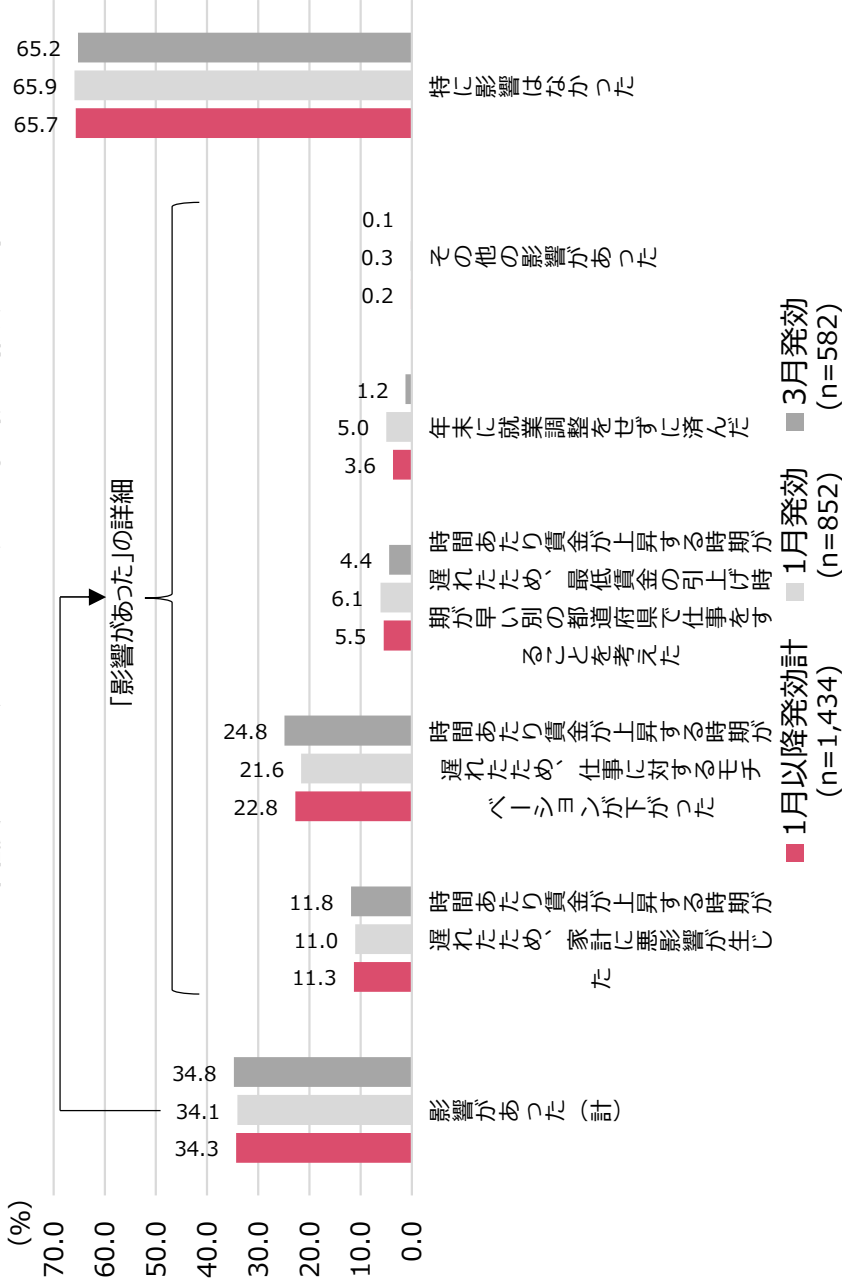
2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの最賃近傍雇用者への影響

- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者に対し、最低賃金の引上げ時期が遅れたことにより時間あたり賃金の上昇時期は遅れたかを尋ねたところ、「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」が42.8%、「遅れた」が35.6%であった。
- 最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響を尋ねたところ、「特に影響はなかった」が65.7%、「影響があった」は34.3%であった。何らかの影響があったと回答した中では、「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」が最も多く22.8%、次いで「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」が11.3%となっている。

時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか



最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響（複数回答）



（資料出所）株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」（2026年、厚生労働省委託事業）の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。

調査対象は時間あたり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者（最賃近傍雇用者）。調査期間は2026年5月1日～15日。WEB上でのモニター調査。

集計にあたっては、「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した性別、年齢階級、勤務地の地域区分別の最賃近傍雇用者の構成比と同様となるよう、復元処理を行っている。

（注）25年度における最低賃金の引上げが例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者について集計。

（注）内は集計に用いた復元前のサンプル数を示す。「時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか」については、本調査内での設問間の回答内容が整合的でない回答者（1月以降発効計の1,434サンプル中76）を除いて集計した。

「最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響（複数回答）」（右図）は、合計から「特に影響はなかった」を除外したものである。

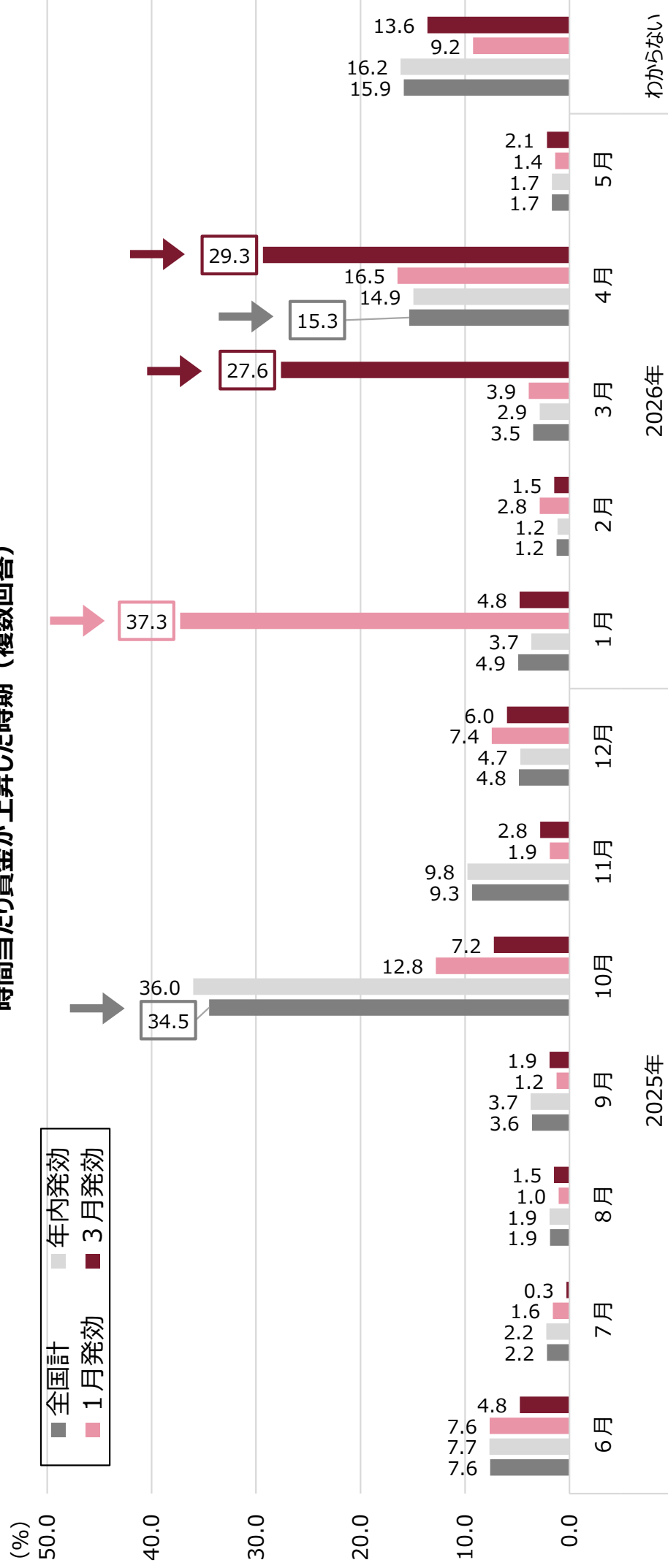
2 発効日について

発効日別にみた最賃近傍雇用の時間当たり賃金が上昇した時期

参考資料6

- 過去1年間で時間当たり賃金が上昇した最賃近傍雇用者について、賃金が増加した時期は、「わからない」を除いて、「2025年10月」(34.5%)が最も多く、「2026年4月」(15.3%)が次いで多い。これを2025年度の最低賃金の発効日別にみると、2026年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」(37.3%)が最も多く、2026年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」(29.3%)が最も多く、「2026年3月」(27.6%)が次いで多くになっている。

時間当たり賃金が増加した時期（複数回答）



(資料出所) 株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2026年、厚生労働省委託事業)の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。
調査対象は時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者(最賃近傍雇用者)。調査期間は2026年5月1日～15日。WEB上でのモニター調査。

集計にあたっては、「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した性別、年齢階級、勤務地の地域区分別の最賃近傍雇用者の構成比と同様となるよう、復元処理を行っている。

(注) 本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者(全4,033サンプル中76)を除いて集計した。有効回答者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者(全体の56.3%(復元処理後の集計値))について集計。

「1月発効」は福島、徳島、熊本、大分の各県(集計に用いたサンプル数は復元前510)、「3月発効」は秋田、群馬の各県(同389)、「年内発効」はそれ以外の41都道府県に勤務地の所在する者を指す。

複数回答であるため、年に2回以上賃金の上昇があった場合には、複数の時期を回答しているケースも存在する。このため、回答割合の合計は100%を超える。

令和8年4月22日

滋賀県内経済情勢報告

(令和8年4月判断)

1. 総論

【総括判断】 「緩やかに持ち直している」

項 目	前回 (8年1月判断)	今回 (8年4月判断)	前回 比較
総括判断	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している	→

(注) 8年4月判断は、前回8年1月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

(判断の要点)

個人消費は、緩やかに持ち直しつつある。生産活動は、緩やかに持ち直している。雇用情勢は、持ち直しつつある。

【主な項目の判断】

項 目	前回 (8年1月判断)	今回 (8年4月判断)	前回 比較
個人消費	緩やかに持ち直しつつある	緩やかに持ち直しつつある	→
生産活動	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している	→
雇用情勢	持ち直しつつある	持ち直しつつある	→
設備投資	7年度は前年度を上回る見込みとなっている	7年度は前年度を上回る見込みとなっている	→
企業収益	7年度は減益見込みとなっている	7年度は減益見込みとなっている	→

【先行き】

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかに持ち直していくことが期待されるものの、中東情勢等の影響を注視する必要がある。

2. 各論

【主な項目】

■ 個人消費 「緩やかに持ち直しつつある」

百貨店・スーパー販売は、消費者の節約志向がみられるものの、物価上昇の影響により、前年を上回っている。

コンビニエンスストア販売は、物価高により客単価が上昇しているものの、来店客数が減少しており、前年並みとなっている。

ドラッグストア販売は、医薬品などの売行きが好調であるほか、新規出店効果もあり、前年を上回っている。

ホームセンター販売は、物価高により客足が減少しているものの、除雪用品等の冬物商品に動きがみられており、前年並みとなっている。

家電大型専門店販売は、エアコンなどが好調であり、前年を上回っている。

乗用車の新車登録届出台数は、普通・小型車、軽自動車ともに前年を下回っている。

観光動向は、国内客を中心に堅調となっている。

(主なヒアリング結果)

- 節約志向により割安感のある大容量品の需要が増加するとともに、比較的安価なプライベートブランド商品の売上も堅調に推移している。(百貨店・スーパー)
- 複数購入割引などのキャンペーン対象商品の売行きが好調であるほか、単価の安い商品が特に売れていることから消費者の節約志向が感じられる。なお、郊外ではドラッグストアなどとの競合が激しく、厳しい環境が続いている。(コンビニエンスストア)
- 花粉症関連の医薬品が好調に推移するとともに、ハンドクリームや日焼け止めといった日用品の売上が増加している。(ドラッグストア)
- 除雪用品等の売行きが好調であったものの、ドラッグストア等との価格競争により来店客数が減少している。(ホームセンター)
- エアコンについては、2027年度より実施される省エネ基準の厳格化を見据え、現行の低価格モデルが基準対象外となる前の買い替え需要が高まっており、売上は好調に推移。(家電量販店)
- 車両価格の高騰により小型車の需要が高まっているものの、供給制約で受注できていない車種が複数あり、納車台数は横ばいで推移している。(自動車販売店)
- 収益確保を図るべく客室単価の引上げを進めたことから、宿泊客数は若干減少しているものの、大きな落ち込みもなく売上は堅調に推移している。(宿泊)
- 自動案内システムや配膳ロボットの導入などのDX化により、業務効率化が進むとともに回転率が上昇していることから売上が増加している。(飲食サービス)

■ 生産活動 「緩やかに持ち直している」

鉱工業指数（生産）でみると、電気・情報通信機械などが低下しているものの、化学や汎用・業務用機械などが上昇しており、生産活動は、緩やかに持ち直している。

(主なヒアリング結果)

- 半導体製造関連においては、中国・台湾からの受注が旺盛であるとともに、データセンター向けの需要も拡大している。(生産用機械)
- 人手不足を背景に、あらゆる業種で工場や物流センター内の省力化ニーズが上昇しており、運搬装置が堅調。(汎用機械)
- 咽喉向け一般医薬品の需要が増加していることから、大手製薬会社から受託生産の引き合いが強くなっている。(化学)
- 性能による差別化が難しい家電製品は安価な海外製の商品にシェアをとられている状況。また、節約志向により、買い替えサイクルが長期化していることも低調の要因となっている。(電気機械)
- 中東情勢の影響でナフサ価格が上昇しており、仕入先から値上要求を受けている。原材料の確保が最優先であることから値上げを受け入れるしかないが、供給不足を懸念している。(プラスチック)

■ 雇 用 情 勢 「持ち直しつつある」

有効求人倍率は足下で低下しているものの、引き続き1倍を超える水準で推移しているほか、法人企業景気予測調査(1～3月期)では、製造業・非製造業ともに「不足気味」超となっていることなどから、雇用情勢は、持ち直しつつある。

(主なヒアリング結果)

- 即戦力を確保するために中途採用等の募集を進めているが、給与条件等を含めたミスマッチも多く、採用活動が難航している。(金属製品)
- 理系人材が不足しているなかで中途採用に注力しているが、人材紹介会社を活用することで、当社に適した人材を紹介してもらえるため高い定着率を維持できている。(業務用機械)
- 作業工程の効率化を図るべく、AIを活用した検査設備を導入し、省人化を進めている。(窯業・土石)
- 人手不足を解消すべく、スポットワークを必要に応じて取り入れている。不足感のある業務や時間帯に限定した募集が可能のため、効率良く人手を確保できている。(宿泊)
- 現場監督者に不足感があるなかで、本来確保したい理工系の新卒が著しく不足しているため、文系学部卒の人材を含めた募集を進めている。専門分野を問わない人材を活用すべく、研修制度を拡充させており、徐々に文系卒の採用が増加している。(建設)

■ 設 備 投 資 「7年度は前年度を上回る見込みとなっている」 「法人企業景気予測調査(全産業)」8年1～3月期

7年度の設備投資は、全産業で1.3%増(対前年度増減率、以下同じ。)の見込みとなっており、産業別では、製造業で▲14.3%減、非製造業で17.9%増の見込みとなっている。

■ 企 業 収 益 「7年度は減益見込みとなっている」 「法人企業景気予測調査(全産業)」8年1～3月期

7年度の経常利益は、全産業で▲13.8%(対前年度増減率、以下同じ。)の減益見込みとなっており、産業別では、製造業で▲20.0%の減益見込み、非製造業で17.5%の増益見込みとなっている。

【その他の項目】

■ 住 宅 建 設 「前年を上回っている」

新設住宅着工戸数でみると、分譲住宅などが増加していることから、全体で前年を上回っている。

■ 公 共 事 業 「前年を下回っている」

前払金保証請負金額でみると、独立行政法人等で減少していることから、全体で前年を下回っている。

■ 企 業 倒 産 「件数、負債金額ともに前年を下回っている」

倒産件数、負債金額ともに前年を下回っている。

■ 企業の景況感 「「下降」超となっている」 「法人企業景気予測調査(全産業)」8年1～3月期

企業の景況判断 BSI でみると、現状判断は「下降」超となっている。先行きについても「下降」超の見通しとなっている。

お問合せ先：大津財務事務所 財務課 TEL077-522-6455

財 務 省



法人企業景気予測調査

(令和 8 年 4～6 月期調査)

滋賀県分

令和 8 年 6 月 11 日

財務省 近畿財務局 大津財務事務所

【お問い合わせ先】

財務省近畿財務局大津財務事務所 財務課

電話：077-522-6455（ダイヤルイン）

目次

調査要領等	1
1. 企業の景況	2
2. 雇用	4
3. 売上高・経常利益	5
4. 設備投資	6

【調査要領等】

1. 調査の根拠と目的

本調査は、経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状及び今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的に、統計法に基づく一般統計調査として四半期毎に実施している。

2. 調査時点

令和8年5月15日（前回調査 令和8年2月15日）

3. 調査対象期間

- (1) 判断調査項目 令和8年 4～6月期（又は 6月末）見込み
令和8年 7～9月期（又は 9月末）見通し
令和8年 10～12月期（又は 12月末）見通し
- (2) 計数調査項目 令和8年度実績見込み

4. 調査対象企業の範囲

滋賀県に所在する資本金、出資金又は基金（以下、「資本金」という。）1千万円以上の法人。ただし、電気・ガス・水道業及び金融・保険業は資本金1億円以上を対象とする。

5. 集計方法

判断調査項目、計数調査項目ともに単純集計を行っている。

6. 標本企業の選定方法及び調査票の回収状況

標本は、四半期別法人企業統計調査の標本などから、一定の方法により選定を行う。

調査対象企業による自記記入方式とし、郵送による提出もしくはオンライン入力により回答を得ている。

なお、毎年4～6月期調査前に標本の抽出替えを行っている。

（調査対象企業数・回収率）

	全産業			製造業			非製造業		
	標本 企業数	回 企業数	回 収率 (%)	標本 企業数	回 企業数	回 収率 (%)	標本 企業数	回 企業数	回 収率 (%)
全規模	105	86	81.9	49	40	81.6	56	46	82.1
大企業	22	20	90.9	15	13	86.7	7	7	100.0
中堅企業	23	21	91.3	11	10	90.9	12	11	91.7
中小企業	60	45	75.0	23	17	73.9	37	28	75.7

（注）大企業：資本金10億円以上

中堅企業：資本金1億円以上10億円未満

中小企業：資本金1千万円以上1億円未満

なお、本文で「全産業」のみの記載は「全規模の全産業」を示す

7. 業種分類

日本標準産業分類に基づき業種分類を行っている。

（参考：BSIについて）

BSI（ビジネス・サーベイ・インデックス）とは、前期と比較した変化方向別の回答社数構成比から、先行きの経済動向を予測する方法である。

例：「企業の景況判断」の場合、前期と比べて

「上昇」と回答した企業の構成比…40.0% 「不変」と回答した企業の構成比…25.0%

「下降」と回答した企業の構成比…30.0% 「不明」と回答した企業の構成比…5.0%

BSI = （「上昇」と回答した企業の構成比 40.0%）

－ （「下降」と回答した企業の構成比 30.0%） = 10.0%ポイント

1. 企業の景況

— 全産業の現状判断は「下降」超 —

(大企業、中小企業は「下降」超、中堅企業は「上昇」超)

8年4～6月期の企業の景況判断BSI（前期比「上昇」－「下降」社数構成比、原数値）をみると、全産業は「下降」超となっている。

産業別では、製造業は「上昇」と「下降」が均衡、非製造業は「下降」超となっている。

規模別では、大企業、中小企業は「下降」超、中堅企業は「上昇」超となっている。

先行きについて、8年7～9月期は、大企業、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっている。

企業の景況判断BSI（原数値）

（前期比「上昇」－「下降」社数構成比：％ポイント）

区 分		8年1～3月 (前回調査時) 現 状 判 断	8年4～6月 現 状 判 断	8年7～9月 見 通 し	8年10～12月 見 通 し
全 産 業		(△ 18.6)	(△ 3.5) △ 7.0	(9.3) △ 9.3	△ 2.3
	製 造 業	(△ 19.5)	(△ 2.4) 0.0	(17.1) △ 5.0	5.0
	非 製 造 業	(△ 17.8)	(△ 4.4) △ 13.0	(2.2) △ 13.0	△ 8.7
規 模 別	大 企 業	(△ 5.0)	(△ 5.0) △ 5.0	(20.0) 5.0	5.0
	中 堅 企 業	(△ 17.4)	(△ 17.4) 9.5	(0.0) 9.5	19.0
	中 小 企 業	(△ 25.6)	(4.7) △ 15.6	(9.3) △ 24.4	△ 15.6

(注1) 回答社数：86社

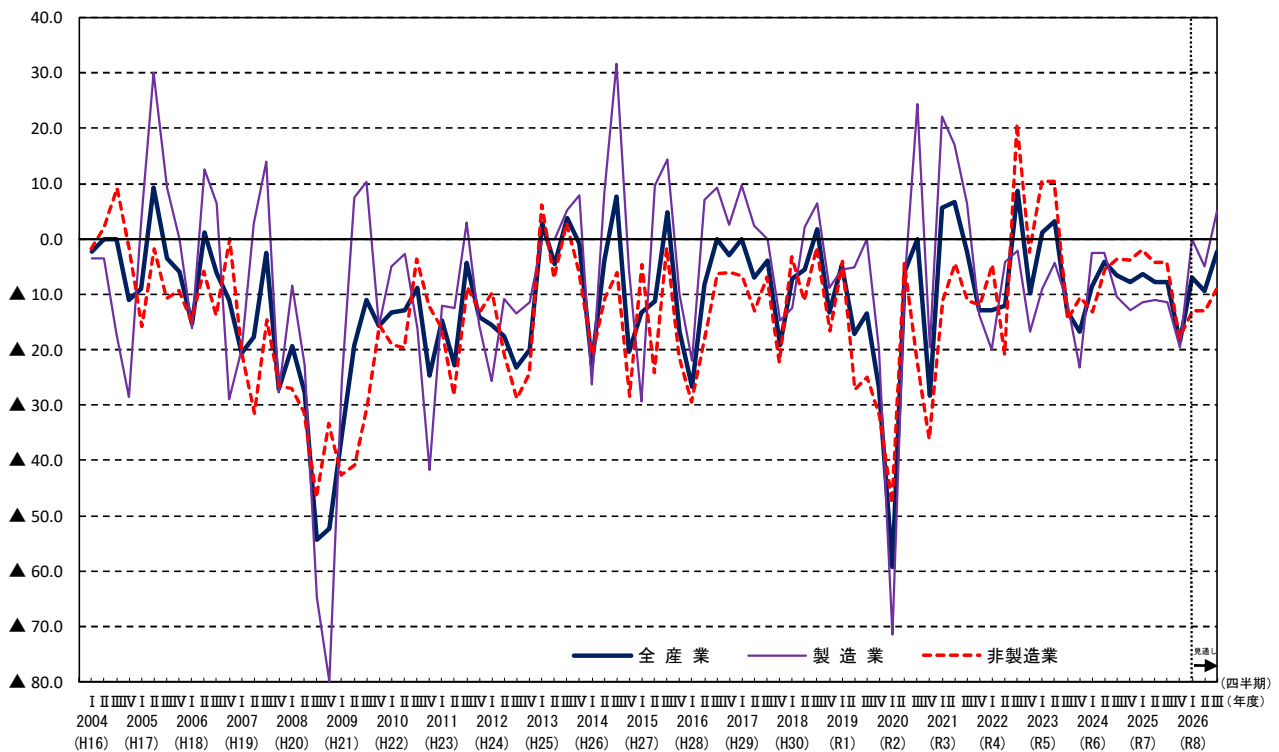
(注2) () は前回(8年1～3月期)調査結果

企業の景況判断BSIの推移（原数値）

①産業別

（単位：％ポイント）

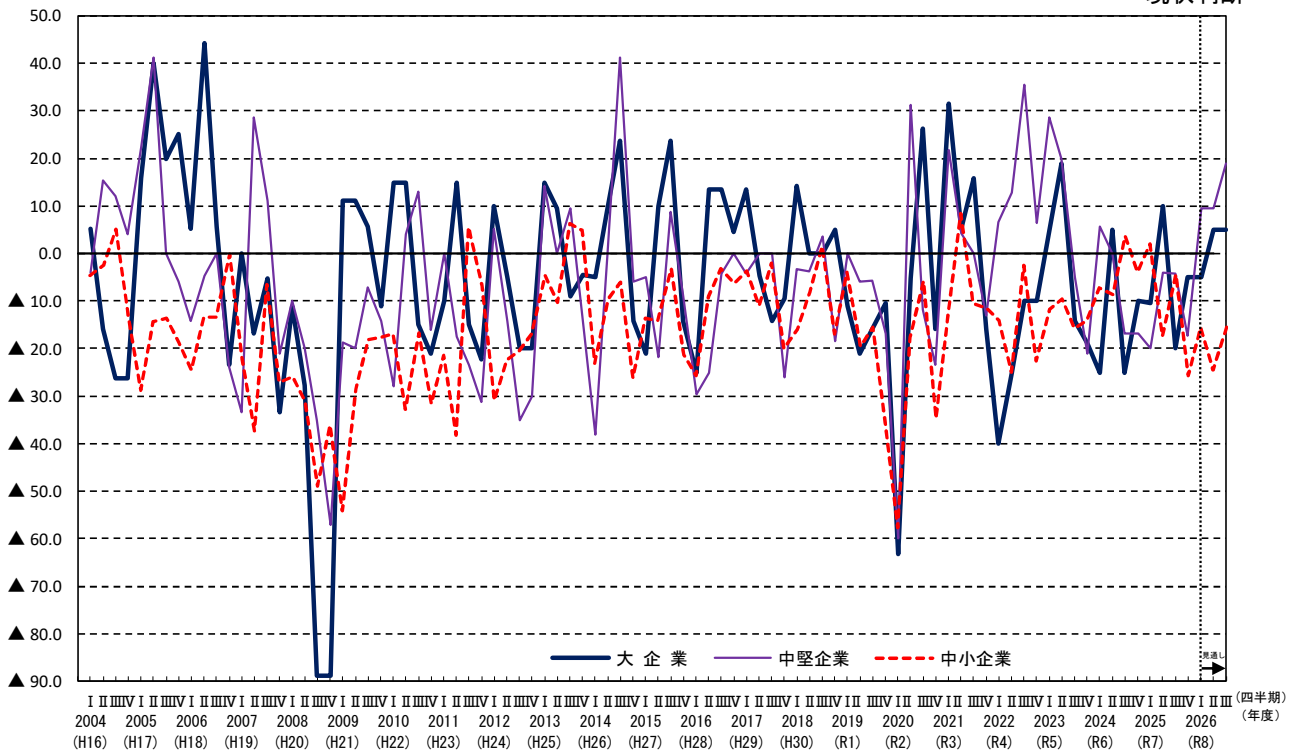
現状判断



②規模別

（単位：％ポイント）

現状判断



2. 雇用

— 全産業の現状判断は「不足気味」超 —

8年6月末時点の従業員数判断BSI（期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比、原数値）をみると、全産業は「不足気味」超となっている。

産業別では、製造業、非製造業ともに「不足気味」超となっている。

規模別では、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超となっている。

先行きについて、8年9月末は、全産業で「不足気味」超で推移する見通しとなっている。

従業員数判断BSI（原数値）

（期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比：％ポイント）

区 分		8年3月末 (前回調査時) 現 状 判 断	8年6月末 現 状 判 断	8年9月末 見 通 し	8年12月末 見 通 し
全 産 業		(39.5)	(34.9) 30.2	(29.1) 29.1	29.1
	製 造 業	(39.0)	(34.1) 32.5	(24.4) 27.5	25.0
	非 製 造 業	(40.0)	(35.6) 28.3	(33.3) 30.4	32.6
規 模 別	大 企 業	(20.0)	(20.0) 25.0	(20.0) 25.0	25.0
	中 堅 企 業	(47.8)	(39.1) 47.6	(30.4) 38.1	42.9
	中 小 企 業	(44.2)	(39.5) 24.4	(32.6) 26.7	24.4

（注1） 回答社数：86社

（注2） （ ）は前回（8年1～3月期）調査結果

3. 売上高・経常利益（除く電気・ガス・水道、金融・保険）

— 8年度の売上高は5.1%の増収見込み、経常利益は12.0%の増益見込み —

① 売上高

8年度の売上高は、全産業で5.1%（対前年度増減率、以下同じ。）の増収見込みとなっている。

産業別では、製造業で4.6%の増収見込み、非製造業で5.5%の増収見込みとなっている。

規模別では、大企業、中堅企業は増収見込み、中小企業は減収見込みとなっている。

（対前年度増減率：％）

	全	産 業		規 模 別		
		製 造 業	非製造業	大 企 業	中堅企業	中小企業
8 年 度	5.1	4.6	5.5	6.0	3.3	△ 3.8

（注） 7・8年度ともに回答があった企業（61社）を基に単純集計

② 経常利益

8年度の経常利益は、全産業で12.0%（対前年度増減率、以下同じ。）の増益見込みとなっている。

産業別では、製造業で9.9%の増益見込み、非製造業で15.1%の増益見込みとなっている。

規模別では、大企業は増益見込み、中堅企業、中小企業は減益見込みとなっている。

（対前年度増減率：％）

	全	産 業		規 模 別		
		製 造 業	非製造業	大 企 業	中堅企業	中小企業
8 年 度	12.0	9.9	15.1	15.6	△ 8.3	△ 1.3

（注） 7・8年度ともに回答があった企業（61社）を基に単純集計

4. 設備投資（除く土地、含むソフトウェア投資）

— 8 年度は全産業で 50.9%の増加見込み —

8 年度の設備投資は、全産業で 50.9%（対前年度増減率、以下同じ。）の増加見込みとなっている。

産業別では、製造業で 110.2%増、非製造業で 14.7%増の見込みとなっている。

規模別では、大企業、中堅企業は前年度を上回る見込み、中小企業は前年度を下回る見込みとなっている。

（対前年度増減率：％）

	全	産 業		規 模 別		
		製 造 業	非製造業	大 企 業	中堅企業	中小企業
8 年 度	50.9	110.2	14.7	54.4	30.3	△ 6.7

（注） 7・8 年度ともに回答があった企業（66 社）を基に単純集計



資料提供

(県 政)



提供年月日：令和8年(2026年)6月26日
部 局 名：総合企画部
所 属 名：統計課
係 名：EBPM支援係
担当者名：藤井、西尾
連絡先(内線)：077-528-3397 (3397)

滋賀県鉱工業指数(令和 8 年(2026 年) 4 月速報)

生産は3か月ぶりの低下、出荷は2か月連続の低下、在庫は3か月連続の低下

令和8年(2026年)6月26日 滋賀県統計課

【概 要】

(1) 生産指数は3か月ぶりの低下

生産指数(季節調整済、令和2年基準)は100.6、前月比△9.3%と低下しました。

全 13業種のうち、化学工業、生産用機械工業など8業種が低下に寄与し、汎用・業務用機械工業、食料品工業など5業種が上昇に寄与しました。

また、原指数は101.1で前年同月比6.4%と上昇しました。

(2) 出荷指数は2か月連続の低下

出荷指数(季節調整済、令和2年基準)は102.7、前月比△6.3%と低下しました。

全 13業種のうち、生産用機械工業、化学工業など6業種が低下に寄与し、汎用・業務用機械工業、電気・情報通信機械工業など7業種が上昇に寄与しました。

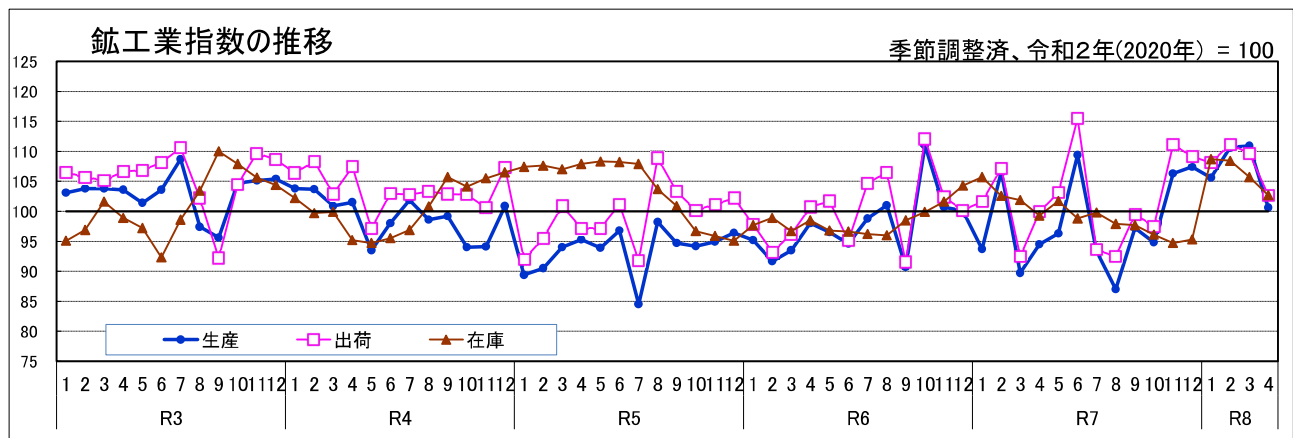
また、原指数は99.5で前年同月比2.8%と上昇しました。

(3) 在庫指数は3か月連続の低下

在庫指数(季節調整済、令和2年基準)は102.7、前月比△2.8%と低下しました。

全 13業種のうち、電気・情報通信機械工業、プラスチック製品工業など7業種が低下に寄与し、輸送機械工業、食料品工業など4業種が上昇に寄与しました。生産用機械工業とパルプ・紙・紙加工品工業は先月と同じでした。

また、原指数は106.3で前年同月比3.4%と上昇しました。



鉱工業総合

	滋賀県 R2=100				近畿(近畿経済産業局) R2=100			
	季節調整済指数		原 指 数		季節調整済指数		原 指 数	
	前月比 (%)		前年同 月比(%)		前月比 (%)		前年同 月比(%)	
生産	100.6	△ 9.3	101.1	6.4	98.7	△ 1.1	98.5	3.9
出荷	102.7	△ 6.3	99.5	2.8	98.5	0.8	96.7	3.8
在庫	102.7	△ 2.8	106.3	3.4	98.6	△ 1.3	96.9	△ 8.1
全国(経済産業省) R2=100				注1 前月比(%)は季節調整済指数、前年同月比(%)は原指数によります。				
季節調整済指数				注2 △は低下を示します。				
前月比 (%)				注3 近畿は福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府5県です。				
前年同 月比(%)				注4 指数は滋賀県および近畿は速報値、全国は確報値です。				
生産	102.5	0.5	101.8	2.0				
出荷	101.0	1.3	99.5	1.8				
在庫	96.0	△ 0.3	94.5	△ 5.0				

業種別の動向

		主な業種	前月比(%)	前年同月比(%)
生産	上昇	汎用・業務用機械工業	44.3	7.3
		食料品工業	15.3	4.4
	低下	化学工業	△ 24.3	52.7
		生産用機械工業	△ 24.4	△ 38.4
出荷	上昇	汎用・業務用機械工業	42.0	5.5
		電気・情報通信機械工業	19.2	13.0
	低下	生産用機械工業	△ 30.2	△ 47.2
		化学工業	△ 17.7	46.1
在庫	上昇	輸送機械工業	648.1	912.7
		食料品工業	19.9	6.2
	低下	電気・情報通信機械工業	△ 14.7	3.9
		プラスチック製品工業	△ 5.7	△ 10.0

(参考)

令和8年4月 生産指数の業種の主な変動要因

令和2年(2020年)=100

○生産指数	業種	品目分類
上昇	汎用・業務用機械工業	運搬装置
	食料品工業	－
低下	化学工業	化粧品
	生産用機械工業	半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置

【お知らせ】

■ 令和 8 年 5 月速報は、令和 8 年 7 月下旬に公表する予定です。

■ 滋賀県公式ホームページでも指数をお知らせしています。

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/tokei/koukougyou/shisuu/300389.html>)

【お問合せ先】

〒520-8577 (住所は不要です)

滋賀県総合企画部 統計課 EBPM支援係

TEL 077-528-3397 (直通)

FAX 077-528-4835

メールアドレス cv0002@pref.shiga.lg.jp

業種別生産指数（令和2年（2020年）＝100）

区 分	鉱工業総合																		
	ウ ェ イ ト	鉄 鋼・ 非鉄金属 工 業		鉄鋼業	非鉄金属 工 業	金 属 工 業	生 産 用 機 械 工 業	汎用・ 業務用 機械工業	汎用機械 工 業	業務用機械 工 業	電子部品 ・デバイス 工 業	電 気 ・ 情報通信 機械工業	輸 送 機 械 工 業	自動車 工 業	除、自動車工 業	窯 業・ 土石製品 工 業	化 学 工 業	無機・有機 化学工業	除、無機・ 有機化学工 業
10,000.0	215.3	85.2	130.1	292.1	623.5	1,238.8	978.1	260.7	466.8	1,094.5	1,066.5	948.4	118.1	467.6	2,145.3	64.2	2,081.1		
【原指数】																			
令和3年	103.2	109.7	116.7	105.1	95.5	137.1	107.2	106.8	108.8	114.6	101.7	96.4	94.7	109.6	113.4	87.6	113.1	86.9	
令和4年	99.1	103.4	116.8	94.6	96.9	149.7	105.5	112.8	78.1	97.4	97.5	98.6	96.6	114.8	115.1	74.7	104.0	73.8	
令和5年	93.6	95.7	111.4	85.3	92.2	147.2	96.6	101.4	78.7	81.0	91.1	92.2	87.3	131.8	102.3	74.5	92.4	74.0	
令和6年	97.9	83.1	96.1	74.6	79.0	206.2	85.8	88.0	77.4	78.9	94.7	69.5	62.6	125.3	86.3	96.6	92.6	96.7	
令和7年	98.1	88.3	99.5	81.1	74.5	209.1	83.9	85.0	80.0	83.2	94.4	86.0	82.2	116.0	79.7	93.4	87.0	93.6	
令和6年4月	98.5	77.9	95.8	66.2	79.1	252.0	73.5	72.0	79.4	75.7	100.3	51.4	41.8	128.0	86.5	96.8	101.7	96.7	
5月	90.2	80.3	92.7	72.2	76.5	152.9	76.8	81.1	60.8	72.0	91.5	69.2	61.4	131.6	86.7	91.2	81.9	91.5	
6月	95.5	89.1	99.7	82.2	80.7	101.2	78.9	80.1	74.3	78.7	106.4	76.3	69.5	130.9	89.8	107.5	99.5	107.7	
7月	111.1	102.1	112.7	95.3	85.9	221.2	82.2	85.1	71.5	89.2	106.1	90.6	82.4	157.0	87.9	122.9	99.2	123.6	
8月	93.6	71.1	83.4	63.0	67.5	314.8	78.7	79.9	74.2	74.1	80.5	68.8	64.3	105.0	79.4	75.7	81.4	75.5	
9月	93.9	93.3	100.2	88.9	77.8	103.3	84.0	84.0	84.0	79.7	85.8	100.6	98.5	117.2	84.9	93.2	98.9	93.0	
10月	114.4	99.2	110.7	91.7	89.7	279.0	81.7	82.1	80.3	85.7	95.7	103.2	101.9	113.6	90.8	120.6	106.6	121.0	
11月	102.2	86.9	94.5	82.0	84.7	243.7	80.6	81.1	78.5	77.0	96.1	86.1	81.3	124.4	87.5	96.2	92.0	96.4	
12月	102.4	77.7	87.9	71.1	80.6	244.7	85.5	87.0	79.7	75.3	90.8	82.9	79.7	108.0	78.7	103.3	97.8	103.5	
令和7年1月	84.5	83.4	97.3	74.3	76.3	207.6	71.1	70.2	74.4	67.7	85.7	88.2	86.0	105.7	85.3	50.7	84.8	49.6	
2月	97.3	86.1	97.2	78.8	71.5	196.0	86.6	88.1	81.0	88.5	87.5	81.5	78.7	103.6	81.2	99.2	73.7	100.0	
3月	98.4	93.1	104.8	85.4	78.2	240.9	96.5	98.4	89.3	89.6	104.5	63.3	55.3	127.5	82.6	80.7	106.9	79.9	
4月	95.0	85.1	101.7	74.3	80.2	196.3	80.7	82.0	75.8	78.7	100.2	76.7	73.2	105.1	84.5	80.9	91.8	80.5	
5月	87.8	84.1	95.5	76.6	74.4	158.1	68.2	71.3	56.3	77.2	96.5	88.3	85.4	111.9	77.1	75.5	89.6	75.1	
6月	113.2	94.8	107.4	86.6	78.5	266.4	104.0	111.7	74.9	84.6	115.2	97.5	93.7	127.9	82.8	114.5	87.0	115.4	
7月	105.0	96.4	108.1	88.8	82.8	120.6	77.4	78.0	75.1	98.0	114.2	72.9	65.2	135.4	80.7	137.0	79.5	138.7	
8月	78.6	67.1	80.7	58.3	62.2	175.7	70.9	69.8	74.8	72.0	71.4	76.1	71.7	111.3	73.4	60.8	58.2	60.9	
9月	103.1	94.3	106.7	86.2	72.5	224.8	76.9	74.3	86.6	89.1	88.1	100.3	98.8	112.6	77.0	105.4	87.6	105.9	
10月	97.7	99.9	109.6	93.6	79.5	112.8	82.0	78.7	94.4	94.6	93.6	108.5	103.2	151.4	78.9	99.6	109.1	99.4	
11月	103.5	88.8	91.7	87.0	69.6	306.5	82.4	81.0	87.6	80.8	82.5	88.7	88.1	93.0	75.8	99.1	80.5	99.6	
12月	112.6	87.1	93.8	82.8	68.4	303.8	110.6	116.2	89.6	77.8	92.8	89.7	87.6	106.3	77.5	117.5	94.9	118.2	
令和8年1月	92.9	81.1	92.2	73.7	72.6	177.5	81.7	84.1	72.7	78.2	84.6	87.8	86.8	95.8	72.1	95.4	82.5	95.8	
2月	101.0	89.7	98.3	84.2	67.0	216.3	96.0	98.3	87.4	85.5	89.7	89.8	90.1	87.9	72.5	107.8	82.4	108.6	
3月	124.7	101.5	108.8	96.8	77.5	307.9	100.4	105.8	80.3	94.6	115.1	102.4	100.7	116.2	80.8	154.7	106.6	156.2	
4月	101.1	91.8	105.8	82.6	76.3	121.0	86.6	86.6	86.5	64.4	102.6	90.2	89.3	97.4	78.0	123.5	108.7	123.9	
前年同月比(%)	6.4	7.9	4.0	11.2	△ 4.9	△ 38.4	7.3	5.6	14.1	△ 18.2	2.4	17.6	22.0	△ 7.3	△ 7.7	52.7	18.4	53.9	
【季節調整指数】																			
令和6年Ⅰ期	93.5	74.5	92.7	61.4	77.1	174.3	90.4	92.5	75.9	80.5	100.2	41.7	29.5	127.0	92.4	94.4	86.3	94.7	
Ⅱ期	96.4	86.8	99.2	79.4	79.5	202.6	85.9	88.7	79.5	78.5	87.7	72.6	65.3	134.4	88.5	97.0	93.5	97.1	
Ⅲ期	96.8	87.7	97.5	81.4	74.6	210.0	84.7	87.7	75.6	80.0	95.0	82.2	76.4	124.4	83.8	86.3	97.2	85.9	
Ⅳ期	103.9	81.4	93.5	73.3	81.1	252.7	81.0	82.4	76.3	75.2	98.0	75.5	69.3	113.6	81.3	106.1	92.3	106.7	
令和7年Ⅰ期	96.7	91.0	102.2	83.6	81.7	208.7	77.0	75.1	79.6	84.7	97.3	88.1	87.9	112.4	86.8	90.1	91.5	90.1	
Ⅱ期	100.1	92.6	104.7	85.5	78.5	237.1	94.2	100.1	76.5	83.5	91.6	96.7	95.5	118.3	82.2	88.4	89.2	88.3	
Ⅲ期	92.5	84.7	97.1	76.7	70.2	162.3	77.8	78.2	77.8	85.0	94.6	79.3	73.8	119.0	76.8	88.5	77.7	88.7	
Ⅳ期	102.8	86.0	94.7	80.0	69.9	241.1	88.5	89.0	86.5	80.0	94.2	80.8	74.7	118.2	73.6	107.1	88.9	107.9	
令和8年Ⅰ期	109.1	94.1	102.0	89.0	78.4	222.0	84.9	85.0	78.9	89.1	101.0	105.1	110.2	99.9	78.4	137.0	93.7	138.6	
令和6年4月	98.0	78.7	95.2	68.5	78.6	332.7	84.0	85.4	84.5	73.4	90.0	57.2	47.6	142.1	89.4	91.6	98.4	91.3	
5月	96.5	92.9	103.4	87.1	79.1	166.0	88.4	93.4	74.2	82.9	87.7	78.0	73.2	130.2	88.8	96.3	87.5	96.4	
6月	94.6	88.7	99.0	82.5	80.9	109.1	85.3	87.4	79.8	79.1	85.3	82.5	75.1	130.8	87.2	103.1	94.7	103.5	
7月	98.8	89.5	101.6	82.4	75.9	224.7	85.0	87.7	76.4	81.4	89.3	85.9	78.9	141.3	85.6	93.2	88.1	93.0	
8月	101.0	87.2	96.6	81.2	73.6	320.2	84.8	88.2	73.7	78.9	95.9	76.9	71.7	119.2	82.4	73.0	102.5	72.4	
9月	90.7	86.4	94.4	80.6	74.4	85.2	84.2	87.1	76.6	79.8	99.9	83.9	78.5	112.6	83.4	92.6	101.0	92.3	
10月	111.0	84.0	99.7	74.4	81.7	287.1	79.6	80.2	74.6	75.9	102.8	79.9	73.7	114.5	83.1	111.6	95.1	112.2	
11月	100.7	79.7	89.2	72.9	80.2	238.2	82.6	85.1	74.0	75.5	98.6	72.6	65.5	120.0	82.5	101.9	90.9	102.3	
12月	100.1	80.4	91.5	72.7	81.3	232.9	80.9	82.0	80.2	74.2	92.6	74.0	68.6	106.4	78.3	104.8	90.8	105.5	
令和7年1月	93.7	91.7	101.3	83.4	86.2	218.0	75.9	69.8	82.4	72.0	97.0	107.5	109.8	117.7	89.6	62.1	93.1	61.0	
2月	106.6	88.9	101.3	82.1	84.2	231.7	87.8	89.1	83.7	90.1	94.0	88.2	89.4	115.5	87.3	124.6	80.7	126.1	
3月	89.7	92.5	103.9	85.4	74.6	176.4	67.2	66.5	72.7	92.1	100.8	68.7	64.5	104.0	83.4	83.6	100.7	83.1	
4月	94.5	86.0	101.1	76.9	79.7	259.2	92.2	97.2	80.7	76.3	89.9	85.3	83.3	116.7	87.3	76.5	88.9	76.0	
5月	96.3	100.7	109.2	96.0	79.1	183.2	80.1	83.7	70.1	91.3	93.2	103.0	105.5	113.3	79.6	82.9	97.5	82.4	
6月	109.4	91.1	103.9	83.7	76.6	269.0	110.3	119.5	78.8	82.8	91.7	101.9	97.8	125.0	79.8	105.7	81.2	106.6	
7月	93.4	84.5	97.5	76.8	73.2	122.5	80.0	80.4	80.3	89.4	96.2	69.1	62.5	121.9					

										(特掲)				区 分
プラスチック 製品 工 業	パルプ・紙 ・紙加工品 工 業	食 料 品 工 業			そ の 他					半導体・ フラット・ネ 製造装置	民生用 電気 機械	化学工業 (除、化粧品、 医薬品)	プラスチック 製フィルム・ シート	
			食料品	飲料	工 業	繊維工業	家具工業	印刷業	ゴム製品 工業					
1,090.7	89.0	650.5	487.4	163.1	559.4	241.9	59.2	114.0	144.3	432.9	918.3	149.5	508.6	ウ エ イ ト
【原指数】														
102.9	102.5	105.2	104.5	107.6	113.6	112.6	106.3	111.1	120.0	149.1	101.1	106.9	110.2	令和3年
96.4	103.6	109.0	111.6	101.4	106.1	110.3	106.1	106.0	99.3	158.8	99.1	102.3	98.4	令和4年
88.6	98.6	106.5	109.6	97.3	104.5	102.1	107.3	108.7	103.8	161.4	90.6	94.7	88.9	令和5年
90.7	99.0	119.9	125.2	104.2	98.2	98.0	105.0	104.9	90.5	261.8	96.2	94.5	97.7	令和6年
89.7	97.4	113.6	120.0	94.4	95.9	93.9	104.3	94.2	97.0	265.6	93.6	91.8	93.6	令和7年
90.3	107.0	130.0	132.8	121.9	101.4	96.8	105.1	119.3	93.5	335.9	105.3	101.6	105.5	令和6年4月
86.0	96.5	115.9	117.5	111.4	90.2	94.9	87.7	99.0	76.4	182.0	96.2	89.3	90.0	5月
95.1	99.4	121.1	119.5	125.9	94.7	92.6	83.4	105.5	94.4	103.2	109.1	98.4	101.7	6月
104.4	108.7	130.7	130.9	129.9	101.2	101.7	103.6	103.3	97.7	289.9	111.8	102.7	113.9	7月
76.6	78.2	109.0	113.3	96.1	89.9	91.7	93.7	96.5	80.0	415.7	82.4	81.9	78.3	8月
98.9	102.2	118.8	123.3	105.3	98.9	99.0	103.3	108.9	89.1	108.4	84.9	96.9	112.6	9月
104.5	107.6	129.5	144.9	83.5	102.5	101.4	103.8	102.6	103.5	369.7	98.2	108.2	110.1	10月
93.7	101.8	119.1	134.1	74.3	102.7	98.7	102.3	112.6	101.8	316.3	96.0	96.9	100.2	11月
92.2	102.5	123.5	130.9	101.6	95.5	96.3	104.7	108.0	80.4	295.4	89.3	95.9	95.7	12月
83.4	90.5	109.6	117.6	85.6	87.5	91.5	99.7	83.2	79.0	269.9	85.1	87.0	78.9	令和7年1月
89.3	91.5	105.3	114.9	76.4	98.4	91.1	125.7	103.4	95.3	251.7	85.2	80.7	92.2	2月
85.5	101.9	117.5	117.2	118.5	102.8	98.5	130.3	95.3	104.7	297.1	94.6	99.4	91.7	3月
93.0	104.3	121.4	127.3	103.6	97.7	94.8	99.8	96.9	102.4	252.9	101.9	101.3	98.5	4月
89.1	92.4	101.1	103.0	95.2	89.1	92.7	84.5	91.2	83.4	189.2	101.2	91.3	93.7	5月
95.1	99.8	112.2	112.8	110.2	97.3	98.8	88.7	98.2	97.5	338.1	113.9	93.8	100.5	6月
101.1	105.9	124.0	126.2	117.5	96.7	94.2	107.1	88.9	102.8	143.3	116.7	94.8	112.5	7月
73.6	74.9	99.7	105.6	82.0	82.9	84.6	86.3	83.1	78.5	225.3	70.9	67.4	73.7	8月
98.0	101.6	114.6	122.1	92.2	100.7	97.9	101.3	96.1	108.8	266.5	84.2	93.4	108.6	9月
95.0	108.3	119.5	130.2	87.5	101.3	92.0	114.0	101.2	111.6	135.1	95.3	107.8	96.5	10月
85.7	98.4	112.9	126.9	70.9	100.0	93.3	112.1	98.2	106.7	415.8	83.2	88.1	87.5	11月
87.0	98.9	125.1	136.0	92.6	96.3	97.8	102.6	94.0	92.8	402.0	91.1	96.1	88.7	12月
80.0	87.6	110.1	118.5	85.3	90.5	94.4	99.9	80.9	87.9	212.3	85.4	83.6	78.4	令和8年1月
87.4	90.3	93.6	112.1	38.3	96.7	95.5	114.7	87.7	98.4	260.3	88.8	85.5	93.2	2月
92.8	102.7	107.4	124.1	57.5	102.1	96.4	119.5	96.5	109.0	379.8	105.8	98.0	98.7	3月
91.3	105.9	126.7	130.0	116.9	98.2	93.8	103.0	100.3	102.1	131.9	107.0	106.4	97.0	4月
△ 1.8	1.5	4.4	2.1	12.8	0.5	△ 1.1	3.2	3.5	△ 0.3	△ 47.8	5.0	5.0	△ 1.5	前年同月比(%)
【季節調整済指数】														
86.0	96.4	116.2	121.1	101.6	98.2	100.9	105.8	104.3	86.4	210.0	103.1	91.2	94.2	令和6年1期
90.6	99.1	120.2	124.4	107.0	98.5	96.7	102.8	107.8	92.5	273.9	87.8	95.6	96.3	Ⅱ期
93.6	100.7	119.5	126.0	101.9	98.8	97.3	106.1	105.1	92.7	256.3	98.0	95.9	100.2	Ⅲ期
91.4	98.0	119.8	126.2	99.0	95.6	95.6	100.0	102.1	89.1	347.3	99.7	93.5	99.0	Ⅳ期
90.5	97.9	117.6	121.9	103.7	95.9	95.0	106.8	97.3	91.1	260.1	95.4	94.2	94.3	令和7年1期
92.7	96.9	109.5	115.1	92.0	97.8	97.3	101.8	95.8	99.3	322.9	89.5	94.7	95.2	Ⅱ期
91.2	98.2	112.7	121.2	89.5	95.4	92.0	103.7	91.3	100.2	187.8	94.4	86.5	96.6	Ⅲ期
84.6	96.4	116.1	122.4	95.5	95.0	91.8	106.3	93.7	97.3	334.1	95.8	91.3	88.4	Ⅳ期
91.0	96.6	110.4	123.7	68.4	96.2	96.9	100.9	91.4	96.6	262.0	100.6	94.3	96.8	令和8年1期
89.0	100.3	116.9	120.8	103.9	98.7	97.3	105.8	105.9	92.0	499.4	91.0	96.1	97.6	令和6年4月
91.7	96.3	121.5	125.9	107.3	97.4	97.3	102.3	104.6	89.4	202.5	88.8	93.5	95.2	5月
91.2	100.6	122.3	126.5	109.7	99.3	95.4	100.2	112.9	96.2	119.7	83.5	97.2	96.2	6月
92.4	102.7	119.0	124.7	105.2	99.6	98.7	104.0	105.5	93.3	312.8	91.9	92.7	97.1	7月
93.9	98.4	118.9	126.1	99.9	98.6	95.1	110.3	106.3	96.4	372.0	99.6	96.5	98.6	8月
94.6	100.9	120.7	127.1	100.6	98.3	98.0	104.0	103.6	88.5	84.1	102.6	98.5	104.9	9月
94.1	99.1	121.6	130.8	90.1	96.4	98.0	99.4	96.5	89.5	452.4	106.4	94.3	99.7	10月
89.8	97.0	121.2	127.7	101.3	96.6	95.0	98.5	106.2	92.1	296.0	100.4	93.4	98.2	11月
90.3	97.9	116.7	120.2	105.5	93.9	93.9	102.0	103.6	85.7	293.4	92.4	92.7	99.0	12月
89.9	95.5	121.5	127.5	100.9	93.1	91.9	104.9	96.2	86.0	276.5	96.6	95.7	87.7	令和7年1月
96.0	98.9	119.8	122.0	110.6	99.4	96.4	113.2	105.3	92.7	303.6	92.4	89.2	102.5	2月
85.5	99.2	111.6	116.1	99.7	95.1	96.7	102.4	90.4	94.5	200.3	97.2	97.8	92.6	3月
91.6	97.7	109.2	115.8	88.3	95.1	95.3	100.4	86.0	100.8	376.0	88.0	95.8	91.2	4月
96.4	93.7	109.4	114.5	93.4	97.4	96.2	101.2	97.7	98.6	223.4	94.2	98.3	99.6	5月
90.0	99.4	109.8	115.0	94.3	100.8	100.5	103.9	103.7	98.4	369.4	86.4	90.1	94.7	6月
89.5	100.1	112.9	120.2	95.2	95.2	91.4	107.5	90.8	98.2	154.6	95.9	85.6	95.9	7月
91.5	95.7	112.2	122.0	86.8	92.1	88.8	104.3	92.8	95.6	213.9	86.4	81.7	93.2	8月
92.5	98.7	112.9	121.3	86.5	98.8	95.8	99.4	90.2	106.9	194.8	100.9	92.3	100.7	9月
85.5	99.7	112.2	117.5	94.5	95.2	88.9	108.1	95.2	96.5	165.3	103.3	94.0	87.4	10月
84.3	96.6	121.4	129.4	97.5	96.2	92.1	112.4	96.9	97.6	460.7	90.7	89.7	86.5	11月
84.0	92.9	114.6	120.3	94.4	93.5	94.3	97.4	88.9	97.9	376.3	93.4	90.3	91.3	12月
87.5	94.0	125.9	133.4	102.4	97.5	96.0	107.9	94.8	96.7	230.7	97.8	94.6	87.6	令和8年1月
93.9	97.6	106.5	119.1	55.4	97.7	101.0	103.3	89.3	95.7	314.0	96.3	94.5	103.6	2月
91.5	98.3	98.8	118.5	47.5	93.3	93.6	91.5	90.2	97.4	241.3	107.8	93.8	99.2	3月
89.9	99.2	113.9	118.3	99.6	95.6	94.3	103.7	89.0	100.5	196.1	92.4	100.6	89.8	4月
△ 1.7	0.9	15.3	△ 0.2	109.7	2.5	0.7	13.3	△ 1.3	3.2	△ 18.7	△ 14.3	7.2	△ 9.5	前月比(%)

業種別出荷指数（令和2年(2020年）＝100）

鉱工業総合																			
区 分	鉄 鋼 ・ 非鉄金属 工 業				金 属 製 品 工 業	生 産 用 機 械 工 業	汎 用 ・ 業務用 機械工業	汎用機械 工 業		業務用機械 工 業	電子部品 ・デバイス 工業	電 気 ・ 情報通信 機械工業	輸 送 機 械 工 業	自動車 工 業		窯 業 ・ 土石製品 工 業	化 学 工 業	無機 ・ 有機 化学工業	無機 ・ 有機 化学工業
	鉄鋼業	非鉄金属 工 業																	
ウ ェ イ ト	10,000.0	351.0	136.1	214.9	404.6	686.3	1,175.2	969.8	205.4	529.8	1,164.3	1,702.1	1,555.6	146.5	396.1	1,498.7	147.6	1,351.1	
【原指数】																			
令 和 3 年	105.7	112.7	115.6	110.9	94.2	140.9	109.3	110.1	105.7	140.7	102.2	95.3	94.2	107.8	107.3	90.7	112.0	88.3	
令 和 4 年	103.6	108.7	116.0	104.0	95.5	155.4	110.4	115.8	85.2	137.0	93.3	97.6	96.1	113.8	109.4	80.6	101.6	78.3	
令 和 5 年	99.4	105.1	110.8	101.4	90.3	157.9	100.3	103.0	87.5	123.0	94.7	93.7	90.0	132.9	99.7	79.1	94.1	77.5	
令 和 6 年	100.2	95.5	96.8	94.7	76.5	238.5	88.1	88.7	85.7	112.4	93.6	69.1	63.3	129.8	83.6	96.5	95.0	96.7	
令 和 7 年	102.0	98.2	99.2	97.6	72.6	239.6	87.2	87.1	87.4	110.3	90.0	88.0	84.9	120.8	77.7	93.7	92.4	93.8	
令和6年4月	97.6	93.7	96.2	92.1	70.5	304.6	74.6	70.8	92.9	111.3	71.0	49.2	42.2	123.9	89.9	96.7	92.1	97.3	
5月	92.3	91.7	92.6	91.1	74.9	172.7	81.8	84.1	70.8	104.9	94.2	67.6	61.7	130.5	80.8	91.3	87.7	91.7	
6月	95.6	97.0	100.5	94.8	77.3	103.5	81.9	82.8	77.8	109.9	119.9	76.0	71.2	127.6	82.1	104.6	93.8	105.8	
7月	116.4	111.1	112.7	110.1	83.5	262.4	85.3	85.8	83.2	128.2	127.6	91.4	84.3	167.3	87.6	119.6	105.9	121.1	
8月	100.8	83.5	85.5	82.3	68.4	363.7	78.0	79.0	73.5	109.2	83.5	70.2	66.3	111.4	81.9	77.6	82.1	77.1	
9月	95.8	101.7	100.7	102.4	78.3	107.7	88.4	87.5	92.6	112.4	81.2	104.7	102.0	132.6	80.3	94.7	106.0	93.5	
10月	115.7	111.5	110.7	112.0	84.4	332.3	79.5	77.9	87.3	110.0	74.6	106.1	105.1	116.0	85.9	118.5	103.0	120.2	
11月	105.5	98.1	96.1	99.4	82.1	288.5	81.5	79.8	89.6	99.3	81.9	87.3	83.2	130.0	82.8	97.1	92.9	97.5	
12月	105.3	91.8	88.2	94.0	81.8	273.5	90.3	88.6	98.3	96.3	89.9	82.1	80.0	105.2	81.4	102.5	96.7	103.2	
令和7年1月	90.5	96.3	97.3	95.6	70.9	238.6	72.3	71.4	76.8	82.9	77.3	91.1	89.4	109.3	77.2	58.0	88.8	54.7	
2月	98.9	95.3	96.8	94.4	69.2	218.5	91.0	91.2	90.5	103.4	81.7	86.0	83.6	112.4	76.8	98.0	88.1	99.1	
3月	103.0	100.0	106.3	96.0	80.0	273.7	99.6	100.1	97.4	106.4	106.9	63.3	56.3	138.4	81.1	84.4	101.6	82.5	
4月	96.8	97.3	100.4	95.3	75.6	231.8	85.5	85.7	84.9	92.8	79.5	77.8	75.2	105.3	81.7	84.0	88.8	83.5	
5月	91.4	92.7	94.8	91.4	71.8	172.6	72.3	75.6	56.6	103.9	88.9	90.6	88.4	113.1	80.2	76.9	83.8	76.1	
6月	118.9	104.2	108.0	101.7	74.0	306.4	109.6	116.3	77.9	113.1	128.2	99.6	97.0	127.2	76.5	110.9	89.5	113.3	
7月	104.0	108.3	108.5	108.1	79.2	129.8	81.8	81.1	85.1	137.6	124.6	71.7	65.4	138.6	82.6	130.7	99.7	134.1	
8月	85.5	78.2	79.8	77.2	63.4	199.4	72.0	70.7	78.1	99.3	77.2	78.2	73.7	125.3	68.1	64.9	81.4	63.1	
9月	106.7	103.5	105.9	102.0	73.7	251.5	79.4	76.1	95.4	114.9	81.2	104.0	102.3	121.2	78.7	104.6	101.2	105.0	
10月	100.7	111.5	109.6	112.6	78.6	121.6	82.3	78.2	101.3	142.9	71.9	111.0	106.3	161.5	83.4	100.5	101.5	100.4	
11月	109.7	95.1	91.0	97.8	65.9	368.6	83.7	80.4	99.4	118.3	76.1	90.7	90.6	91.9	71.5	97.9	90.6	98.7	
12月	117.4	96.5	92.6	99.0	68.5	362.1	116.6	118.9	105.8	107.7	86.8	92.3	91.1	105.9	75.1	113.5	93.9	115.6	
令和8年1月	94.0	92.3	92.1	92.3	67.1	194.7	82.8	84.5	74.7	111.5	73.5	89.5	88.7	97.5	70.2	94.3	87.7	95.0	
2月	102.6	96.0	97.4	95.1	67.5	246.4	97.3	99.0	89.6	118.4	76.3	93.3	93.7	89.5	71.2	103.3	84.6	105.3	
3月	125.0	107.1	109.5	105.6	72.1	356.9	99.5	102.6	84.9	123.9	103.0	105.5	104.1	120.7	76.4	145.6	99.6	150.7	
4月	99.5	102.2	103.8	101.2	69.7	122.5	90.2	89.2	95.0	98.1	89.8	88.4	87.4	99.4	96.5	122.7	112.8	123.8	
前年同月比(%)	2.8	5.0	3.4	6.2	△ 7.8	△ 47.2	5.5	4.1	11.9	5.7	13.0	13.6	16.2	△ 5.6	18.1	46.1	27.0	48.3	
【季節調整済指数】																			
令和6年Ⅰ期	95.7	90.6	94.4	87.4	76.1	197.8	94.9	96.0	84.3	121.7	103.0	36.4	26.1	132.0	86.8	92.7	93.5	92.8	
Ⅱ期	99.2	97.9	98.3	98.0	76.3	239.0	87.5	87.2	89.5	112.7	88.1	71.0	64.4	138.1	85.3	96.9	93.4	97.2	
Ⅲ期	100.9	97.7	98.5	97.5	73.7	235.2	87.5	88.9	82.8	115.8	93.1	84.1	78.5	132.5	82.3	88.7	97.1	87.8	
Ⅳ期	104.9	94.2	94.8	93.7	78.3	308.4	82.6	82.3	85.2	97.8	90.9	76.5	72.6	115.6	79.4	104.1	93.5	105.2	
令和7年Ⅰ期	100.4	100.7	102.7	99.0	78.7	233.4	79.7	77.6	87.5	99.4	91.1	91.5	92.3	116.5	82.5	91.3	95.4	91.2	
Ⅱ期	106.2	102.0	102.9	101.6	75.9	278.1	97.6	101.3	80.8	107.5	91.6	98.7	96.0	124.6	80.6	89.6	89.5	89.5	
Ⅲ期	95.2	95.4	96.6	94.8	69.2	176.5	81.1	80.3	86.0	116.0	90.1	80.6	75.3	125.7	75.5	90.5	93.3	90.1	
Ⅳ期	105.9	95.1	94.6	95.4	67.6	287.9	91.4	90.9	94.2	118.2	86.6	83.0	79.4	121.6	72.9	104.0	91.7	105.4	
令和8年Ⅰ期	109.6	101.9	102.0	101.3	74.2	249.5	85.6	85.3	83.0	120.5	86.5	108.7	114.0	99.4	76.4	128.2	93.1	132.8	
令和6年4月	100.7	92.0	95.0	90.6	73.4	417.1	81.7	79.3	92.7	107.4	84.0	54.8	47.1	147.1	88.2	92.8	92.4	92.6	
5月	101.7	103.5	100.5	105.3	78.0	184.7	93.2	94.3	89.3	119.8	96.4	77.3	71.4	130.5	84.4	96.1	92.4	96.6	
6月	95.1	98.3	99.3	98.1	71.4	115.1	87.5	88.0	86.6	110.9	83.9	80.8	74.6	136.6	83.3	101.7	95.4	102.4	
7月	104.7	99.8	101.7	98.9	74.6	270.2	88.4	89.0	85.7	120.3	95.1	87.2	80.5	152.7	84.4	95.9	99.3	95.1	
8月	108.5	97.2	99.0	96.3	73.1	347.3	86.6	88.6	81.8	115.9	91.1	78.2	73.3	124.1	83.0	76.4	90.0	75.2	
9月	91.5	96.1	94.8	97.4	73.4	88.0	87.6	89.0	80.9	111.2	93.0	86.9	81.7	120.7	79.4	93.9	102.1	93.0	
10月	112.1	97.7	99.8	96.7	77.6	402.0	78.0	77.6	81.7	100.8	90.9	82.2	76.8	117.2	79.6	109.9	99.1	111.0	
11月	102.4	91.4	91.7	90.8	78.3	265.1	84.9	85.3	83.6	99.0	92.6	73.3	69.6	124.0	79.1	99.5	89.0	100.6	
12月	100.2	93.5	92.9	93.6	79.1	258.0	84.9	84.1	90.2	93.6	89.3	74.0	71.3	105.7	79.4	102.8	92.4	103.9	
令和7年1月	101.6	102.7	102.5	101.1	79.8	232.9	76.5	72.2	87.1	91.0	90.2	112.2	117.9	117.9	80.7	68.8	93.3	66.2	
2月	107.2	99.3	100.5	98.6	79.0	271.7	92.1	92.0	93.5	103.8	90.7	93.5	94.8	123.1	83.1	119.9	95.9	123.2	
3月	92.5	100.2	105.0	97.4	77.4	195.7	70.5	68.7	82.0	103.3	92.3	68.7	64.2	108.5	83.7	85.3	96.9	84.1	
4月	99.9	95.6	99.2	93.7	78.7	317.4	93.6	96.0	84.7	89.5	94.0	86.7	83.9	125.0	80.2	80.6	89.1	79.5	
5月	103.1	108.0	105.5	109.6	77.1	195.9	83.5	85.8	72.8	120.6	90.9</								

令和2年(2020年)＝100

										(特掲)				区 分
プラスチック 製 工 業	パルプ・紙 ・紙加工品 工 業	食 料 品 工 業	食 料 品 飲料	そ の 他 工 業	繊維工業	家具工業	印刷業	ゴム製品 工 業	半導体・ フラット・ネ 製造装置	民生用 電気 機械	化学工業 (除く化粧品、 医薬品)	プラスチック 製フィルム・ シート		
923.9	88.5	588.8	436.7	152.1	490.7	207.9	52.3	100.7	129.8	566.3	764.9	369.0	465.7	ウエイト
【原指数】														
102.7	103.8	103.4	104.1	101.4	111.8	110.8	103.3	111.1	117.2	147.6	96.6	105.2	107.5	令和3年
94.7	103.1	107.6	111.1	97.4	105.1	108.4	104.1	106.0	99.5	161.2	95.6	100.7	95.7	令和4年
87.5	97.4	104.4	109.2	90.8	102.2	97.4	105.2	108.7	103.5	165.8	96.9	94.7	87.7	令和5年
89.0	93.0	116.6	124.1	94.9	97.0	95.7	102.0	104.9	91.1	269.2	112.6	95.3	94.8	令和6年
90.6	91.5	112.0	119.4	90.4	95.1	92.3	100.8	94.2	98.2	271.0	114.0	96.2	92.8	令和7年
88.7	101.4	125.1	130.8	108.6	96.3	92.4	96.6	119.3	84.7	354.1	87.7	97.0	98.2	令和6年4月
84.1	88.2	114.0	115.2	110.5	90.6	90.5	84.1	99.0	86.7	188.1	123.8	90.7	86.0	5月
91.7	93.0	114.8	117.9	106.2	94.2	91.7	94.8	105.5	89.2	101.7	158.1	93.3	95.7	6月
99.3	100.4	129.3	129.4	129.2	98.8	98.4	97.0	103.3	96.8	301.2	170.4	103.5	106.7	7月
79.3	65.8	109.9	113.9	98.5	86.1	84.9	90.3	96.5	78.3	420.4	108.0	84.7	84.7	8月
93.2	99.1	110.3	122.1	76.3	95.7	93.1	98.7	108.9	88.2	107.2	99.5	100.5	96.4	9月
101.7	100.5	123.3	144.3	63.0	101.9	101.0	97.2	102.6	104.8	385.3	87.3	104.9	112.0	10月
94.1	97.5	122.0	132.5	91.8	105.0	101.4	98.4	112.6	107.5	329.4	97.4	96.0	99.6	11月
90.1	98.4	122.3	131.1	97.1	99.1	98.4	108.1	108.0	89.6	298.2	107.5	98.5	94.8	12月
84.4	85.5	104.9	117.1	70.0	81.1	89.6	76.8	83.2	67.7	273.8	91.6	89.2	82.5	令和7年1月
84.8	87.8	106.0	116.4	76.3	97.9	90.8	116.4	103.4	97.5	248.6	96.5	88.9	85.4	2月
90.2	98.3	112.2	116.9	98.8	107.1	97.0	169.6	95.3	107.3	304.6	122.5	100.5	94.3	3月
93.3	97.7	117.4	126.0	92.5	95.3	90.2	99.2	96.9	100.8	264.3	99.2	98.0	96.6	4月
88.0	85.4	98.2	101.7	88.4	87.2	88.5	80.9	91.2	84.4	187.1	117.8	88.1	86.0	5月
95.7	96.1	108.1	111.9	97.0	96.8	93.9	91.7	98.2	102.3	345.8	167.9	97.8	97.7	6月
97.7	97.2	121.6	125.3	111.1	92.3	92.2	94.8	88.9	94.2	141.6	169.5	103.1	101.6	7月
80.8	62.0	102.2	106.2	90.7	81.7	82.5	86.5	83.1	77.3	226.9	102.5	82.7	81.7	8月
96.5	97.9	113.6	121.6	90.5	100.8	97.6	93.5	96.1	112.3	272.6	102.4	102.3	100.3	9月
100.3	102.3	119.5	128.6	93.3	105.1	95.9	96.6	101.2	126.2	133.6	90.0	108.9	104.0	10月
87.1	95.0	114.2	125.5	81.5	99.1	91.9	99.4	98.2	110.6	433.6	99.0	96.6	91.4	11月
89.0	92.4	125.5	136.2	94.8	97.4	97.5	104.0	94.0	97.4	419.0	109.1	98.8	92.5	12月
80.4	83.0	101.9	117.7	56.4	85.5	90.1	73.4	80.9	86.6	214.8	94.8	90.3	78.7	令和8年1月
84.5	87.0	94.3	112.8	41.3	95.0	92.3	107.8	87.7	99.8	273.5	98.2	88.6	86.3	2月
94.9	96.5	101.2	122.2	40.8	106.8	92.3	158.8	96.5	117.2	399.5	126.1	105.1	96.8	3月
97.8	96.1	110.7	127.0	63.9	97.0	92.0	91.9	100.3	104.5	126.8	118.2	114.6	105.5	4月
4.8	△ 1.6	△ 5.7	0.8	△ 30.9	1.8	2.0	△ 7.4	3.5	3.7	△ 52.0	19.2	16.9	9.2	前年同月比(%)
【季節調整済指数】														
84.0	93.3	114.3	119.9	99.7	95.6	98.0	100.9	104.4	83.9	224.0	111.5	93.7	92.6	令和6年1期
89.8	91.8	116.8	123.8	98.3	97.7	95.3	101.2	107.7	92.1	279.7	106.9	94.6	93.0	Ⅱ期
90.4	91.3	115.6	124.5	88.9	96.7	93.8	101.6	105.2	91.6	258.9	117.6	96.1	95.1	Ⅲ期
90.2	91.9	116.9	125.2	90.2	96.4	93.7	100.3	102.2	95.1	352.1	119.7	94.8	97.6	Ⅳ期
89.9	96.4	115.3	122.1	98.1	94.0	93.8	105.3	97.3	87.3	266.2	111.1	96.9	92.5	令和7年1期
94.0	90.8	106.6	115.3	83.9	97.0	94.6	99.7	95.7	101.1	326.5	111.8	95.5	93.1	Ⅱ期
91.6	88.2	111.6	120.1	86.3	94.6	92.3	97.7	91.3	98.4	188.7	116.6	95.8	93.6	Ⅲ期
87.5	91.2	114.9	120.9	97.0	95.3	89.4	99.1	93.7	105.2	336.4	122.6	96.8	92.0	Ⅳ期
89.8	94.6	106.4	122.9	57.8	94.6	92.9	98.9	91.5	97.7	278.5	114.2	98.7	92.2	令和8年1期
86.8	88.4	114.1	120.3	97.7	94.7	94.8	99.9	105.7	84.8	516.9	110.3	93.1	91.2	令和6年4月
91.4	90.9	119.3	125.4	102.8	99.2	95.9	101.0	104.8	96.6	204.3	116.1	95.4	94.0	5月
91.1	96.2	117.1	125.8	94.3	99.2	95.1	102.8	112.7	94.8	118.0	94.3	95.3	93.7	6月
92.0	97.0	118.2	123.2	99.8	98.7	100.1	102.0	105.5	91.5	318.6	113.4	97.9	98.0	7月
88.9	79.7	117.1	125.3	94.5	95.9	88.7	103.1	106.4	93.3	373.9	118.1	92.4	93.5	8月
90.4	97.1	111.6	125.0	72.4	95.5	92.6	99.7	103.6	90.0	84.3	121.4	98.1	93.7	9月
92.2	92.9	116.9	130.2	70.7	95.3	94.8	99.3	96.5	91.3	475.0	121.0	97.2	102.2	10月
90.0	90.3	120.3	126.6	102.8	97.4	92.7	98.3	106.4	96.9	295.7	120.4	91.9	97.1	11月
88.5	92.4	113.6	118.9	97.1	96.4	93.7	103.3	103.6	97.0	285.5	117.8	95.2	93.6	12月
93.6	96.1	118.2	125.9	98.2	88.6	91.0	97.5	96.2	73.7	270.0	113.3	95.9	95.1	令和7年1月
89.9	97.7	116.6	123.7	99.1	98.6	95.1	109.5	105.2	96.5	313.7	109.7	96.3	91.2	2月
86.1	95.5	111.2	116.7	96.9	94.9	95.3	109.0	90.4	91.6	215.0	110.4	98.5	91.3	3月
91.3	85.2	107.0	115.9	83.3	93.7	92.6	102.5	85.8	101.0	385.8	124.8	94.1	89.7	4月
97.7	89.7	105.8	114.5	83.2	96.9	94.8	98.3	97.9	96.5	215.9	110.8	94.6	95.5	5月
93.1	97.6	107.1	115.5	85.2	100.4	96.3	98.3	103.5	105.9	377.8	99.9	97.8	94.1	6月
90.5	93.9	111.2	119.3	85.8	92.2	93.7	99.7	90.8	89.1	149.8	112.8	97.5	93.3	7月
92.5	76.5	112.0	120.8	88.1	92.4	87.1	99.9	92.9	94.5	214.4	112.5	92.2	91.6	8月
91.7	94.1	111.7	120.3	84.9	99.1	96.0	93.4	90.2	111.6	201.9	124.5	97.8	96.0	9月
91.0	94.5	113.3	116.0	104.6	98.3	90.0	98.7	95.2	110.0	164.7	124.8	100.9	94.9	10月
85.9	94.0	118.0	127.2	92.6	94.4	86.3	100.4	96.8	103.0	466.8	124.0	95.9	91.1	11月
85.6	85.2	113.3	119.5	93.7	93.3	91.8	98.2	89.0	102.7	377.6	119.1	93.5	89.9	12月
91.1	95.0	118.1	130.9	80.1	94.9	92.5	94.3	94.9	96.8	225.0	117.7	99.2	92.2	令和8年1月
89.6	96.8	103.7	119.9	53.6	95.7	96.6	101.4	89.2	98.8	345.1	111.6	96.0	92.2	2月
88.7	91.9	97.5	118.0	39.6	93.1	89.7	100.9	90.3	97.5	265.5	113.3	100.9	92.3	3月
95.7	83.8	100.9	116.8	57.5	95.4	94.4	95.0	88.9	104.7	185.1	148.7	110.0	97.9	4月
7.9	△ 8.8	3.5	△ 1.0	45.2	2.5	5.2	△ 5.8	△ 1.6	7.4	△ 30.3	31.2	9.0	6.1	前月比(%)

業種別在庫指数（令和2年(2020年）＝100）

区 分	鉱工業総合																	
	鉄 鋼 ・ 非鉄金属 工 業	鉄鋼業	非鉄金属 工 業	金 属 工 業	生 産 用 機 械 工 業	汎 用 ・ 業務用 機械工業	汎用機械 工 業		業務用機械 工 業		電子部品 ・デバイス 工業	電 気 ・ 情報通信 機械工業	輸 送 機 械 工 業	自動車 工 業		窯 業 ・ 土石製品 工 業	化 学 工 業	
							汎用機械 工 業	業務用機械 工 業	除、自動車工 業	除、自動車工 業				無機 ・ 有機 化学工業	除、有機化学 工業			
ウ ェ イ ト	10,000.0	368.4	87.4	281.0	245.2	122.2	1,084.9	871.1	213.8	293.9	3,186.7	143.7	101.8	41.9	710.0	1,293.2	532.5	760.7
【原指数】																		
令和3年	104.0	114.8	148.2	104.4	100.9	107.1	119.4	111.2	153.0	x	116.1	105.1	x	x	86.1	95.7	97.8	94.2
令和4年	106.2	122.0	138.6	116.9	113.0	110.3	95.1	104.6	56.4	x	125.1	111.8	x	x	95.9	108.4	133.0	91.1
令和5年	94.9	111.9	139.1	103.4	85.3	92.3	98.0	110.4	47.2	x	94.5	100.7	x	x	91.1	111.9	133.0	97.0
令和6年	103.8	104.6	127.6	97.4	85.1	80.8	103.2	113.1	62.7	x	100.5	559.4	x	x	77.1	112.0	132.6	97.6
令和7年	94.8	120.9	151.7	111.3	88.6	78.3	82.9	88.4	60.3	x	103.0	57.7	x	x	75.6	105.2	116.5	97.3
令和6年4月	102.0	107.2	130.5	99.9	94.6	88.0	95.1	102.8	63.9	x	118.3	82.7	x	x	82.4	106.4	126.9	92.1
5月	103.7	102.3	134.5	92.3	92.9	88.4	91.2	98.2	62.4	x	126.0	109.7	x	x	84.1	105.8	124.5	92.6
6月	104.5	105.6	126.2	99.2	94.4	88.1	90.1	95.4	68.2	x	124.0	121.6	x	x	85.9	110.9	129.8	97.6
7月	97.8	109.1	126.3	103.7	94.5	86.7	90.6	96.7	65.4	x	103.5	109.9	x	x	85.7	111.4	126.4	100.9
8月	94.4	107.0	135.6	98.1	90.8	86.0	93.1	98.9	69.7	x	95.1	120.7	x	x	81.3	109.5	126.7	97.4
9月	93.5	108.1	136.1	99.3	87.1	84.9	85.5	89.6	68.6	x	90.4	153.9	x	x	80.6	108.2	123.3	97.7
10月	97.8	105.1	143.6	93.1	92.0	83.9	93.8	99.7	69.6	x	98.8	142.2	x	x	80.7	110.5	128.3	98.0
11月	100.7	105.3	126.2	98.8	91.4	81.9	99.9	107.4	69.5	x	103.8	257.5	x	x	80.6	112.5	129.4	100.6
12月	103.8	104.6	127.6	97.4	85.1	80.8	103.2	113.1	62.7	x	100.5	559.4	x	x	77.1	112.0	132.6	97.6
令和7年1月	105.4	105.4	133.6	96.7	92.9	76.0	100.7	109.3	65.7	x	109.6	421.7	x	x	82.1	110.7	130.5	96.9
2月	100.7	105.1	142.8	93.4	93.6	79.0	89.3	95.6	63.4	x	112.8	202.0	x	x	81.2	103.3	120.8	91.1
3月	92.9	107.0	130.8	99.6	85.0	77.7	78.3	81.7	64.5	x	101.4	66.9	x	x	81.4	101.9	127.5	84.0
4月	102.8	114.6	142.0	106.1	90.6	78.8	74.9	78.3	61.2	x	127.2	50.5	x	x	80.7	106.8	132.6	88.7
5月	109.0	111.5	145.7	100.9	91.6	77.1	75.7	78.7	63.4	x	146.4	69.9	x	x	77.0	109.8	138.8	89.6
6月	106.8	112.4	133.3	105.9	94.7	76.9	77.7	80.9	64.9	x	135.8	74.6	x	x	78.4	110.4	139.5	90.1
7月	101.5	116.2	128.3	112.4	95.1	76.5	76.2	79.6	62.5	x	120.7	57.7	x	x	77.0	109.3	128.7	95.7
8月	96.3	118.3	139.6	111.7	91.4	76.2	78.6	81.6	66.4	x	105.9	72.4	x	x	78.9	102.7	115.6	93.8
9月	92.8	120.1	147.8	111.4	87.2	77.7	72.0	73.6	65.3	x	95.9	59.5	x	x	77.9	100.6	109.5	94.5
10月	94.1	112.9	139.9	104.4	87.6	79.1	79.0	81.7	67.8	x	101.7	60.7	x	x	74.3	103.1	116.7	93.6
11月	93.9	117.3	139.4	110.5	92.6	78.8	82.5	86.8	65.1	x	101.2	59.9	x	x	74.9	102.6	113.4	95.0
12月	94.8	120.9	151.7	111.3	88.6	78.3	82.9	88.4	60.3	x	103.0	57.7	x	x	75.6	105.2	116.5	97.3
令和8年1月	108.4	114.4	145.0	104.9	92.9	76.9	79.4	83.4	62.8	x	110.1	38.1	x	x	73.8	102.8	113.8	95.1
2月	106.4	111.3	144.9	100.9	89.3	77.2	80.8	84.9	64.1	x	124.5	38.9	x	x	72.6	101.5	113.3	93.2
3月	96.4	116.6	133.5	111.3	90.8	77.4	82.0	87.9	57.9	x	115.3	67.9	x	x	74.7	96.7	120.0	80.4
4月	106.3	123.9	147.4	116.6	94.4	76.4	90.7	96.1	68.7	x	132.1	511.4	x	x	64.2	93.5	118.1	76.3
前年同月比(%)	3.4	8.1	3.8	9.9	4.2	△ 3.0	21.1	22.7	12.3	x	3.9	912.7	x	x	△ 20.4	△ 12.5	△ 10.9	△ 14.0
【季節調整済指数】																		
令和6年Ⅰ期	96.7	107.4	135.4	98.6	91.8	90.4	87.5	95.7	59.1	x	102.8	108.6	x	x	87.1	106.6	120.6	95.6
Ⅱ期	96.6	107.9	134.4	100.0	93.6	88.3	90.6	97.1	65.6	x	102.5	116.6	x	x	84.0	109.4	127.5	96.9
Ⅲ期	98.5	103.8	131.3	95.4	90.0	84.2	89.8	96.3	64.9	x	101.0	150.9	x	x	80.6	110.0	128.8	97.3
Ⅳ期	104.3	102.2	128.4	94.0	88.7	81.1	95.4	102.7	68.6	x	108.2	445.5	x	x	77.3	109.4	128.0	96.1
令和7年Ⅰ期	101.9	109.9	134.8	102.1	91.8	77.7	85.8	91.4	67.0	x	123.5	82.1	x	x	81.0	105.6	129.0	87.9
Ⅱ期	98.8	114.9	142.0	106.7	93.9	77.0	78.2	82.4	62.4	x	112.3	71.5	x	x	76.6	108.9	137.1	89.5
Ⅲ期	97.7	115.3	142.6	107.0	90.1	77.1	75.6	79.1	61.7	x	107.2	58.3	x	x	77.9	102.2	114.4	94.1
Ⅳ期	95.3	118.1	152.6	107.4	92.4	78.6	76.6	80.2	66.0	x	110.9	46.0	x	x	75.8	102.7	112.5	95.8
令和8年Ⅰ期	105.7	119.7	137.6	114.0	98.0	77.4	89.8	98.3	60.2	x	140.5	83.3	x	x	74.4	100.2	121.4	84.1
令和6年4月	98.5	109.1	134.7	101.4	93.2	89.2	98.8	100.8	64.3	x	107.2	100.8	x	x	84.8	107.4	125.0	94.9
5月	96.8	108.9	137.2	100.0	91.7	89.0	92.4	100.2	63.0	x	103.0	114.2	x	x	84.7	108.0	126.6	96.0
6月	96.6	107.9	134.4	100.0	93.6	88.3	90.6	97.1	65.6	x	102.5	116.6	x	x	84.0	109.4	127.5	96.9
7月	96.2	105.2	131.9	97.2	92.3	86.7	90.9	97.5	65.1	x	100.3	108.8	x	x	83.4	108.3	122.6	98.0
8月	96.0	105.4	133.5	96.6	91.0	85.6	90.5	97.1	64.8	x	100.0	113.4	x	x	81.9	109.9	126.4	96.9
9月	98.5	103.8	131.3	95.4	90.0	84.2	89.8	96.3	64.9	x	101.0	150.9	x	x	80.6	110.0	128.8	97.3
10月	99.9	102.7	136.9	91.8	87.5	82.7	91.4	99.4	65.4	x	104.7	132.6	x	x	80.1	110.1	128.5	97.0
11月	101.6	101.0	130.2	92.0	88.4	81.3	93.2	101.4	67.9	x	107.4	258.7	x	x	79.5	111.2	130.2	98.1
12月	104.3	102.2	128.4	94.0	88.7	81.1	95.4	102.7	68.6	x	108.2	445.5	x	x	77.3	109.4	128.0	96.1
令和7年1月	105.7	107.8	130.3	101.8	90.7	76.4	100.0	107.6	69.6	x	113.3	403.4	x	x	83.8	109.3	130.6	94.8
2月	102.6	108.4	130.8	99.8	96.1	79.3	91.3	95.4	69.3	x	119.0	225.4	x	x	82.0	104.1	122.9	91.7
3月	101.9	109.9	134.8	102.1	91.8	77.7	85.8	91.4	67.0	x	123.5	82.1	x	x	81.0	105.6	129.0	87.9
4月	99.3	116.6	146.6	107.7	89.3	79.8	77.8	76.8	61.6	x	115.3	61.5	x	x	83.0	107.8	130.6	91.4
5月	101.7	118.7	148.6	109.3	90.5	77.6	76.7	80.3	64.0	x	119.7	72.8	x	x	77.5	112.1	141.2	92.9
6月	98.8	114.9	142.0	106.7	93.9	77.0	78.2	82.4	62.4	x	112.3	71.5	x	x	76.6	108.9	137.1	89.5
7月	99.8	112.1	134.0	105.4	92.8	76.5	76.4	80.3	62.2	x	116.9	57.1	x	x	74.9	106.2	124.8	92.9
8月	97.9	116.5	137.4	110.0	91.6	75.8	76.4	80.1	61.7	x	111.3	68.0	x	x	79.5	103.0	115.4	93.4
9月	97.7	115.3	142.6	107.0	90.1	77.1	75.6	79.1	61.7	x	107.2	58.3	x	x	77.9	102.2	114.4	94.1
10月	96.1	110.4	133.3	103.0	83.3	78.0	77.0	81.5	63.7	x	107.8	56.6	x	x	73.8	102.7		

令和2年(2020年)＝100

										(特掲)				区 分	
プラスチック 製工業	パルプ・紙 ・紙加工工業	食料品 工業	食料品	飲料	そ の 他 工 業	繊維工業	家具工業	印刷業	ゴム製品 工業	半導体・ フラットパネル 製造装置	民生用 電気 機械	化学工業 (除く化粧品、 医薬品)	プラスチック 製フィルム・ シート		
1,660.4	60.4	354.8	151.5	203.3	476.2	262.6	111.2	-	102.4	-	2,175.5	1,293.2	881.0	ウ エ イ ト	
【原指数】															
85.9	76.5	96.5	105.6	89.7	110.4	106.2	108.9	-	122.9	-	136.3	95.7	92.3	令和3年	
84.8	88.3	86.0	116.1	63.5	112.1	117.4	110.7	-	100.0	-	143.1	108.4	94.2	令和4年	
82.7	3.5	82.8	117.1	57.2	117.1	124.5	119.3	-	95.9	-	117.9	111.9	85.6	令和5年	
90.5	4.1	86.3	121.5	60.1	115.0	120.7	127.9	-	86.6	-	122.9	112.0	99.1	令和6年	
86.3	4.5	79.0	113.6	53.3	125.6	126.1	147.4	-	100.5	-	142.6	105.2	102.2	令和7年	
80.3	4.7	103.3	119.5	91.2	123.9	123.8	123.5	-	124.4	-	153.3	106.4	85.7	令和6年4月	
80.4	5.2	108.2	132.7	89.9	118.6	123.5	125.5	-	98.7	-	164.2	105.8	86.6	5月	
84.0	5.0	112.1	136.9	93.6	117.7	120.1	116.6	-	112.7	-	159.5	110.9	90.3	6月	
86.5	6.1	98.7	132.8	73.2	120.0	120.7	121.6	-	116.2	-	130.4	111.4	93.6	7月	
84.8	5.3	88.2	119.4	64.9	123.5	123.9	123.7	-	122.1	-	115.5	109.5	89.2	8月	
87.8	5.1	111.7	130.7	97.6	125.5	125.5	126.5	-	124.7	-	108.0	108.2	98.0	9月	
90.1	6.0	112.5	132.1	97.9	125.4	124.6	131.3	-	120.9	-	120.2	110.5	98.5	10月	
90.2	5.5	85.7	143.3	42.7	121.8	122.3	132.6	-	108.6	-	127.8	112.5	100.2	11月	
90.5	4.1	86.3	121.5	60.1	115.0	120.7	127.9	-	86.6	-	122.9	112.0	99.1	12月	
88.7	5.7	96.4	126.5	73.9	125.8	123.1	141.8	-	115.0	-	138.2	110.7	96.0	令和7年1月	
91.1	5.7	84.6	107.9	67.2	121.9	114.8	146.0	-	113.9	-	142.7	103.3	100.4	2月	
87.0	5.7	89.2	98.1	82.6	114.2	115.3	117.1	-	108.5	-	126.5	101.9	98.6	3月	
92.2	5.4	89.3	98.1	82.7	116.9	117.5	116.3	-	116.1	-	179.7	106.8	106.4	4月	
92.6	5.1	89.6	108.1	75.9	118.1	118.3	118.9	-	116.9	-	207.3	109.8	109.0	5月	
93.7	5.3	91.5	116.1	73.2	117.2	120.2	116.1	-	110.4	-	191.6	110.4	111.3	6月	
95.9	6.0	86.5	109.5	69.3	125.3	121.9	124.0	-	135.5	-	168.6	109.3	114.1	7月	
93.2	5.0	79.6	105.6	60.2	128.7	125.0	124.0	-	143.3	-	146.3	102.7	110.2	8月	
95.1	4.9	83.1	112.0	61.6	129.2	125.2	129.0	-	139.6	-	130.7	100.6	113.4	9月	
93.6	4.9	86.8	126.3	57.4	123.4	121.9	140.8	-	108.6	-	139.7	103.1	109.5	10月	
89.0	4.8	84.3	132.6	48.3	125.7	124.5	148.7	-	103.9	-	139.0	102.6	106.5	11月	
86.3	4.5	79.0	113.6	53.3	125.6	126.1	147.4	-	100.5	-	142.6	105.2	102.2	12月	
85.9	4.8	434.8	126.9	664.3	132.1	128.0	163.8	-	108.3	-	152.9	102.8	102.5	令和8年1月	
88.1	4.7	253.0	112.1	358.0	132.7	127.3	165.7	-	110.8	-	173.2	101.5	107.5	2月	
87.3	4.5	75.1	109.5	49.5	112.9	109.0	136.8	-	96.8	-	159.6	96.7	109.5	3月	
83.0	3.9	94.8	122.8	73.9	112.9	107.6	142.5	-	94.5	-	183.9	93.5	103.1	4月	
△ 10.0	△ 27.8	6.2	25.2	△ 10.6	△ 3.4	△ 8.4	22.5	-	△ 18.6	-	2.3	△ 12.5	△ 3.1	前年同月比(%)	
【季節調整済指数】															
81.2	4.4	96.5	118.7	79.5	121.5	125.5	124.0	-	107.5	-	130.9	106.6	85.7	令和6年1期	
83.2	6.0	97.6	123.9	77.6	120.6	122.3	127.0	-	112.2	-	127.3	109.4	89.9	Ⅱ期	
87.6	7.2	116.4	132.6	99.7	125.3	123.1	131.1	-	121.9	-	127.9	110.0	95.1	Ⅲ期	
89.2	4.5	98.9	126.0	77.7	116.1	121.7	125.4	-	99.3	-	134.7	109.4	97.8	Ⅳ期	
90.5	5.2	87.8	108.2	72.2	117.8	117.2	121.3	-	115.6	-	155.9	105.6	105.0	令和7年1期	
92.8	6.3	79.7	105.1	60.7	120.0	122.4	126.5	-	109.9	-	152.9	108.9	110.9	Ⅱ期	
94.9	6.9	86.6	113.6	62.9	129.0	122.8	133.7	-	136.4	-	154.8	102.2	110.0	Ⅲ期	
85.1	5.0	90.5	117.8	68.9	126.8	127.1	144.5	-	115.3	-	156.3	102.7	100.9	Ⅳ期	
90.9	4.1	73.9	120.8	43.2	116.5	110.8	141.7	-	103.2	-	196.7	100.2	116.6	令和8年1期	
82.9	4.9	96.5	121.3	78.4	127.0	124.2	128.3	-	131.4	-	133.4	107.4	89.1	令和6年4月	
82.1	5.1	97.6	125.2	77.0	119.9	123.8	128.4	-	103.4	-	127.5	108.0	88.1	5月	
83.2	6.0	97.6	123.9	77.6	120.6	122.3	127.0	-	112.2	-	127.3	109.4	89.9	6月	
83.6	6.4	95.6	128.7	73.0	121.1	121.5	129.3	-	112.6	-	126.4	108.3	89.9	7月	
85.9	7.5	95.8	129.7	69.4	123.2	122.2	129.7	-	118.0	-	123.4	109.9	92.6	8月	
87.6	7.2	116.4	132.6	99.7	125.3	123.1	131.1	-	121.9	-	127.9	110.0	95.1	9月	
89.1	6.6	107.4	127.2	101.5	123.8	121.9	131.8	-	116.9	-	131.2	110.1	97.4	10月	
89.1	5.1	90.1	126.8	54.4	123.1	122.6	130.7	-	112.6	-	135.0	111.2	97.3	11月	
89.2	4.5	98.9	126.0	77.7	116.1	121.7	125.4	-	99.3	-	134.7	109.4	97.8	12月	
87.3	4.2	100.4	131.3	77.5	120.0	123.1	125.5	-	104.7	-	143.8	109.3	94.2	令和7年1月	
90.6	4.0	92.9	117.0	73.9	116.0	115.0	126.3	-	104.6	-	151.4	104.1	99.7	2月	
90.5	5.2	87.8	108.2	72.2	117.8	117.2	121.3	-	115.6	-	155.9	105.6	105.0	3月	
95.2	5.6	83.4	99.6	71.1	119.8	117.9	120.9	-	122.6	-	156.4	107.8	110.6	4月	
94.6	5.0	80.8	102.0	65.0	119.4	118.6	121.6	-	122.5	-	161.0	112.1	110.9	5月	
92.8	6.3	79.7	105.1	60.7	120.0	122.4	126.5	-	109.9	-	152.9	108.9	110.9	6月	
92.7	6.3	83.8	106.2	69.1	126.5	122.7	131.9	-	131.3	-	163.5	106.2	109.6	7月	
94.4	7.1	86.5	114.7	64.4	128.4	123.3	130.0	-	138.5	-	156.3	103.0	114.3	8月	
94.9	6.9	86.6	113.6	62.9	129.0	122.8	133.7	-	136.4	-	154.8	102.2	110.0	9月	
92.5	5.4	82.9	121.6	59.5	121.8	119.2	141.3	-	105.0	-	152.5	102.7	108.2	10月	
87.9	4.5	88.6	117.3	61.5	127.1	124.8	146.6	-	107.7	-	146.8	101.4	103.4	11月	
85.1	5.0	90.5	117.8	68.9	126.8	127.1	144.5	-	115.3	-	156.3	102.7	100.9	12月	
84.6	3.5	452.8	131.7	696.6	126.0	128.1	145.0	-	98.6	-	159.1	101.5	100.6	令和8年1月	
87.6	3.3	277.8	121.5	393.8	126.2	127.5	143.4	-	101.7	-	183.8	102.3	106.8	2月	
90.9	4.1	73.9	120.8	43.2	116.5	110.8	141.7	-	103.2	-	196.7	100.2	116.6	3月	
85.7	4.1	88.6	124.7	63.5	115.7	108.0	148.1	-	99.8	-	160.1	94.4	107.1	4月	
△ 5.7	0.0	19.9	3.2	47.0	△ 0.7	△ 2.5	4.5	-	△ 3.3	-	△ 18.6	△ 5.8	△ 8.1	前月比(%)	

大津市における費目別標準生計費（1人）の推移

（円）

費 目	令和4年4月 （集計世帯96）	令和5年4月 （集計世帯96）	令和6年4月 （集計世帯96）	令和7年4月 （集計世帯96）
食 料 費	33,920	35,930	36,600	39,050
住居関係費	36,790	43,700	35,410	38,450
被服・履物費	7,020	6,910	7,420	5,270
雑 費 I	21,640	22,080	40,400	27,220
雑 費 II	7,870	15,210	10,060	11,870
計	107,240	123,830	129,890	121,860

【標準生計費算定方法の概要】

標準生計費は、大津市における最も標準的な生活水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により算定。

標準生計費の費目の内訳

食 料 費 ……食料

住居関係費 ……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 ……被服および履物

雑 費 I ……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II ……その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

（資料出所 滋賀県人事委員会）

資料提供

(県政)



提供年月日：令和8年(2026年)6月19日
 部 局 名：総合企画部
 所 属 名：統計課
 係 名：人口社会統計係
 担 当 者 名：レフトサーリ・江崎
 連絡先(内線)：077-528-3399 (3399)

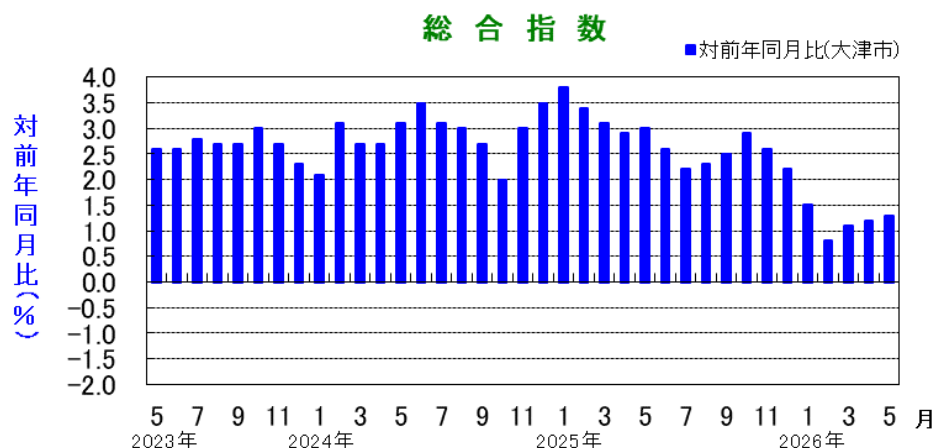
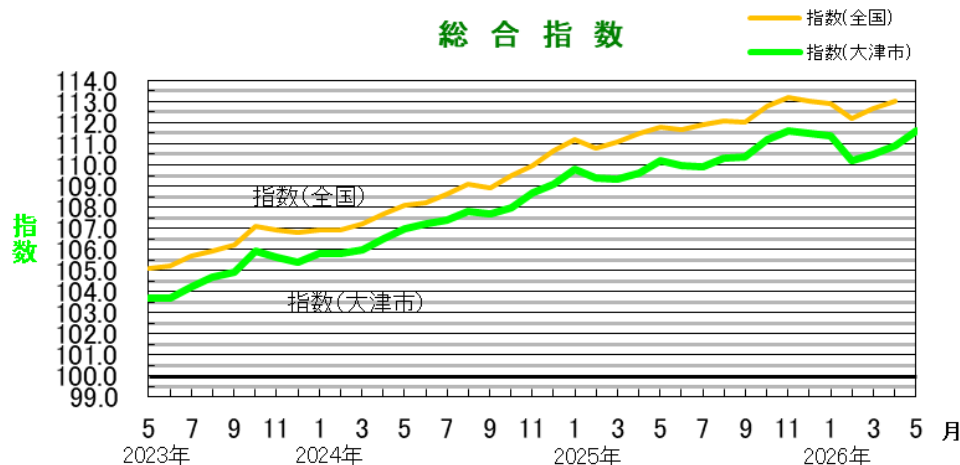
2020年基準 消費者物価指数（大津市）
 2026年（令和8年）5月分

（令和8年6月19日公表）

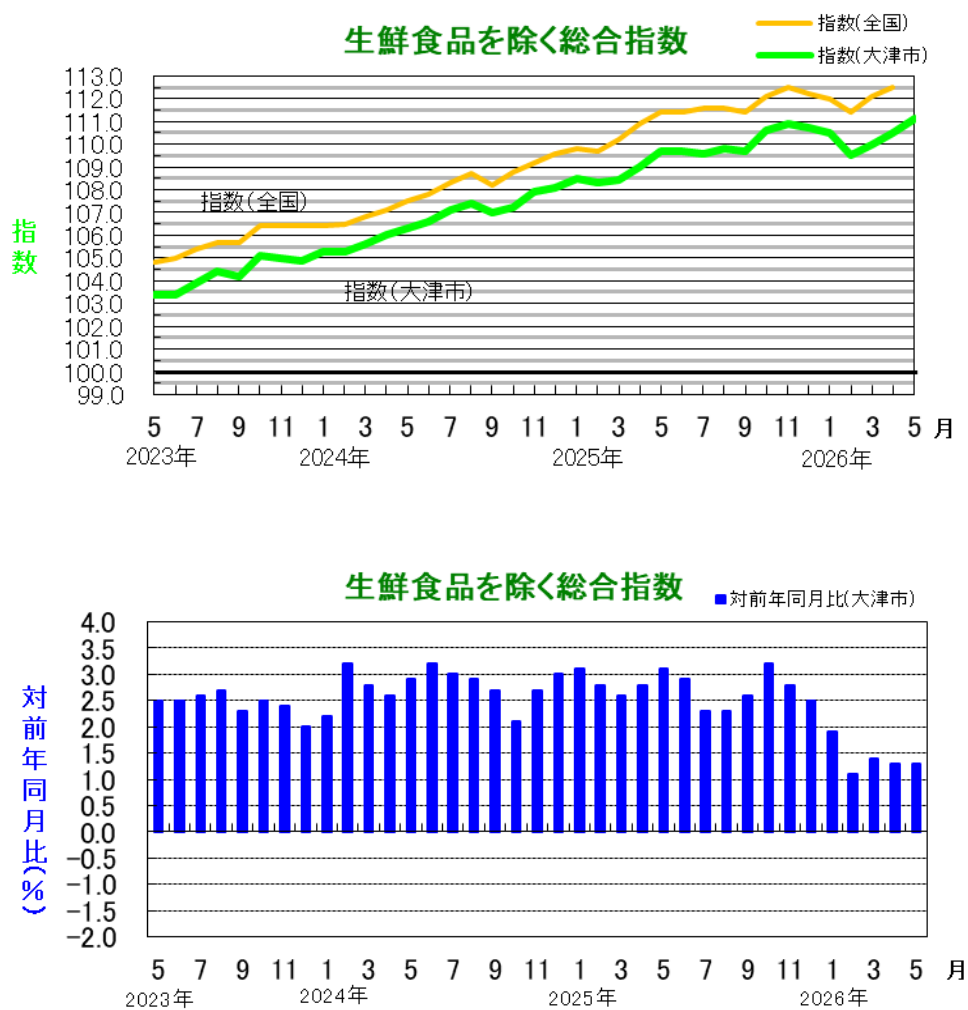
1. 2026年（令和8年）5月分消費者物価指数（大津市）概況

	指 数	前月比(%)	前年同月比(%)	概 況
総合指数	111.6	0.6	1.3	前月比は3か月連続で上昇した。 前年同月比は55か月連続で上昇した。
生鮮食品を除く 総合指数	111.1	0.6	1.3	前月比は3か月連続で上昇した。 前年同月比は55か月連続で上昇した。
生鮮食品及び エネルギーを除く 総合指数	110.6	0.3	1.6	前月比は上昇に転じた。 前年同月比は50か月連続で上昇した。

2. 総合指数と対前年同月比の推移

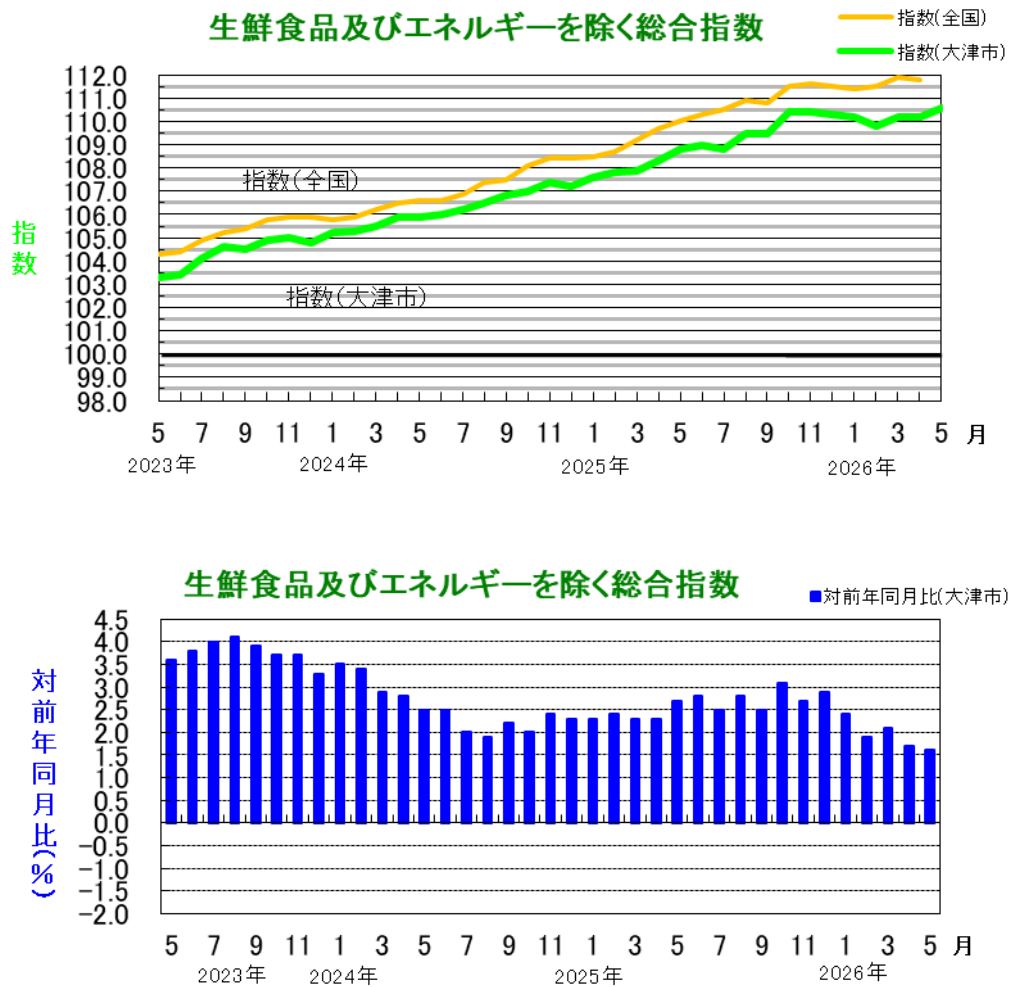


3. 生鮮食品を除く総合指数と対前年同月比の推移



※「生鮮食品」…生鮮魚介・生鮮野菜・生鮮果物

4. 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数と対前年同月比の推移



※「エネルギー」…電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン

☆全国における消費者物価指数の概況は総務省統計局のHPにより公表されています。
総務省統計局消費者物価指数（全国）→ <https://www.stat.go.jp/data/cpi/>

5. 10大費目指数と前月・前年同月比および寄与度

2020年=100

区 分	指 数	対前月		対前年同月	
		上昇率(%)	寄与度	上昇率(%)	寄与度
食 料	125.4	0.5	0.14	2.6	0.79
住 居	104.1	0.1	0.02	0.7	0.11
光 熱 ・ 水 道	112.2	3.5	0.23	-0.6	-0.04
家具・家事用品	115.1	-1.6	-0.07	0.1	0.01
被服及び履物	110.8	0.2	0.01	-1.9	-0.07
保 健 医 療	102.9	0.3	0.01	0.0	0.00
交 通 ・ 通 信	102.7	1.1	0.17	3.5	0.53
教 育	85.9	0.0	0.00	-9.3	-0.28
教 養 娛 楽	115.8	0.4	0.04	1.5	0.15
諸 雑 費	108.6	0.1	0.01	1.1	0.07

*寄与度：総合指数の上昇に対して各費目がどれだけ影響したかを示します。

6. 前月との比較

総合指数は111.6で、前月と比べて0.6%上昇しました。中分類指数の主な項目をみると、電気代（5.7%）、自動車等関係費（1.7%）等が上昇し、生鮮魚介（-3.9%）等が下落しました。

生鮮食品を除く総合指数は111.1で、前月と比べて0.6%上昇しました。

生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は110.6で、前月と比べて0.3%上昇しました。

● 上昇した中分類指数の主な項目（寄与度順）

電気代〔光熱・水道〕	(+)	5.7%
自動車等関係費〔交通・通信〕	(+)	1.7%
肉類〔食料〕	(+)	2.9%
生鮮果物〔食料〕	(+)	8.7%
穀類〔食料〕	(+)	2.8%

● 下落した中分類指数の主な項目（寄与度順）

生鮮魚介〔食料〕	(-)	3.9%
----------	-----	------

注) 中分類指数の項目のうち、寄与度および各指数の対前月比が比較的大きな項目のみを掲載しています。〔 〕内は、10大費目名です。

注) 生鮮食品（生鮮魚介・生鮮野菜・生鮮果物）については、小分類指数です。

7. 前年同月との比較

総合指数は、前年同月と比べて1.3%上昇しました。中分類指数の主な項目をみると、菓子類(8.6%)、自動車等関係費(2.1%)等が上昇し、授業料等(-14.5%)、生鮮果物(-8.0%)等が下落しました。

生鮮食品を除く総合指数は、前年同月と比べて1.3%上昇しました。

生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は、前年同月と比べて1.6%上昇しました。

● 上昇した中分類指数の主な項目（寄与度順）

菓子類〔食料〕	(+)	8.6%
自動車等関係費〔交通・通信〕	(+)	2.1%
通信〔交通・通信〕	(+)	7.1%
調理食品〔食料〕	(+)	5.1%
飲料〔食料〕	(+)	9.9%
交通〔交通・通信〕	(+)	6.5%
教養娯楽サービス〔教養娯楽〕	(+)	2.0%
生鮮魚介〔食料〕	(+)	4.7%
理美容用品〔諸雑費〕	(+)	3.6%
設備修繕・維持〔住居〕	(+)	1.5%

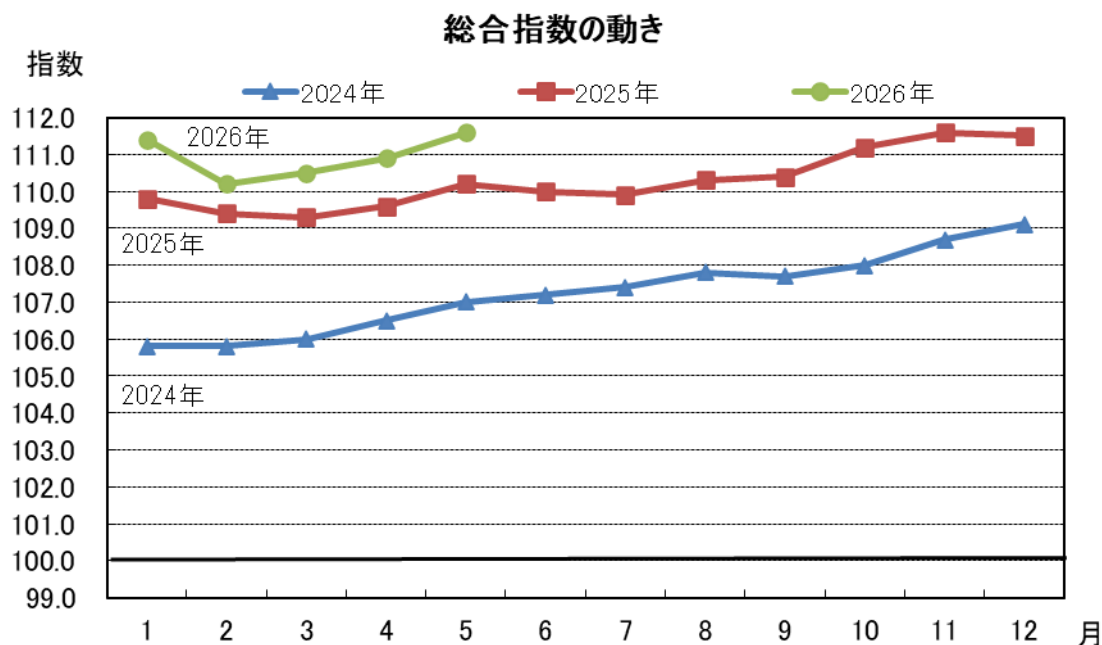
● 下落した中分類指数の主な項目（寄与度順）

授業料等〔教育〕	(-)	14.5%
生鮮果物〔食料〕	(-)	8.0%
洋服〔被服及び履物〕	(-)	4.7%

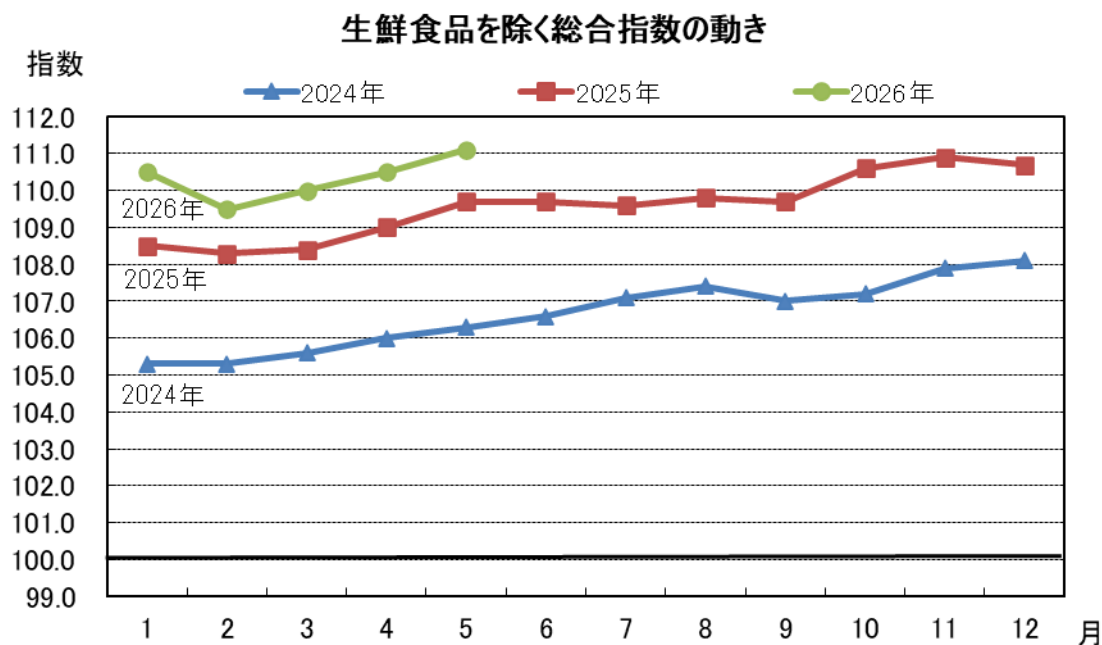
注) 中分類指数の項目のうち、寄与度および各指数の対前年同月比が比較的大きな項目のみを掲載しています。[] 内は、10大費目名です。

注) 生鮮食品(生鮮魚介・生鮮野菜・生鮮果物)については、小分類指数です。

8. 総合指数別の年度比較

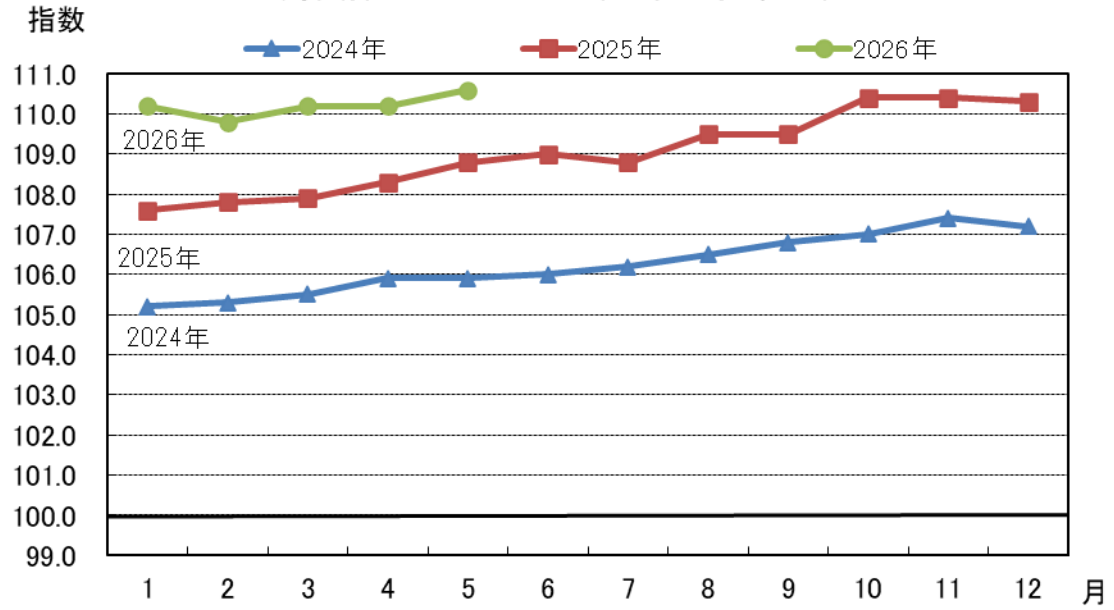


	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2024年	105.8	105.8	106.0	106.5	107.0	107.2	107.4	107.8	107.7	108.0	108.7	109.1
2025年	109.8	109.4	109.3	109.6	110.2	110.0	109.9	110.3	110.4	111.2	111.6	111.5
2026年	111.4	110.2	110.5	110.9	111.6							



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2024年	105.3	105.3	105.6	106.0	106.3	106.6	107.1	107.4	107.0	107.2	107.9	108.1
2025年	108.5	108.3	108.4	109.0	109.7	109.7	109.6	109.8	109.7	110.6	110.9	110.7
2026年	110.5	109.5	110.0	110.5	111.1							

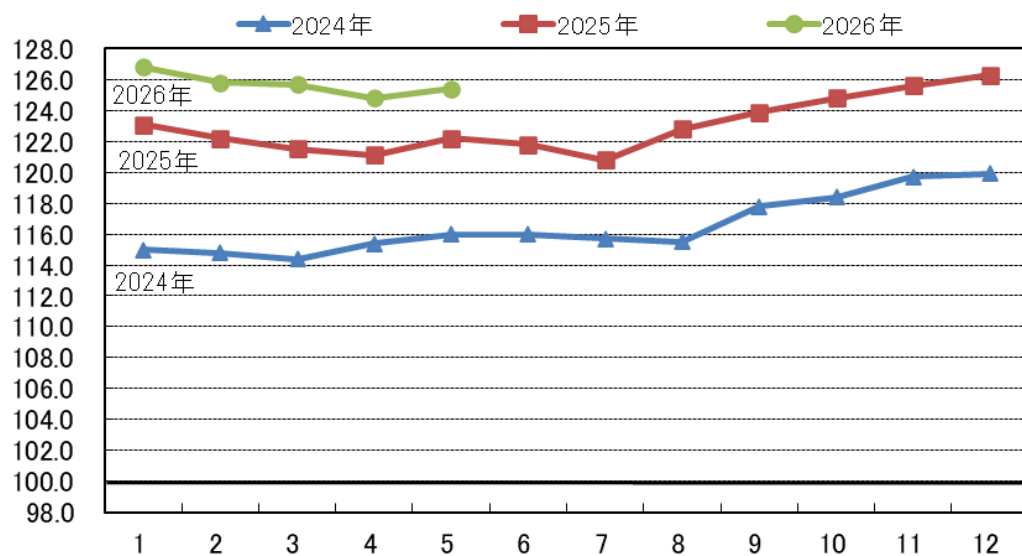
生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数の動き



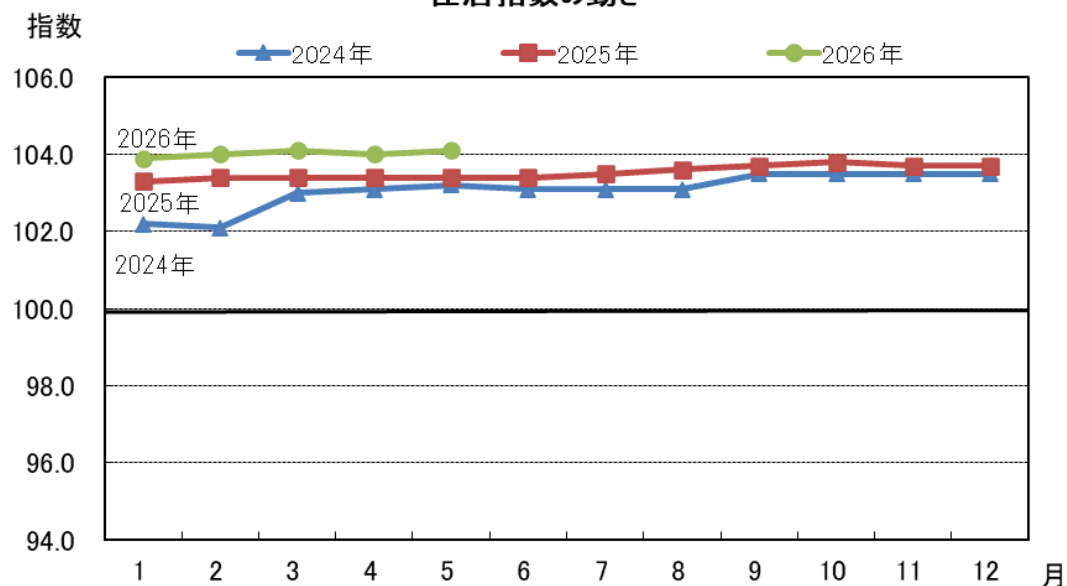
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2024年	105.2	105.3	105.5	105.9	105.9	106.0	106.2	106.5	106.8	107.0	107.4	107.2
2025年	107.6	107.8	107.9	108.3	108.8	109.0	108.8	109.5	109.5	110.4	110.4	110.3
2026年	110.2	109.8	110.2	110.2	110.6							

9. 10大費目別の年度比較

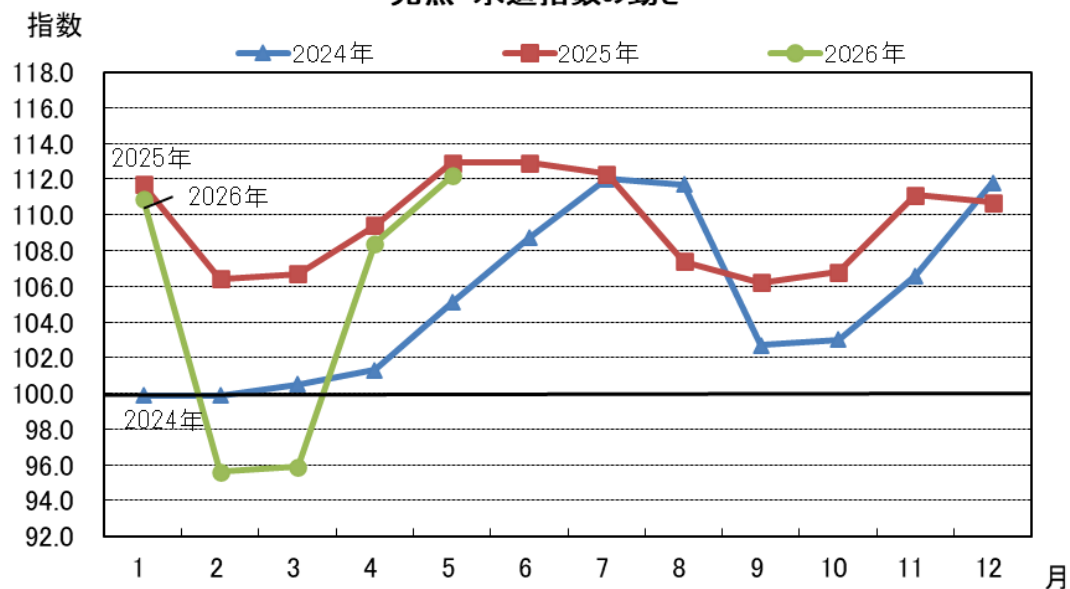
食料指数の動き



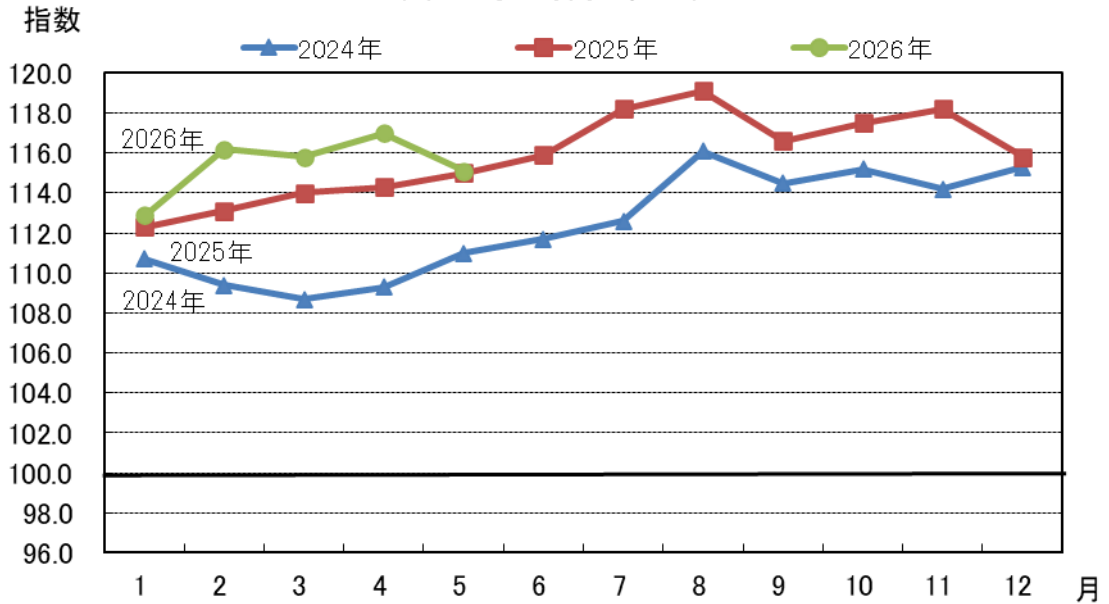
住居指数の動き



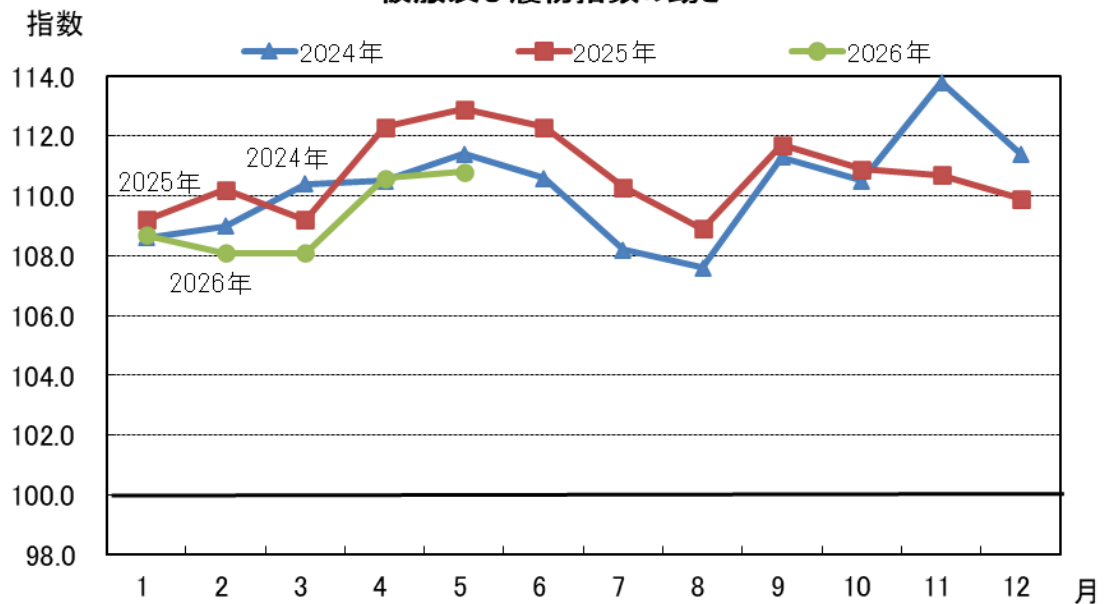
光熱・水道指数の動き



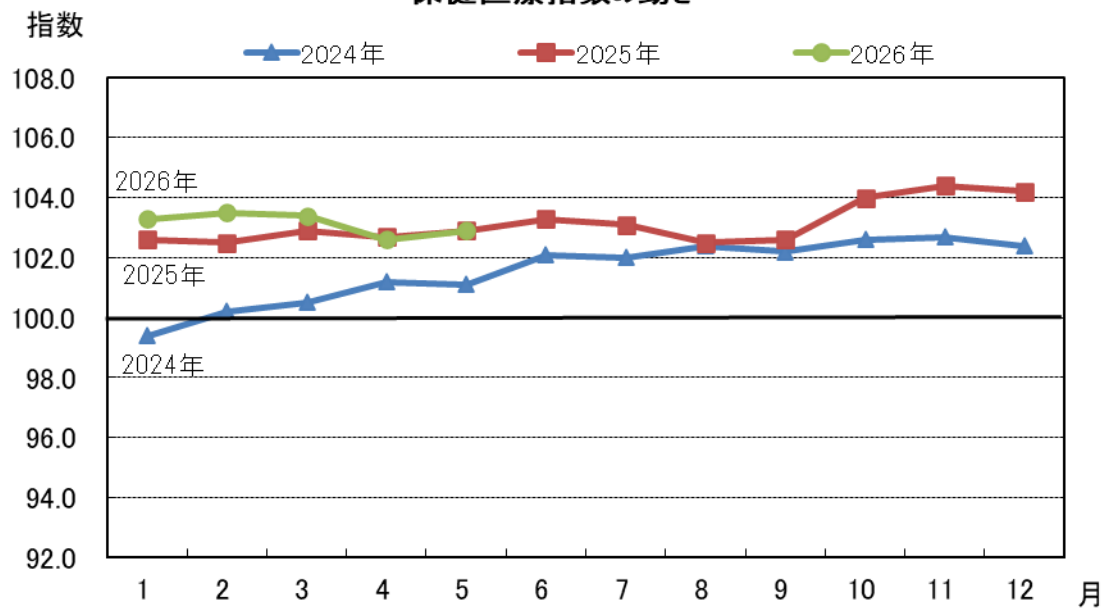
家具・家事用品指数の動き



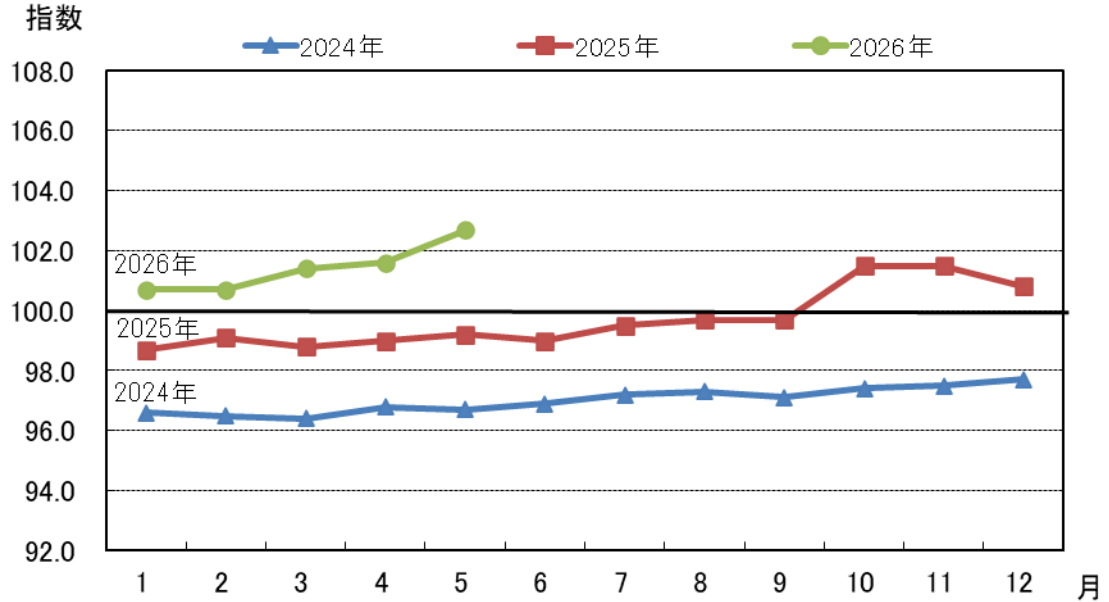
被服及び履物指数の動き



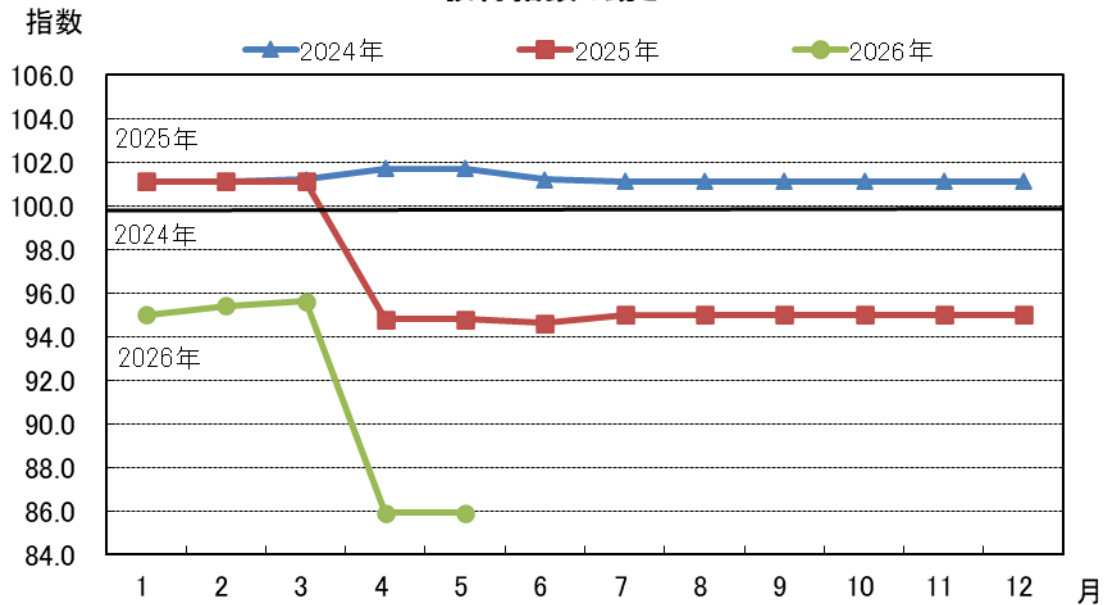
保健医療指数の動き



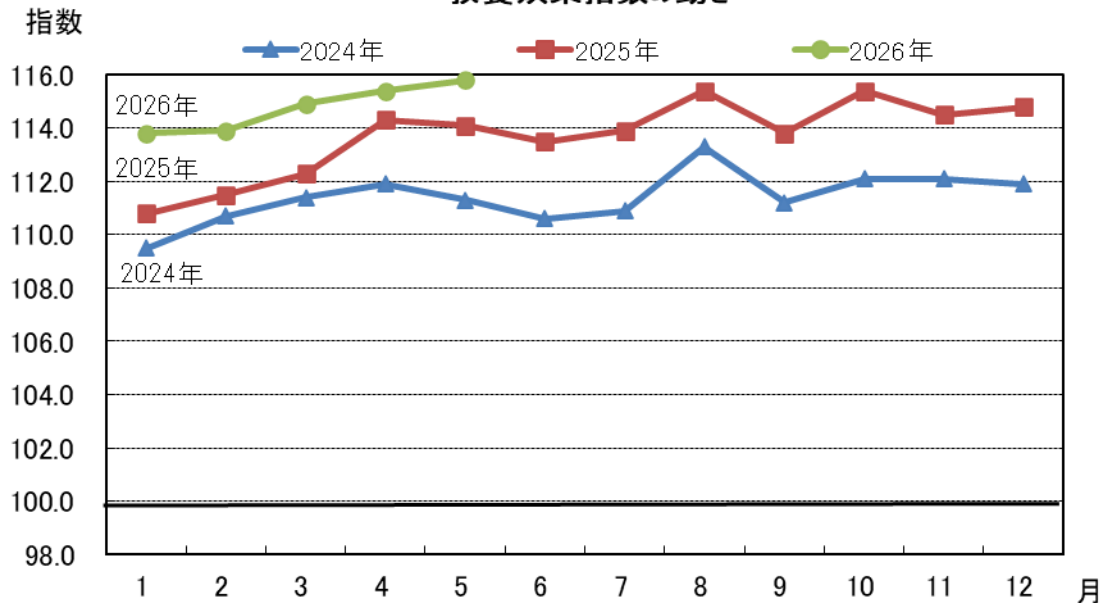
交通・通信指数の動き

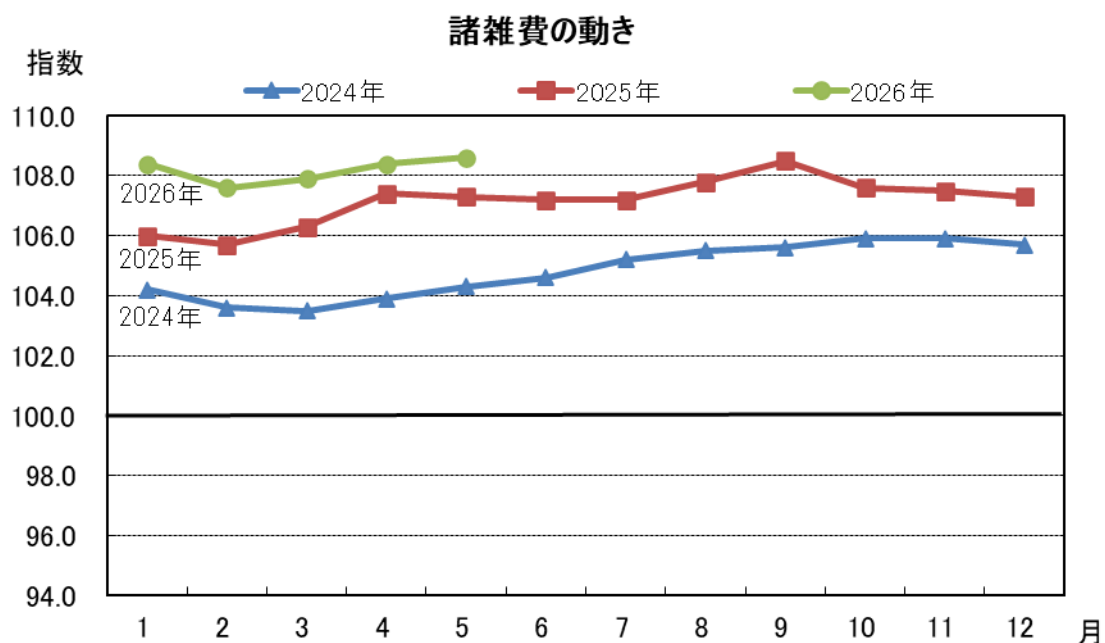


教育指数の動き



教養娯楽指数の動き





【参考】

消費者物価指数とは

消費者物価指数は、日常生活で私たち消費者が購入する各種商品（財やサービス）の価格の動きを総合し、平均的な物価の動きをみるために作られるもので、国民の消費生活にとって最も身近な指数です。日常購入する食料品、衣料品、電気製品、医薬・化粧品などの財の価格のほかに、授業料や家賃、理髪料、バス代などのようなサービスの価格の動きも含まれます。

10大費目とは

指数計算に採用する品目は、世帯が購入する多数の財・サービス全体の物価変動を代表できるように、家計の消費支出の中で重要度が高いこと、価格変動の面で代表性があること、さらに、継続調査が可能であること等の観点から選定された581品目に、持家の帰属家賃1品目を加えた582品目です。これらを大分類したものが10大費目です。

この資料は総務省統計局が作成、公表している全国の消費者物価指数のうち、大津市の消費者物価指数についてまとめたものです。

【次回資料提供予定】 令和8年(2026年)7月24日(金) 午前10時

2026年 各集計機関別集計状況

【賃金】

● 連 合 (前年同時期)

(月例賃金 平均賃金方式 集計組合員数による加重平均)

	3月23日 (3月23日発表)	3月24日 (3月27日発表)	4月1日 (4月3日発表)	4月14日 (4月17日発表)	5月7日 (5月12日発表)	6月1日 (6月4日発表)	7月1日 (7月3日発表)	7月1日 (7月3日発表)
全体計	5.26% 17,687円 (1,100組合)	5.12% 17,137円 (1,506組合)	5.09% 16,892円 (2,311組合)	5.08% 16,879円 (3,365組合)	5.05% 16,733円 (4,046組合)	5.02% 16,518円 (4,862組合)	5.01% 16,400円 (5,368組合)	5.25% 16,356円 (5,162組合)
300人未満	5.05% 14,300円 (552組合)	5.03% 14,048円 (805組合)	5.00% 13,960円 (1,332組合)	4.84% 13,394円 (2,156組合)	4.81% 13,260円 (2,706組合)	4.70% 12,929円 (3,391組合)	4.69% 12,866円 (3,831組合)	4.65% 12,361円 (3,677組合)
300人以上	5.27% 17,849円 (548組合)	5.12% 17,280円 (701組合)	5.09% 17,099円 (979組合)	5.10% 17,209円 (1,209組合)	5.07% 17,111円 (1,340組合)	5.06% 16,981円 (1,471組合)	5.05% 16,897円 (1,537組合)	5.33% 16,920円 (1,485組合)

(有期・短時間・契約等労働者 時給 加重平均)

	3月23日 (3月23日発表)	4月1日 (4月3日発表)	4月14日 (4月17日発表)	5月7日 (5月12日発表)	6月1日 (6月4日発表)	7月1日 (7月3日発表)		7月1日 (7月3日発表)
賃上げ額	82.20円	80.39円	80.29円	76.32円	74.90円	75.01円		66.98円
賃上げ率	6.42%	6.61%	6.61%	6.26%	6.16%	6.18%		5.81%
平均時給	1,359.79円 (104組合)	1,296.40円 (236組合)	1,295.88円 (250組合)	1,294.66円 (306組合)	1,290.28円 (378組合)	1,289.11円 (400組合)		1,219.70円 (384組合)

○ 経団連 (原則として従業員500人以上、主要23業種大手248社、加重平均)

	5月27日			5月22日
大手企業	5.46% 19,964円 (103社)			5.38% 19,352円 (97社)

(従業員500人未満、17業種754社、加重平均)

	7月8日			6月20日
中小企業	4.20% 12,083円 (295社)			4.35% 11,826円 (251社)

2026年 各集計機関別集計状況

【年間一時金】

● 連 合（フルタイム組合員、加重平均）

（前年同時期）

	4月1日 (4月3日発表)	5月7日 (5月12日発表)	6月1日 (6月4日発表)	7月1日 (7月3日発表)
回答月数	5. 10月 (1, 074組合)	5. 07月 (1, 719組合)	5. 06月 (2, 014組合)	5. 13月 (2, 512組合)
回答額	1, 798, 440円 (521組合)	1, 783, 426円 (827組合)	1, 774, 200円 (985組合)	1, 776, 402円 (1, 314組合)

7月1日 (7月3日発表)
5. 11月 (2, 296組合)
1, 650, 685円 (1, 068組合)

○ 経団連

なし

【夏季一時金】

● 連 合（フルタイム組合員、加重平均）

	4月1日 (4月3日発表)	5月7日 (5月12日発表)	6月1日 (6月4日発表)	7月1日 (7月3日発表)
回答月数	2. 54月 (906組合)	2. 53月 (1, 541組合)	2. 53月 (1, 910組合)	2. 54月 (2, 870組合)
回答額	834, 910円 (535組合)	822, 065円 (858組合)	824, 717円 (1, 070組合)	816, 090円 (1, 800組合)

7月1日 (7月3日発表)
2. 50月 (2, 430組合)
772, 523円 (1, 598組合)

○ 経団連（原則として東証一部上場、従業員500人以上、主要23業種大手248社、加重平均）

	7月2日	
回答月数	— —	
回答額	1, 008, 706円 (112社)	

7月3日
— —
990, 848円 (107社)

「中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査」 集計結果

■ 「中小企業の賃上げ・賃金改定に関する調査」について	1
■ 調査概要	2
■ 調査結果のポイント	3
1. 2026年度の賃上げ実施状況、賃上げ額・賃上げ率	4～10
2. 直近1年間の賃金改定額・賃金改定率	11～14
■ 賃上げに関する中小企業の声	15
(参考資料) 賃上げ実施状況 業種別集計・2026年度の賞与について	16～19

2026年6月8日
日本商工会議所・東京商工会議所

1. 2026年度の賃上げ実施状況、賃上げ額・賃上げ率

【賃上げ実施状況】

- 2026年度の賃上げ実施状況（実施済／実施予定／未定／見送り）、防衛的賃上げの状況等について調査。

【賃上げ額・賃上げ率】

- 足元の「賃上げ額・賃上げ率」を算出するために、2026年4月時点で、「賃上げを実施済」・「賃上げを見送る」とした企業の正社員を対象^(※)に、2026年3月と4月の賃金を集計・比較（今回初めて実施）。

(※) 【賃上げ実施状況】において、「賃上げを実施予定」・「現時点では未定」と回答した企業は集計対象から除外。

2. 直近1年間の賃金改定額・賃金改定率

- 直近1年間の賃金変化である「賃金改定額・賃金改定率」を算出するために、回答した全企業を対象に、2025年4月と2026年4月の賃金を集計・比較（昨年引き続き実施）。

- (1) 調査地域：全国47都道府県 (2) 回答企業数：2,260社 ※うち、組合あり：218社 (9.6%)
- (3) 調査期間：2026年4月7日～5月18日 (4) 回収商工会議所数：345商工会議所
- (5) 調査対象：各地商工会議所の会員企業 (6) 調査方法：各地商工会議所を通じて企業へ依頼 (Webフォーム等)
- (7) 調査目的：正社員の定期昇給およびベースアップ等による一人当たりの賃金額の変化を調査することで、中小企業における賃上げおよび賃金改定の状況について実態を把握し、当所の意見・要望活動等に活かすため

(※) 本調査で賃金額を把握するにあたり、人員構成による支給総額の変化、雇用形態や労働時間の変更にによって受ける影響を可能な限り排除するため、比較する2025年4月と2026年3月、2026年4月の全期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更がない「正社員/月給支給」の従業員について回答を依頼。

(※) 本調査では、「正社員」を「雇用期間の定めがなく、就業規則等に定められた就業時間（フルタイム）で勤務し、かつ給与が月給支給の従業員」としている。

(※) 各設問において、無回答や異常値等については集計から除外している。なお、各数値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、構成比の合計が100%にならない場合や、内訳の単純合計と合算値が一致しない場合がある。

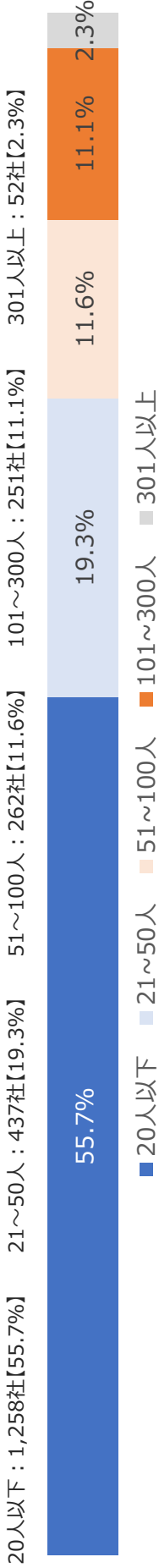
<回答企業の属性>

【業種】



■ 建設業 ■ 製造業 ■ 卸売業 ■ 小売業 ■ 情報通信・情報サービス業 ■ 運輸業 ■ 宿泊・飲食業 ■ 医療・福祉・介護業 ■ 金融・保険・不動産業 ■ その他サービス業 ■ その他

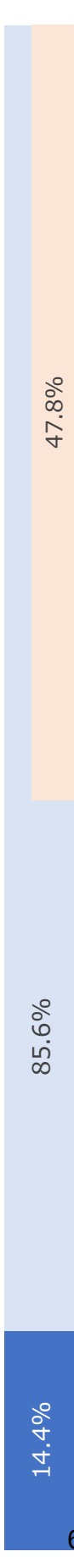
【従業員規模】 ※以下、20人以下を「小規模」と略称。



【地域】

○東京23区・政令指定都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）：326社【14.4%】 ※以下、「都市部」と略称。

○地方（東京23区・政令指定都市以外）：1,934社【85.6%】 ※以下、「地方」と略称。（うち従業員数20人以下：1,080社【47.8%】） ※以下、「地方・小規模」と略称。



■ 都市部 ■ 地方 ■ 地方・小規模

■ 2026年度の賃上げの状況、賃上げ額・賃上げ率

○ 「2026年4月に賃上げを実施済」(39.2%)・「2026年5月以降に賃上げを実施予定」(32.2%)の企業を合わせると 7割超、「現時点では未定」の企業は2割超(23.0%)。

○ 20人以下の小規模企業では「実施済」(31.0%)・「実施予定」(28.9%)は合計で約6割。
「現時点では未定」の企業は3割超(31.2%)。

【全体】	賃上げを実施・実施予定 71.3% (昨年比+1.7ポイント)
【小規模企業】	賃上げを実施・実施予定 59.9% (昨年比+2.2ポイント)

○ 防衛的な賃上げは全体で約6割となり、昨年並み。

20人以下の小規模企業では7割近くとなり、昨年より増加。小規模企業でより厳しい状況。

【全体】	防衛的な賃上げ 60.9% (昨年比+0.8ポイント)
【小規模企業】	防衛的な賃上げ 66.3% (昨年比+3.5ポイント)

○ 2026年3月と4月の賃金を集計・比較し、賃上げ額・賃上げ率を算出したところ、全体で4.01%、20人以下の小規模企業では3.38%と0.63ポイントの差。

【全体】	賃上げ額 11,366円、賃上げ率 4.01%
【小規模企業】	賃上げ額 9,170円、賃上げ率 3.38%

➡ **賃上げを「実施済」・「実施予定」の企業は7割を超え、昨年並みの高水準となり、賃上げの定着が見られる。**
賃上げ率についても、**全体で4%を超え、健闘**している。

他方で**防衛的賃上げは引き続き高止まり**しており、賃上げ率も昨年集計した**2025年3月と9月の比較結果である4.73%と比較するとやや低位と受け止める**。5月以降に賃上げを「実施予定」(32.2%)、現時点では「未定」(23.0%)とする企業の**今後の動向を注視**したい。

⁶⁰また、**全体と小規模企業の賃上げ状況に差がある点に鑑み、今後の支援の必要性に留意**すべき。

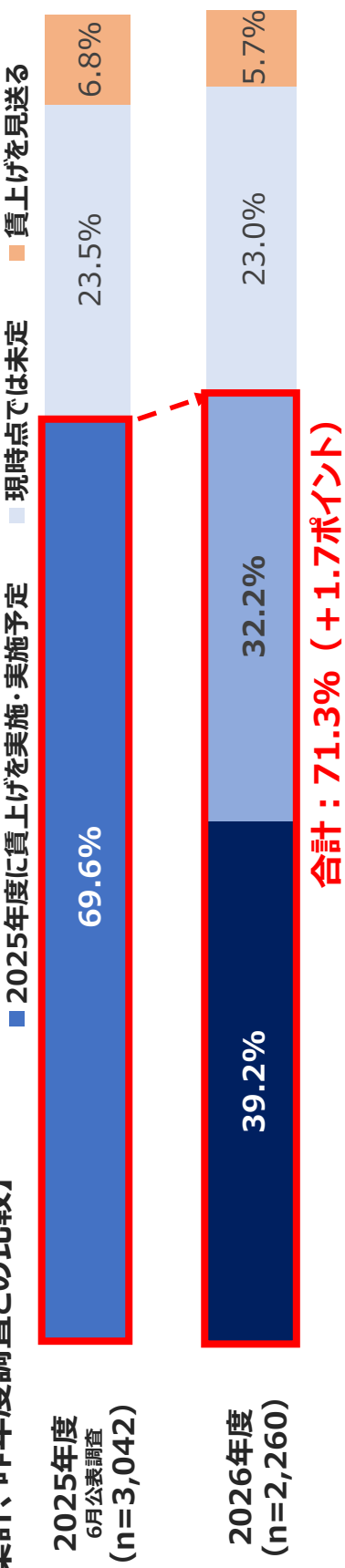
1. 2026年度の賃上げ実施状況、 賃上げ額・賃上げ率

1. 2026年度の賃上げ実施状況、賃上げ額・賃上げ率

2026年度の賃上げ実施状況、防衛的な賃上げ【全体】

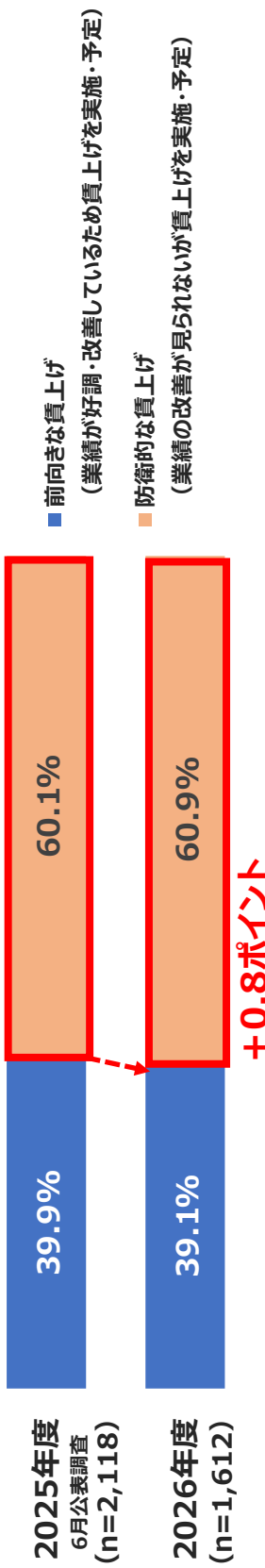
- 2026年度に「賃上げを実施済」・「実施予定」と回答した企業は7割超（71.3%）と高水準を維持。
- 「現時点では未定」は2割超（23.0%）で昨年と同水準。中東情勢等による先行き不透明感を懸念する声も。
- 「防衛的な賃上げ」（業績の改善が見られないが賃上げを実施・予定）は約6割（60.9%）で昨年並み。

【全体集計、昨年度調査との比較】



【「前向きな賃上げ」と「防衛的な賃上げ」の割合】

※「2026年4月に賃上げを実施済」もしくは「2026年5月以降（2026年5月～2027年3月）に賃上げを実施予定」と回答した企業を100とした場合の割合を表示。



1. 2026年度の賃上げ実施状況、賃上げ額・賃上げ率

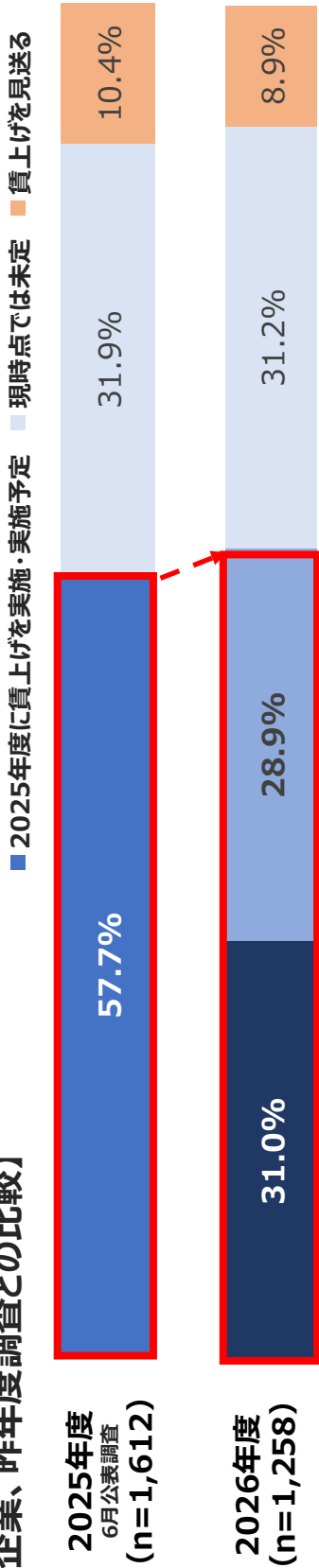
2026年度の賃上げ実施状況、防衛的な賃上げ【小規模企業】

○ 20人以下の小規模企業では、「賃上げを実施済」・「実施予定」は約6割（59.9%）。

⑤ページ記載の全体（71.3%）と比較すると、11.4ポイント低い。

○ 「防衛的な賃上げ」は7割近く（66.3%）となり、昨年より3.5ポイント増加。

【小規模企業、昨年度調査との比較】

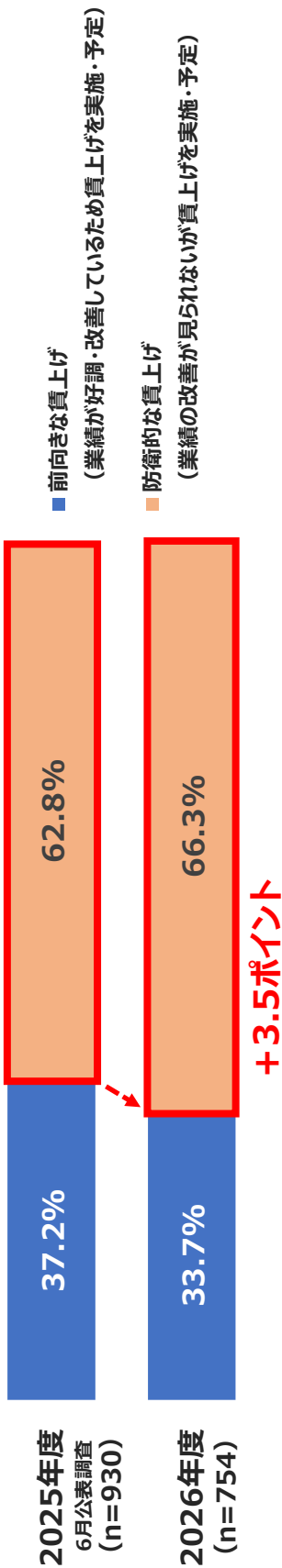


合計：59.9%（+2.2ポイント）

- 2026年4月に賃上げを実施済
- 2026年5月以降（2026年5月～2027年3月）に賃上げを実施予定
- 現時点では未定
- 今年度の賃上げを見送る（予定や引下げの場合を含む）

【「前向きな賃上げ」と「防衛的な賃上げ」の割合】

※「2026年4月に賃上げを実施済」もしくは「2026年5月以降（2026年5月～2027年3月）に賃上げを実施予定」と回答した企業の割合を表示。



2026年度の賃上げ実施状況【地域規模別集計】

- 地方では、「賃上げを実施済」・「実施予定」の企業が7割超(71.7%)となり、都市部を上回った。
- 地方・小規模企業では、「賃上げを実施済」・「実施予定」が60.7%に止まり、全体集計と比較して、10.6ポイント低い。「現時点では未定」とする割合も3割超 (31.2%)。

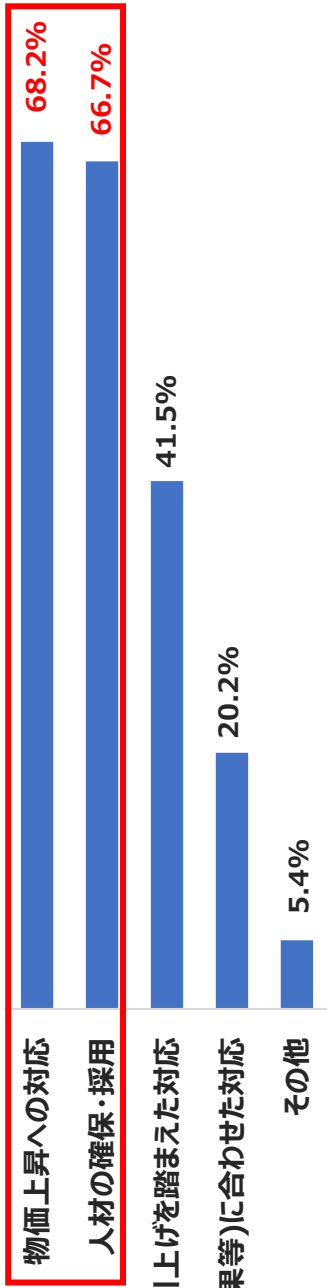
【地域規模別集計】

	賃上げを実施済・実施予定	現時点では未定	賃上げを見送る
全体 (n=2,260)	71.3%	23.0%	5.7%
都市部 (n=326)	69.0%	22.7%	8.3%
地方 (n=1,934)	71.7%	23.0%	5.3%
地方・小規模 (n=1,080)	60.7%	31.2%	8.1%

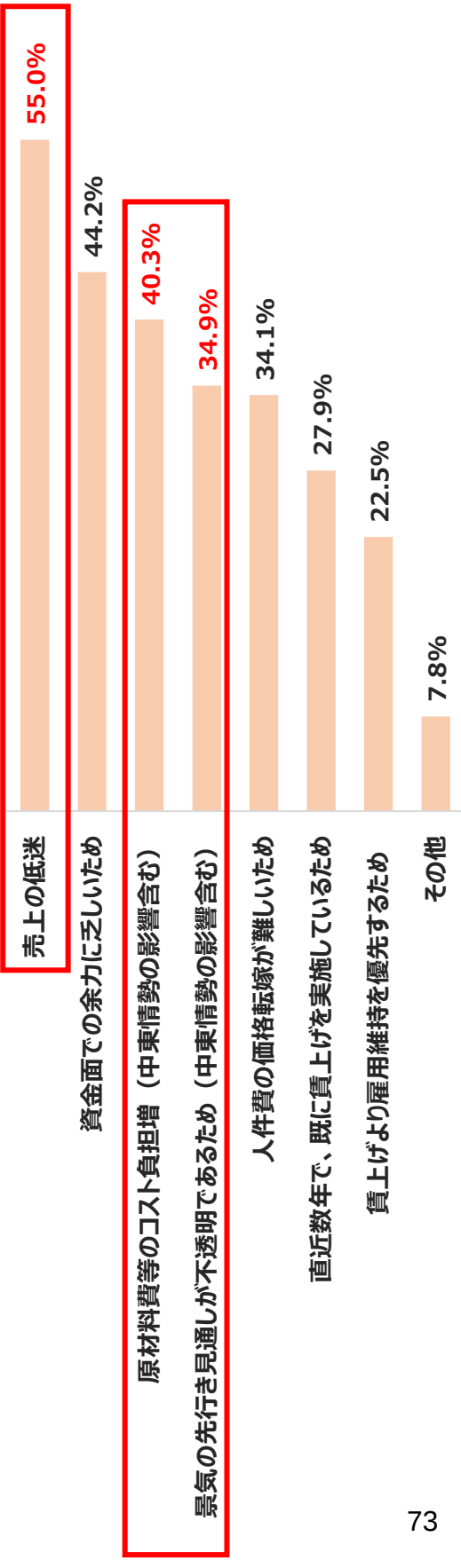
1. 2026年度の賃上げ実施状況、賃上げ額・賃上げ率
防衛的賃上げの理由・賃上げを見送る理由

- 「防衛的な賃上げ」を実施・予定する理由は「物価上昇への対応」(68.2%)、「人材の確保・採用」(66.7%)ともに約7割。
- 賃上げを見送る理由は、「売上の低迷」と回答した企業が5割超(55.0%)。中東情勢の影響を含むコスト負担の増加や先行き不透明感を指摘する声が3〜4割程度。

【防衛的な賃上げと回答した企業集計】 n = 982



【賃上げを見送ると回答した企業集計】 n = 129



賃上げ額・率（加重平均）【全体、小規模企業・地域規模別】

○ 今年度、「賃上げを実施済」・「賃上げを見送る」と回答した企業の正社員について、2026年「3月」と「4月」の賃金を集計・比較し、賃上げ額（月給）、賃上げ率を加重平均で算出。
○ 賃上げ額・賃上げ率は、全体で11,366円・4.01%。20人以下の小規模企業では9,170円・3.38%。
企業規模によって差が見られる。

※2026年3月と2026年4月時点の毎月決まって支払う賃金（家族手当、時間外手当等は含まない）を集計し、加重平均で算出。

対象は両期間に在籍している正社員で、雇用形態や労働時間が変更となった方は除く。（②ページ参照）

※賃上げ額・賃上げ率の集計結果には、⑤ページに掲載した「2026年5月～2027年3月までに賃上げ実施を予定」・「現時点では未定」は含まない。

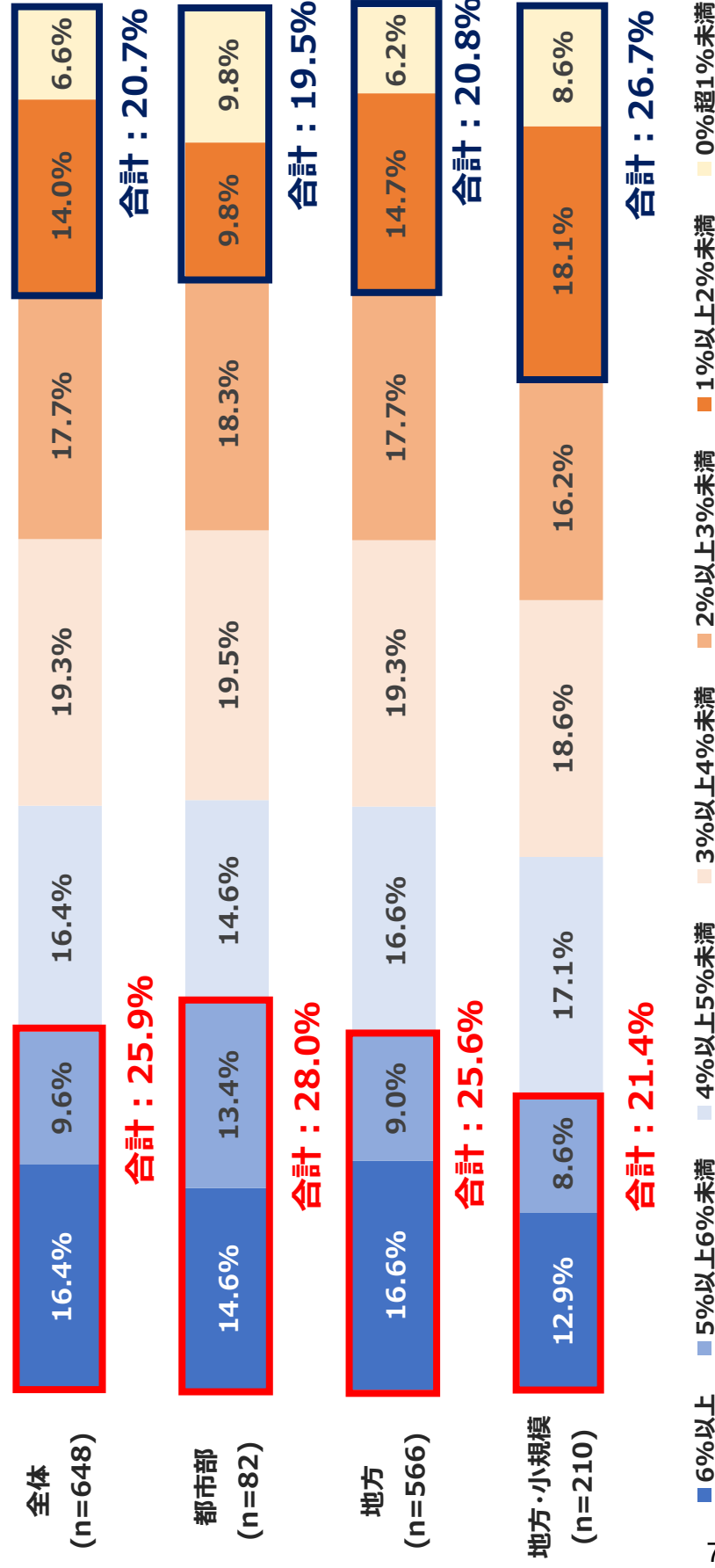
【賃上げ額・率（正社員） 全体集計、小規模企業・地域規模別集計】

正社員 (月給)	賃上げ額 (加重平均)	賃上げ率 (加重平均)
全体 (n=708)	11,366円	4.01%
小規模企業 (20人以下) (n=288)	9,170円	3.38%
都市部 (n=96)	12,671円	4.08%
地方 (n=612)	11,148円	3.99%
地方・小規模 (n=247)	9,262円	3.45%

1. 2026年度の賃上げ実施状況、賃上げ額・賃上げ率 賃上げ率（加重平均）レンジ集計 【地域規模別集計】

○賃上げ実施企業のうち、「5%以上の賃上げ」は全体で3割近い（25.9%）。
○「1%以上2%未満」・「0%超1%以下」の賃上げを実施した企業は、合計で2割超（20.7%）。地方・小規模では賃上げ率「2%未満」の企業が「5%以上」の企業を上回る。

【地域規模別 賃上げ率（正社員・レンジ集計）】



2. 直近1年間の賃金改定額 ・賃金改定率

2. 直近1年間の賃金改定額・賃金改定率
賃金改定額・率（加重平均）

【全体、小規模企業・地域規模別集計】

- 全回答企業の2025年4月の賃金と2026年4月の正社員の賃金を集計・比較し、直近1年間の「賃金改定額（月給）・賃金改定率」を加重平均で算出。
- 回答企業全体の賃金改定額は12,036円、賃金改定率は4.29%。
- 20人以下の小規模企業では賃金改定額は9,573円、賃金改定率は3.52%。

※対象は両期間に在籍している正社員で、雇用形態や労働時間が変更となった方は除く。（②ページ参照）
※2026年と2025年で集計対象企業は同一ではないため、昨年対比は厳密には整合しない。

【賃金改定額・率（正社員） 全体集計、小規模企業集計・地域規模別集計】

2026年度調査 (2025年4月と2026年4月の正社員の賃金を比較)				2025年度調査 (2024年4月と2025年4月の正社員の賃金を比較)		
正社員 (月給)	賃金改定額 (加重平均)	賃金改定率 (加重平均)	昨年対比	正社員 (月給)	賃上げ額 (加重平均)	賃上げ率 (加重平均)
全体 (n=1,604)	12,036円	4.29%	0.26ポイント	全体 (n=2,389)	11,074円	4.03%
小規模企業 (20人以下) (n=752)	9,573円	3.52%	▲0.02ポイント	小規模企業 (20人以下) (n=1,111)	9,568円	3.54%
都市部 (n=223)	14,228円	4.70%	0.33ポイント	都市部 (n=406)	12,857円	4.37%
地方 (n=1,381)	11,591円	4.20%	0.26ポイント	地方 (n=1,983)	10,627円	3.94%
地方・小規模 (n=655)	9,445円	3.56%	0.01ポイント	地方・小規模 (n=923)	9,269円	3.55%

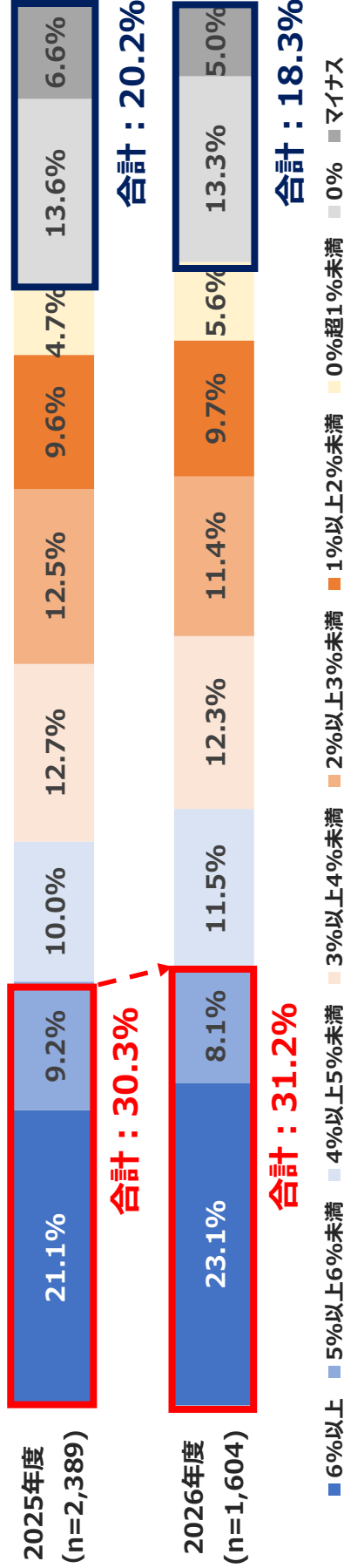
2. 直近1年間の賃金改定額・賃金改定率 賃金改定率（加重平均）レンジ集計【全体、小規模企業】

○「5%以上の賃金改定」を実施した企業は全体で31.2%と、昨年対比0.9ポイントの増加。

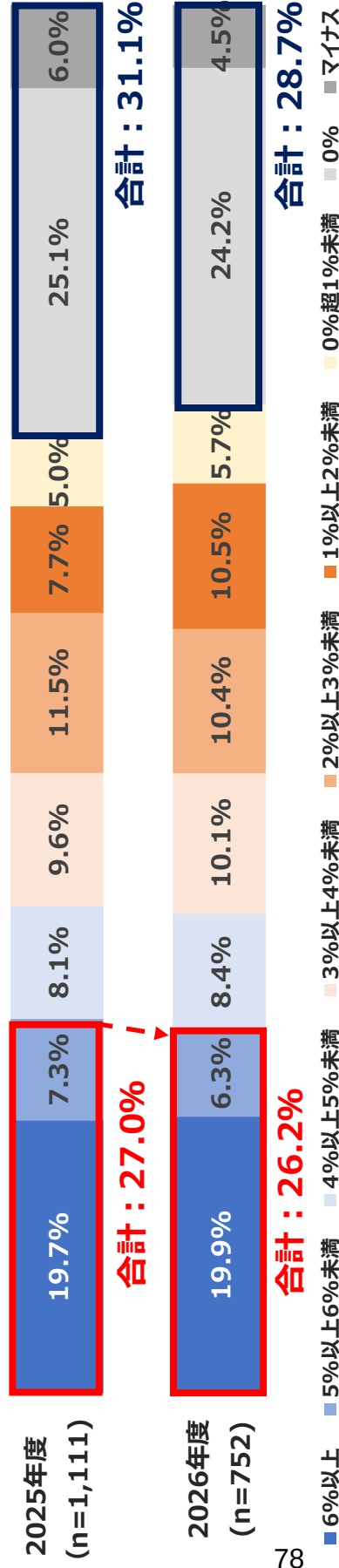
20人以下の小規模企業は26.2%と、昨年対比0.8ポイントの減少。

○「賃金改定率が0%以下」となった企業は全体で約2割(18.3%)、小規模企業で約3割(28.7%)となり、賃上げを実施できていない企業も一定程度存在。

【全体 賃金改定率（正社員・レンジ集計）】



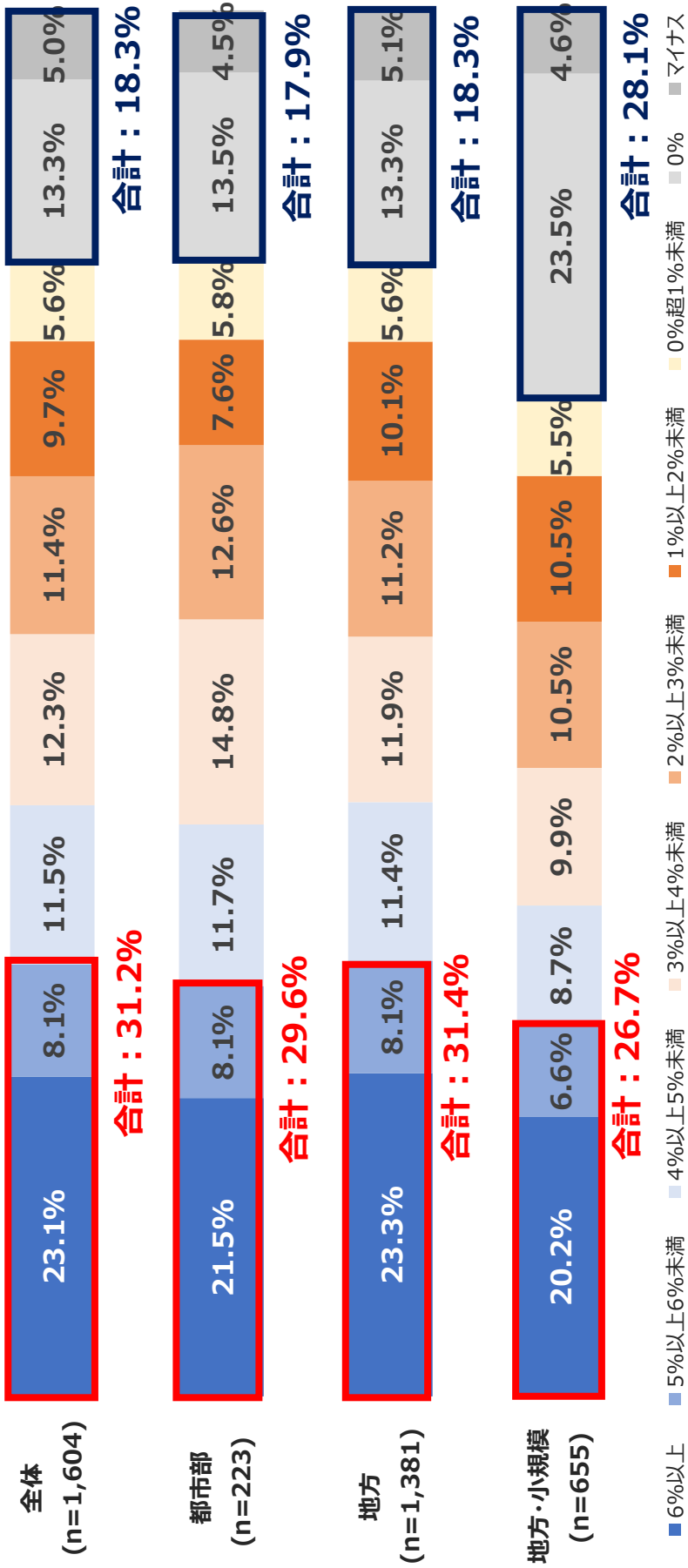
【小規模企業 賃金改定率（正社員・レンジ集計）】



賃金改定率（加重平均）レンジ集計 【地域規模別集計】

- 「5%以上の賃金改定」は地方全体で3割を超え（31.4%）、都市部でも3割近い（29.6%）。一方、「賃金改定率が0%以下」となった企業も地方（18.3%）、都市部（17.9%）ともに2割近い。
- 地方・小規模企業は、「賃金改定率が0%以下」となった企業が3割近く（28.1%）、都市部や地方全体と比べ、賃上げにより慎重な姿勢が見える。

【地域規模別賃金改定率（正社員・レンジ集計）】



中東情勢の影響

- この先も中東情勢等により原材料の高騰が予想される。このままの状況が続けば、いつまで賃上げできるかは不明。
（東北・建設業）
- インフレ情勢により製品の納品が遅れ、仕事はあるのに作業ができず、売上が立たない。その結果原資の確保ができず、賃上げもできない状況。
（東北・その他サービス業）
- 中東情勢の影響による仕入価格高騰・物価上昇を受け、従業員の生活保障の観点から賃上げの必要性を強く認識。他方、価格転嫁が進んでおらず、継続的な賃上げ実施に課題。
（関東・情報通信業）

価格転嫁

- 材料費や燃料費の高騰が続く中、価格転嫁が難しく、賃上げ原資の確保に苦慮。中小事業者でも活用しやすい支援制度や、手続きの簡素化を期待。
（中部・建設業）
- 原材料高や人件費上昇分を適正に価格転嫁できる取引環境の整備が重要。中小企業が安心して賃上げできる環境づくりを期待。
（中部・製造業）
- 来店するお客様も物価高などの影響を受けており、安易な価格転嫁や値上げは難しい。賃上げについては必要性を十分に認識しているものの、価格転嫁の可否、社会保険料負担の増加などを総合的に踏まえ、慎重に判断せざるを得ないのが実情。
（九州・宿泊・飲食業）

支援策への意見と政府への要望

- 大企業の賃上げ情報や物価高騰から賃上げしたくとも、売上が伸びずできない状況。原資確保のため、賃上げ促進税制の増加率基準の引き下げ、控除額の上限の引き上げを望む。
（九州・建設業）
- 賃上げや生産性向上に資する各種助成金について、DX分野など特定の用途に偏っているものや、サブスクリプション型サービスを前提とした制度設計が多く、初期投資を一括で支援するような柔軟な制度は少ない。現場の実態に即した柔軟な助成金などによる環境整備が必要。
（東北・卸売業）

参考資料

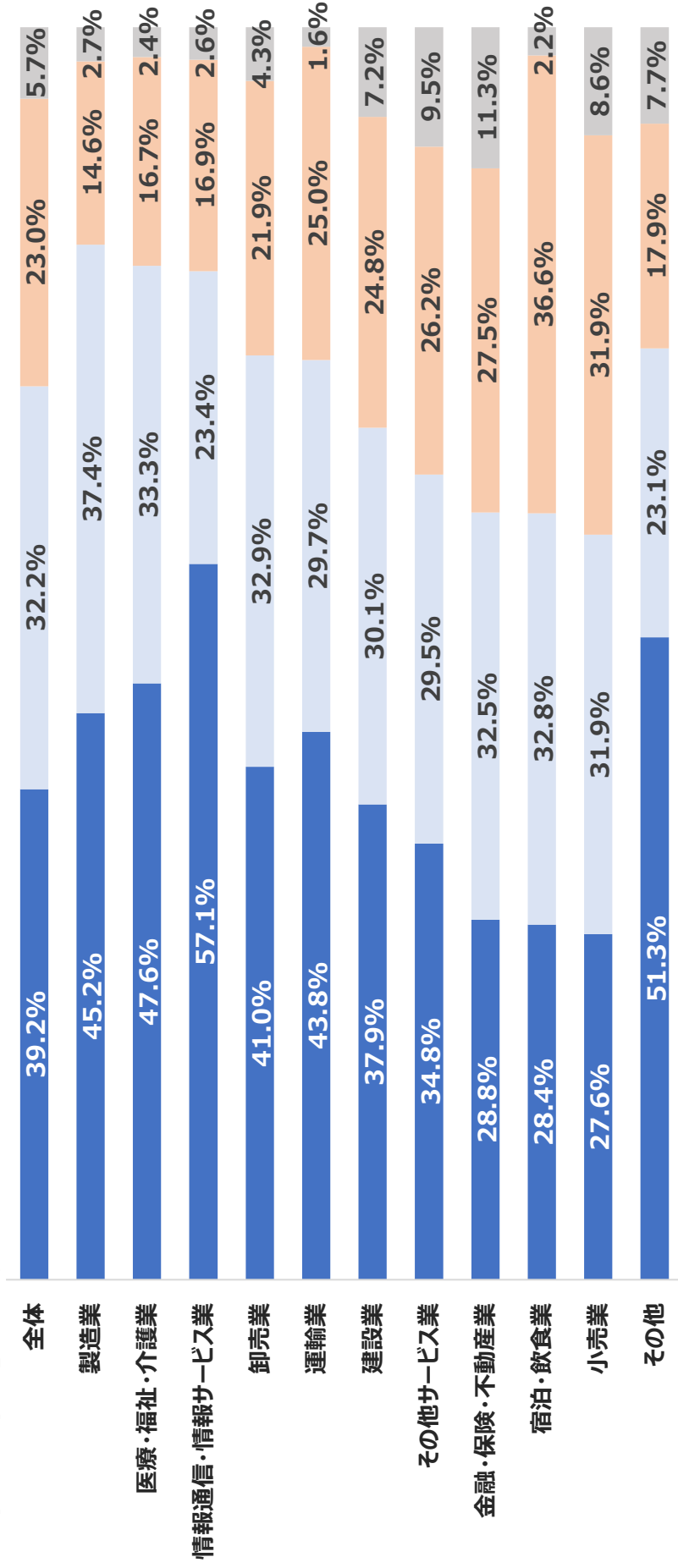
【賃上げ実施状況 業種別集計・
2026年度の賞与について】

2026年度の賃上げ実施状況【業種別】

○ 製造業、医療・福祉・介護業、情報通信・情報サービス業では8割を超える企業が「賃上げを実施済」・「実施予定」と回答。

○ 一方小売業、宿泊・飲食業などBtoCの業種で賃上げ実施割合が相対的に低い。

【業種別集計】 n = 2,260



■ 2026年4月に賃上げを実施済

■ 2026年5月以降（2026年5月～2027年3月）に賃上げを実施予定

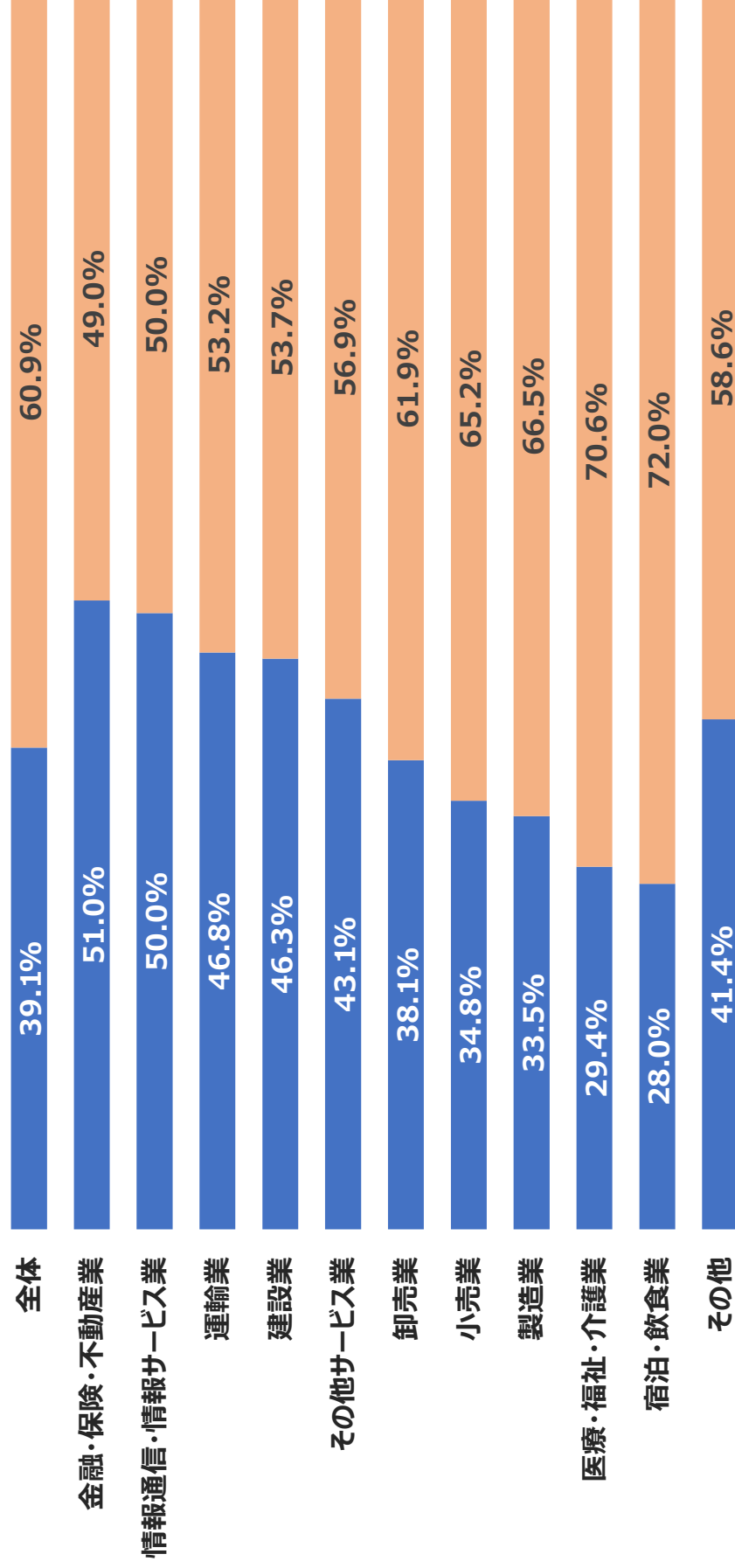
■ 現時点では未定

■ 今年度の賃上げを見送る（予定や引下げの場合も含む）

2026年度の賃上げ、防衛的な賃上げ【業種別】

○ 医療・福祉・介護業、宿泊・飲食業では、賃上げ企業の7割以上が防衛的な賃上げとなり、相対的に割合が高い。

【業種別集計】 n = 1,612



■ 前向きな賃上げ

■ 防衛的な賃上げ

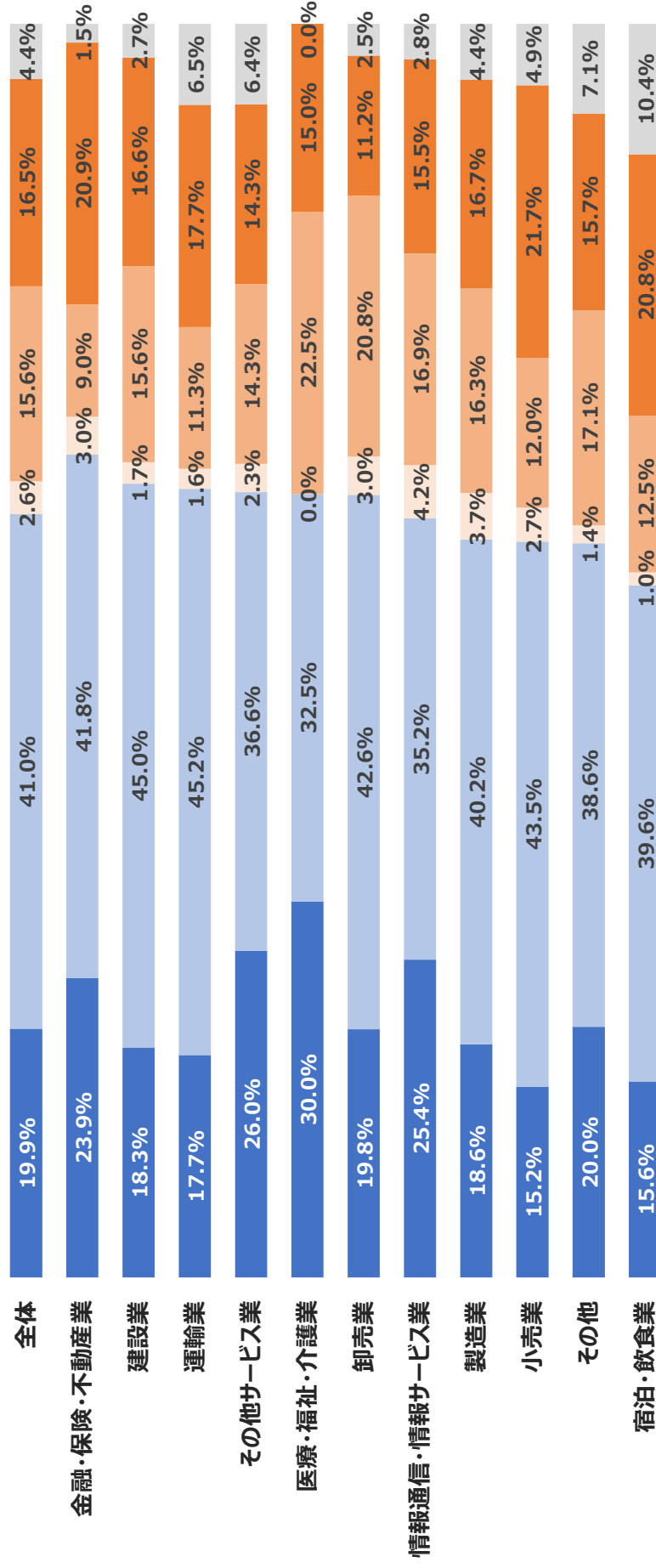
(業績が好調・改善しているため賃上げを実施)

(業績の改善が見られないが賃上げを実施)

○ 全体では約8割の企業（79.1%）が賞与・一時金を支給・支給予定。

○ 「昨年度を上回る水準で支給」・「昨年度並みに支給」と回答した企業が全体で約6割（60.9%）。

【業種別集計】 n = 2,025



■ 昨年度を上回る水準で支給（予定を含む） ■ 昨年度並みに支給（予定を含む） ■ 昨年度を下回る水準で支給（予定を含む）
■ 支給するが、水準は未定（予定を含む） ■ 現時点では未定 ■ 支給しない（予定を含む）

最近の雇用失業情勢

(令和8年5月分)

滋賀労働局職業安定部

有効求人・求職の状況

- 5月の有効求人倍率（受理地別、季節調整値）は、1.06倍で前月を0.04ポイント上回った。
- 有効求人倍率（就業地別、季節調整値）は、1.33倍で前月を0.04ポイント上回った。
- 有効求人数（受理地別、季節調整値）は、22,224人で前月比3.6%増加となった。
- 有効求人数（就業地別、季節調整値）は、27,863人で前月比2.4%増加となった。
- 有効求職者数（季節調整値）は、20,984人で前月比0.7%減少となった。

【受理地別】有効求人倍率(季節調整値)

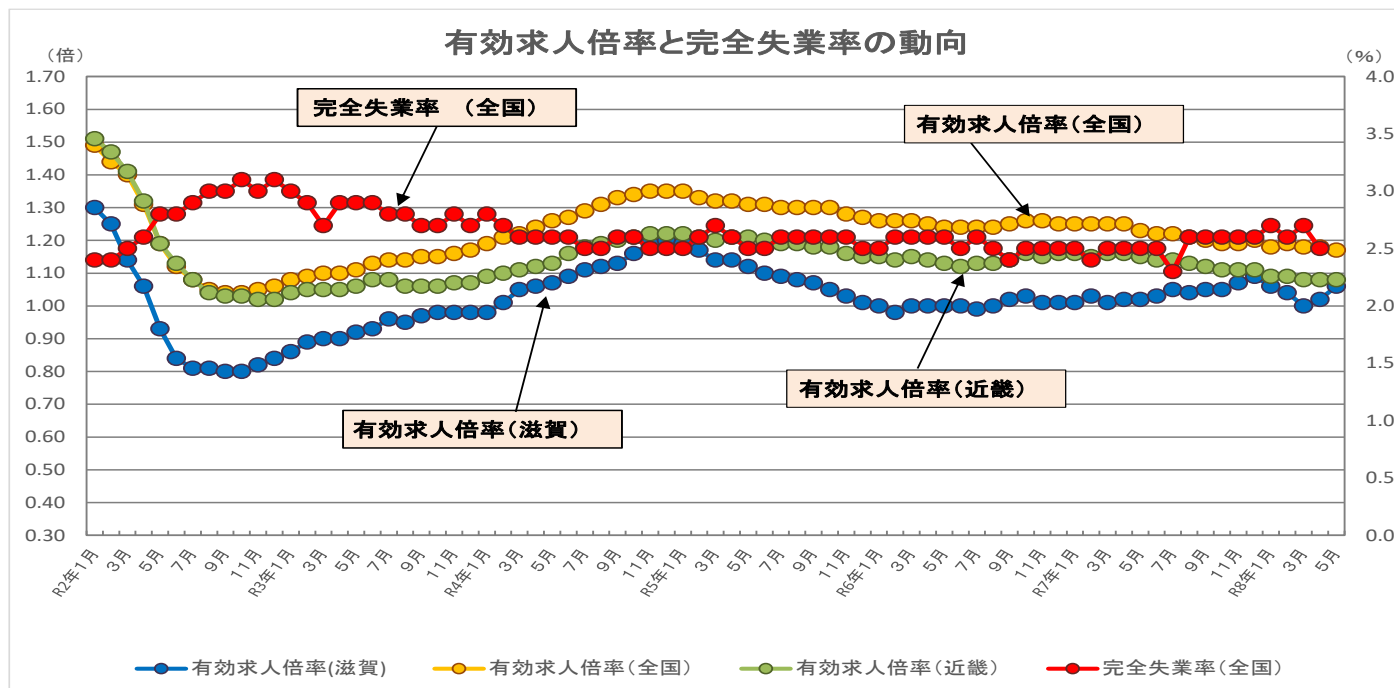
	7年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	8年5月
滋賀県	1.02	1.03	1.05	1.04	1.05	1.05	1.07	1.09	1.06	1.04	1.00	1.02	1.06
近 畿	1.15	1.14	1.14	1.13	1.12	1.11	1.11	1.11	1.09	1.09	1.08	1.08	1.08
全 国	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17

京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
1.22	1.11	0.94	1.13	0.96

【就業地別】有効求人倍率(季節調整値)

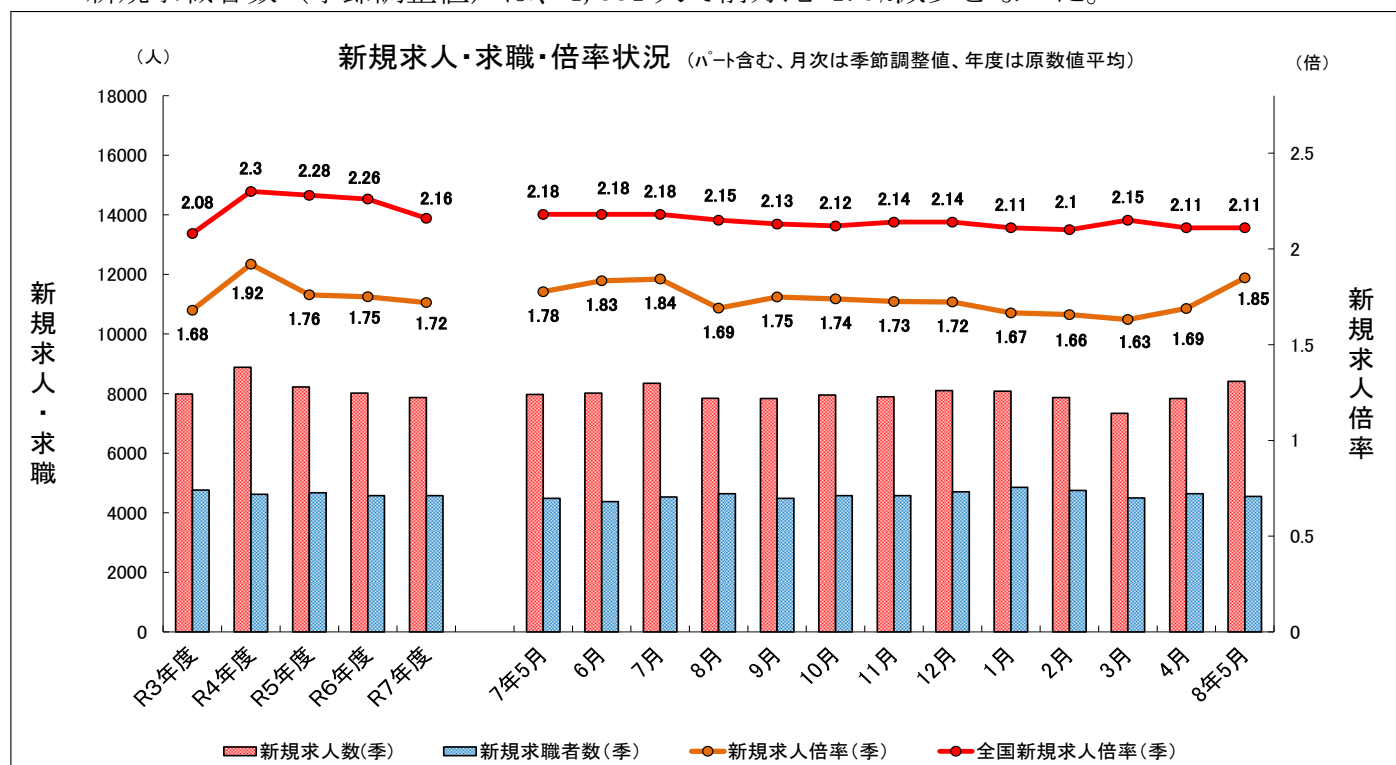
	7年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	8年5月
滋賀県	1.31	1.32	1.33	1.31	1.33	1.32	1.33	1.35	1.31	1.30	1.27	1.29	1.33
近 畿	1.14	1.13	1.13	1.11	1.11	1.10	1.09	1.09	1.08	1.08	1.06	1.06	1.06
全 国	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17

京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
1.23	0.95	1.08	1.25	1.04

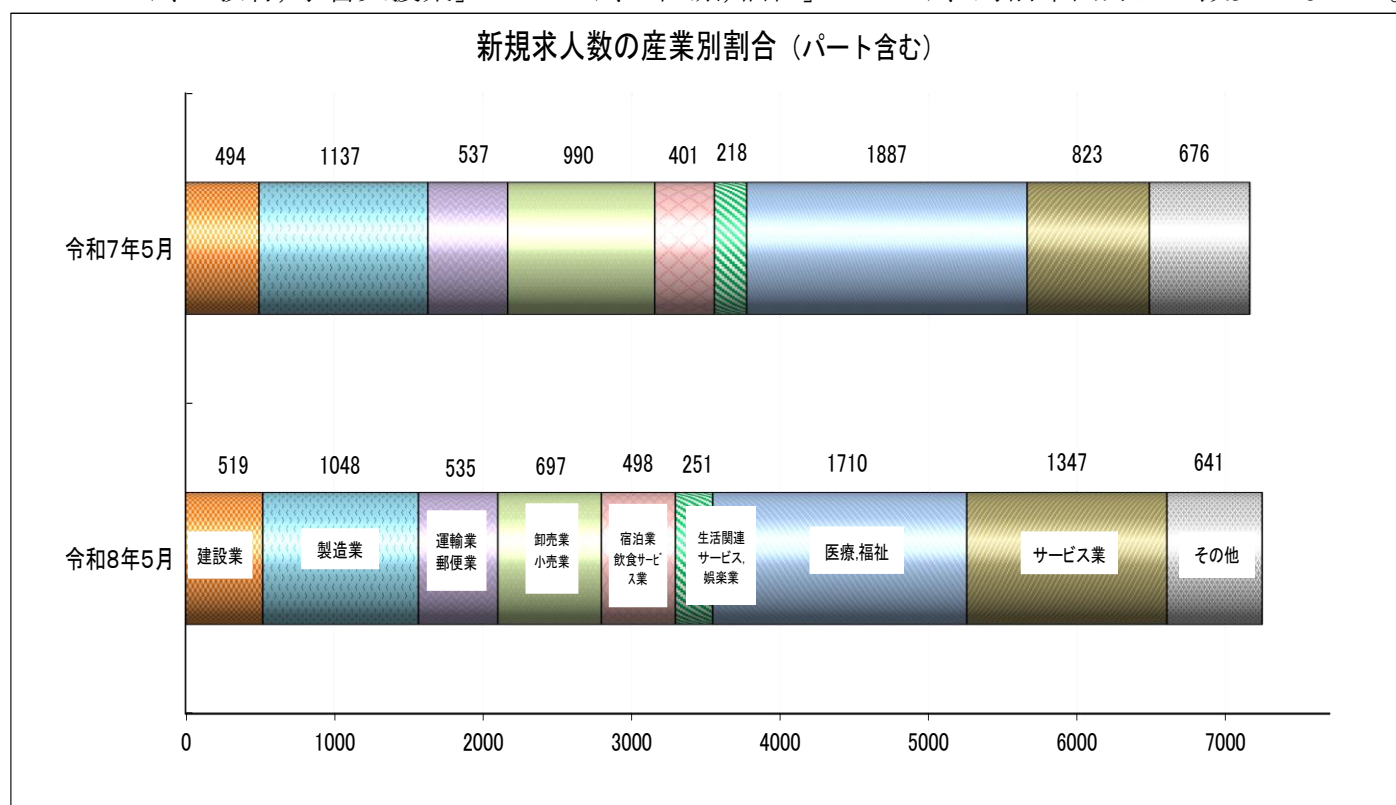


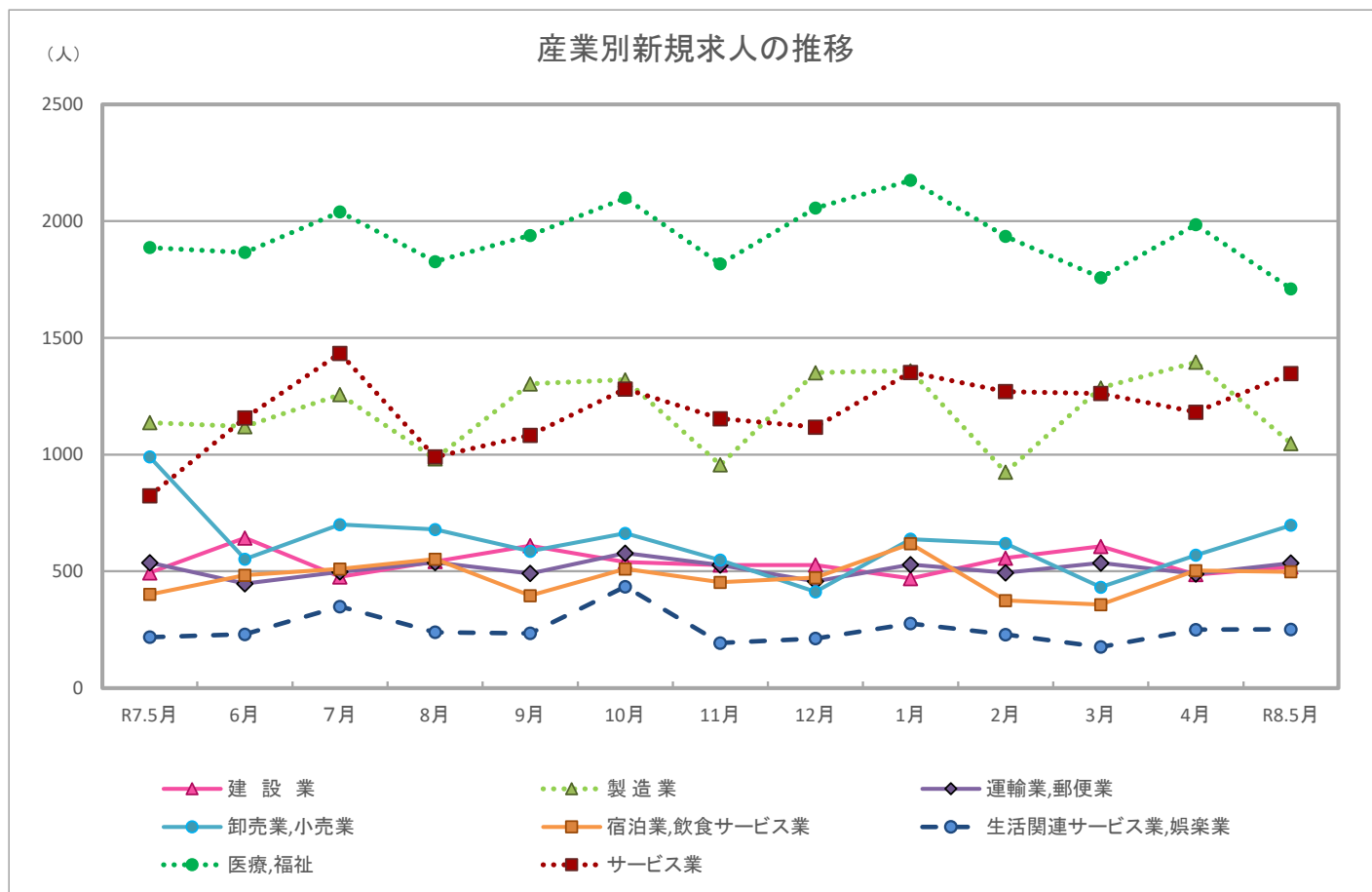
新規求人・求職の状況

- 5月の新規求人倍率（受理地別、季節調整値）は、1.85倍で前月を0.16ポイント上回った。
- 新規求人倍率（就業地別、季節調整値）は、2.23倍で前月を0.16ポイント上回った。
- 新規求人数（受理地別、季節調整値）は、8,412人で前月比7.4%増加となった。
- 新規求人数（就業地別、季節調整値）は、10,167人で前月比6.1%増加となった。
- 新規求職者数（季節調整値）は、4,551人で前月比1.9%減少となった。



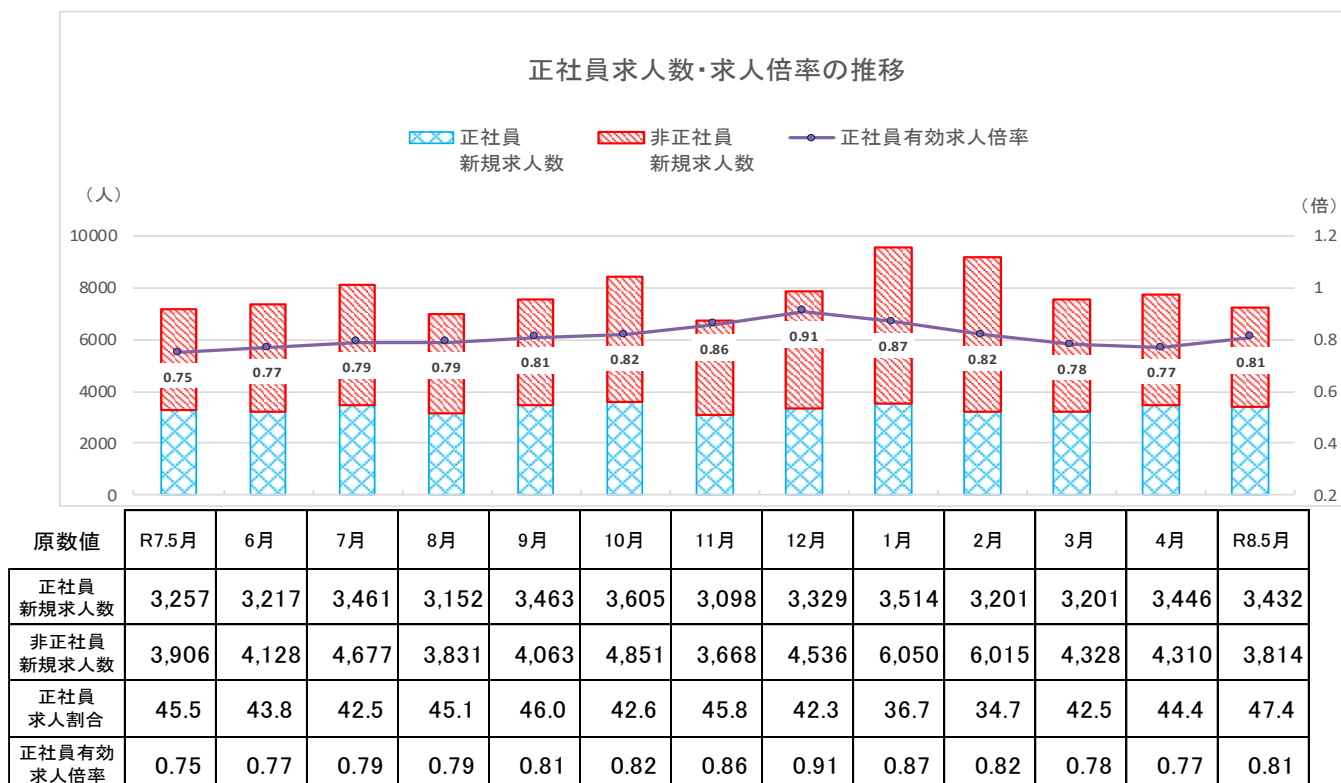
- 新規求人数（受理地別）（原数値）は、7,246人で前年同月比1.2%増加となった。
「建設業」で5.1%、「学術研究、専門・技術サービス業」で3.6%、「宿泊業、飲食サービス業」で24.2%、「生活関連サービス業、娯楽業」で15.1%、「サービス業」で63.7%、対前年同月比で増加となった。
「製造業」で7.8%、「情報通信業」で53.6%、「運輸業、郵便業」で0.4%、「卸売業、小売業」で29.6%、「教育、学習支援業」で18.6%、「医療、福祉」で9.4%、対前年同月比で減少となった。





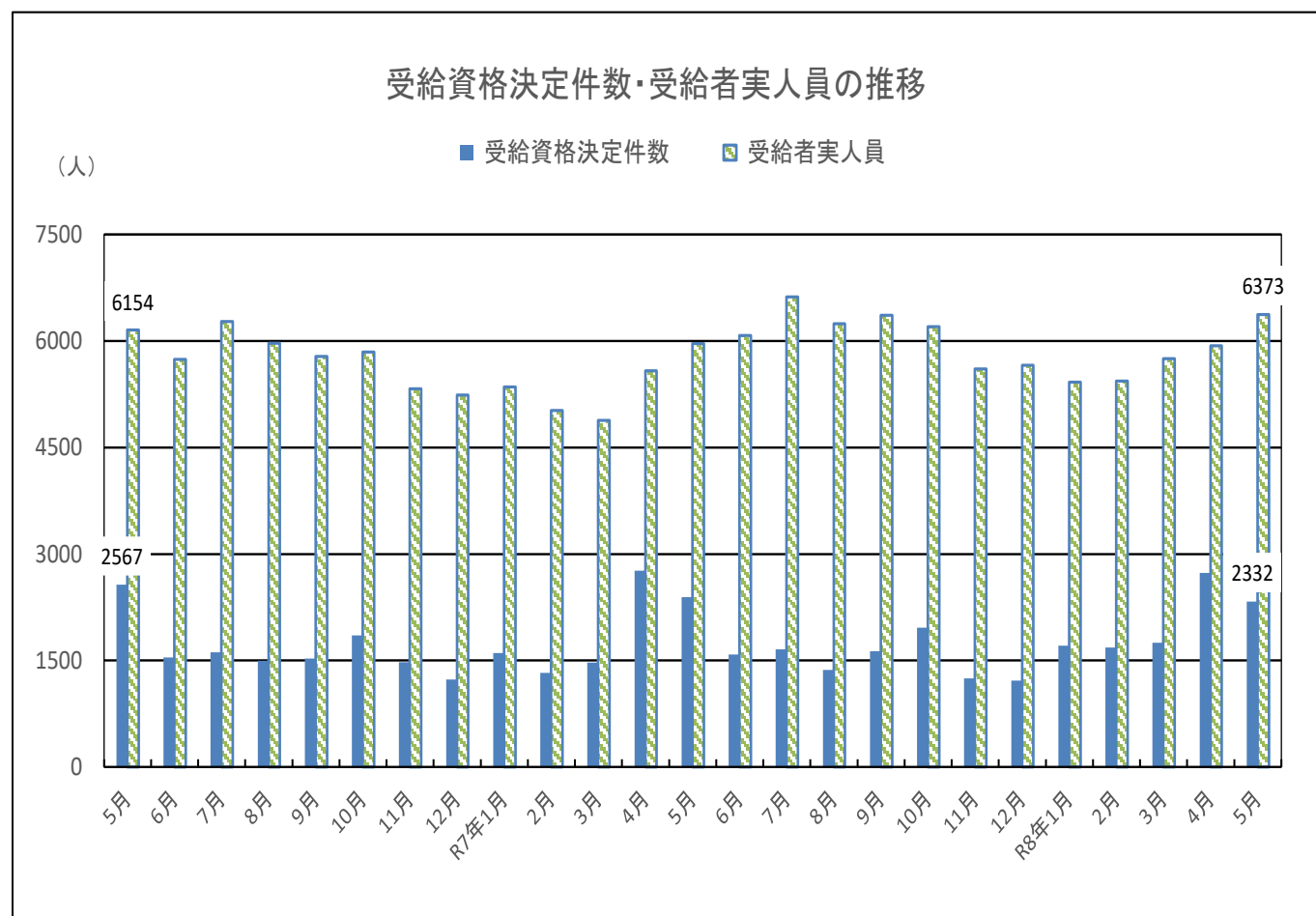
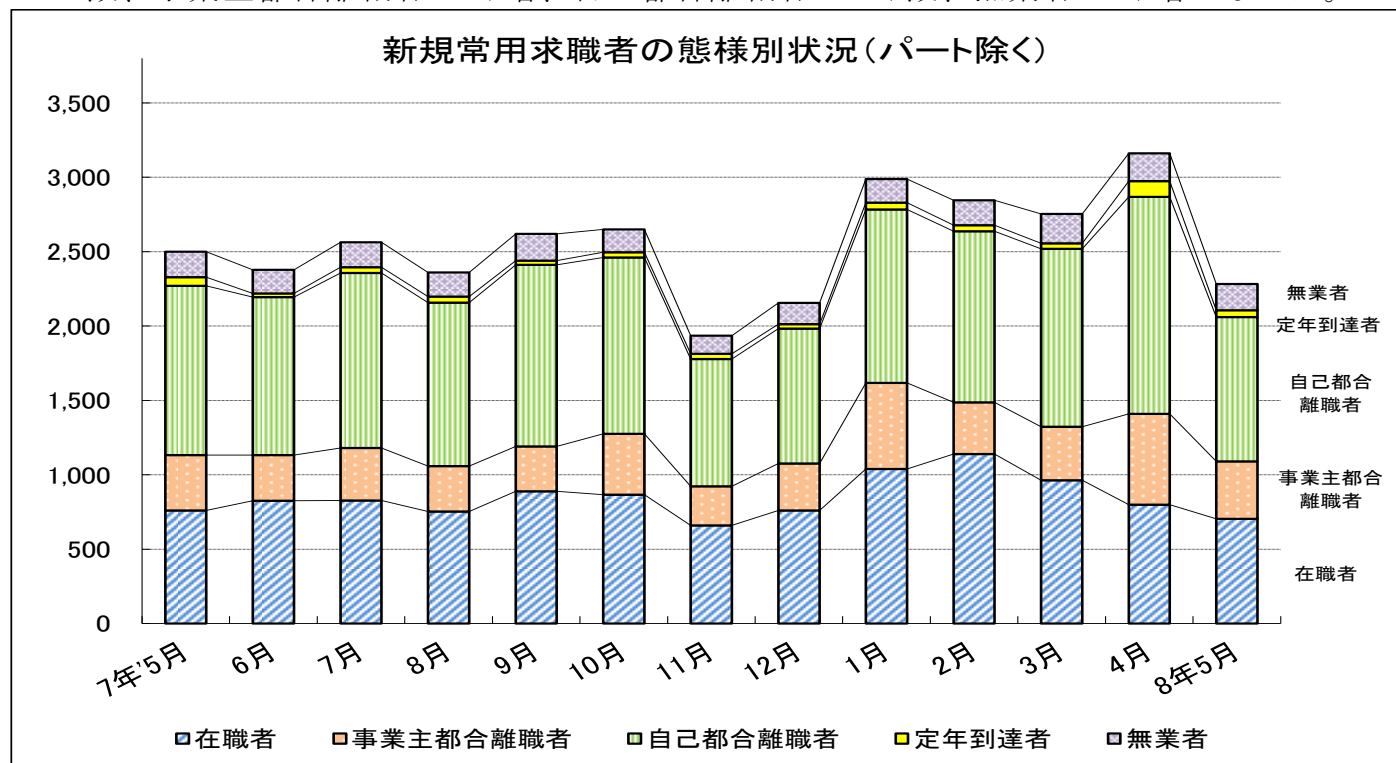
新規求人の雇用形態別の状況

- 5月の新規求人数を雇用形態別に前年同月と比較すると、正社員求人は5.4%の増加、非正社員求人は2.4%の減少となった。非正社員求人のうちパート求人は4.4%の減少となった。
- 正社員求人が全体の新規求人に占める割合をみると、前年同月より1.9ポイント上昇し47.4%となった。
- 正社員の有効求人倍率(原数値)は、0.81倍で前年同月比0.06ポイント上昇した。



新規求職者等の状況

- 5月の新規求職者数(原数値)は、4,286人で前年同月比7.1%減少と2か月連続の減少となった。このうちパートを除く常用の新規求職申込者数は、2,306人で前年同月比8.9%の減少となった。
- 常用求職者数を態様別に前年同月と比較すると、在職者7.4%減、定年到達離職者22.4%減、事業主都合離職者3.5%増、自己都合離職者14.6%減、無業者3.5%増となった。



季節調整済有効求人倍率（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
昭和38年	1.15	1.08	1.14	1.19	1.24	1.42	1.25	1.27	1.28	1.46	1.86	1.50
昭和39年	1.31	1.38	1.49	1.53	1.47	1.61	1.74	1.64	1.80	1.68	1.68	1.56
昭和40年	1.47	1.55	1.53	1.46	1.45	1.33	1.24	1.19	1.04	1.08	1.04	1.09
昭和41年	1.06	1.07	1.01	1.02	1.03	1.03	1.08	1.17	1.19	1.36	1.24	1.30
昭和42年	1.41	1.55	1.61	1.66	1.82	1.79	1.86	1.83	1.95	2.01	2.05	2.01
昭和43年	2.09	2.03	1.89	2.00	1.98	1.85	1.90	1.88	2.18	2.24	2.21	2.14
昭和44年	2.18	2.37	2.49	2.54	2.59	2.73	2.39	2.38	2.61	2.81	2.56	2.29
昭和45年	2.69	2.65	2.54	2.47	2.25	2.10	2.25	2.17	2.07	2.06	1.97	2.03
昭和46年	1.80	1.67	1.72	1.65	1.56	1.56	1.67	1.62	1.56	1.55	1.62	1.69
昭和47年	1.50	1.52	1.50	1.62	1.61	1.71	1.73	1.89	1.94	2.12	2.12	2.48
昭和48年	2.66	2.58	2.66	2.72	2.93	2.96	3.16	2.89	3.07	2.98	3.00	2.76
昭和49年	2.80	2.68	2.68	2.34	2.23	1.93	1.67	1.48	1.35	1.16	0.95	0.78
昭和50年	0.73	0.66	0.65	0.67	0.66	0.65	0.68	0.67	0.68	0.69	0.72	0.72
昭和51年	0.76	0.82	0.83	0.85	0.85	0.91	0.87	0.87	0.93	0.89	0.87	0.82
昭和52年	0.78	0.75	0.70	0.73	0.68	0.66	0.65	0.67	0.65	0.63	0.63	0.61
昭和53年	0.63	0.63	0.62	0.61	0.63	0.65	0.70	0.70	0.71	0.74	0.74	0.80
昭和54年	0.82	0.85	0.90	0.92	0.97	0.93	1.00	1.05	0.98	1.00	1.01	0.97
昭和55年	0.99	0.94	0.96	0.94	0.92	0.96	0.91	0.90	0.86	0.84	0.86	0.86
昭和56年	0.83	0.89	0.77	0.78	0.78	0.75	0.79	0.80	0.85	0.85	0.82	0.84
昭和57年	0.81	0.81	0.81	0.77	0.73	0.73	0.67	0.69	0.68	0.65	0.66	0.67
昭和58年	0.67	0.66	0.66	0.67	0.70	0.72	0.71	0.75	0.73	0.81	0.85	0.87
昭和59年	0.92	0.94	0.95	0.90	0.91	0.91	0.93	0.91	0.93	0.87	0.91	0.92
昭和60年	0.90	0.94	0.94	0.93	0.94	0.94	0.90	0.88	0.85	0.82	0.80	0.79
昭和61年	0.79	0.78	0.79	0.77	0.72	0.71	0.73	0.72	0.71	0.73	0.73	0.75
昭和62年	0.75	0.76	0.75	0.75	0.81	0.84	0.90	0.88	0.96	1.04	1.15	1.10
昭和63年	1.15	1.17	1.23	1.35	1.35	1.20	1.26	1.38	1.43	1.42	1.46	1.43
平成元年	1.42	1.40	1.47	1.53	1.56	1.55	1.47	1.52	1.61	1.59	1.61	1.53
平成2年	1.64	1.72	1.74	1.72	1.73	1.77	1.90	1.85	1.85	1.76	1.78	1.85
平成3年	1.89	1.87	1.90	1.86	1.81	1.84	1.79	1.69	1.62	1.58	1.57	1.50
平成4年	1.41	1.34	1.27	1.21	1.21	1.16	1.19	1.12	1.05	1.03	0.99	0.93
平成5年	0.91	0.92	0.88	0.86	0.82	0.78	0.76	0.73	0.69	0.66	0.65	0.64
平成6年	0.64	0.61	0.61	0.62	0.64	0.66	0.67	0.69	0.73	0.72	0.71	0.70
平成7年	0.67	0.71	0.67	0.65	0.65	0.64	0.64	0.63	0.62	0.62	0.64	0.65
平成8年	0.71	0.73	0.79	0.78	0.79	0.78	0.78	0.81	0.84	0.86	0.87	0.87
平成9年	0.85	0.86	0.86	0.87	0.90	0.88	0.85	0.83	0.79	0.80	0.76	0.72
平成10年	0.69	0.64	0.59	0.56	0.53	0.52	0.49	0.48	0.47	0.45	0.46	0.44
平成11年	0.44	0.43	0.44	0.43	0.40	0.42	0.43	0.43	0.45	0.47	0.50	0.53
平成12年	0.52	0.56	0.56	0.57	0.58	0.64	0.70	0.73	0.75	0.76	0.77	0.77
平成13年	0.75	0.73	0.70	0.67	0.63	0.60	0.57	0.56	0.52	0.48	0.45	0.44
平成14年	0.43	0.46	0.51	0.52	0.53	0.55	0.55	0.56	0.56	0.57	0.56	0.58
平成15年	0.60	0.61	0.63	0.62	0.63	0.61	0.63	0.65	0.72	0.77	0.82	0.86
平成16年	0.91	0.92	0.92	0.94	0.98	1.02	1.00	1.02	1.01	1.06	1.07	1.03
平成17年	0.98	0.96	0.98	1.00	1.01	1.05	1.08	1.08	1.07	1.09	1.12	1.17
平成18年	1.20	1.25	1.29	1.29	1.32	1.32	1.35	1.33	1.29	1.29	1.27	1.28
平成19年	1.31	1.29	1.32	1.38	1.35	1.36	1.32	1.28	1.26	1.26	1.28	1.27
平成20年	1.27	1.21	1.14	1.14	1.13	1.04	0.97	0.96	0.92	0.89	0.78	0.69
平成21年	0.56	0.48	0.44	0.38	0.37	0.35	0.35	0.36	0.36	0.38	0.37	0.38
平成22年	0.40	0.44	0.46	0.45	0.48	0.51	0.53	0.53	0.54	0.55	0.56	0.57
平成23年	0.60	0.60	0.60	0.59	0.60	0.60	0.60	0.62	0.63	0.61	0.61	0.63
平成24年	0.63	0.63	0.64	0.65	0.68	0.65	0.66	0.67	0.69	0.67	0.67	0.68
平成25年	0.70	0.72	0.73	0.74	0.73	0.78	0.80	0.82	0.84	0.88	0.91	0.94
平成26年	0.94	0.95	0.94	0.97	0.99	0.97	0.97	0.96	0.95	0.96	0.97	1.00
平成27年	1.00	1.02	1.03	1.02	1.06	1.04	1.05	1.05	1.08	1.09	1.09	1.09
平成28年	1.10	1.14	1.13	1.17	1.17	1.17	1.17	1.18	1.19	1.21	1.21	1.23
平成29年	1.25	1.24	1.22	1.24	1.27	1.30	1.28	1.29	1.31	1.33	1.37	1.39
平成30年	1.38	1.38	1.38	1.36	1.38	1.38	1.41	1.38	1.39	1.38	1.39	1.37
令和元年	1.40	1.38	1.36	1.35	1.35	1.36	1.36	1.33	1.30	1.29	1.28	1.41
令和2年	1.30	1.25	1.14	1.06	0.93	0.84	0.81	0.81	0.80	0.80	0.82	0.84
令和3年	0.86	0.89	0.90	0.90	0.92	0.93	0.96	0.95	0.97	0.98	0.98	0.98
令和4年	0.98	1.01	1.05	1.06	1.07	1.09	1.11	1.12	1.13	1.16	1.19	1.20
令和5年	1.19	1.17	1.14	1.14	1.12	1.10	1.09	1.08	1.07	1.05	1.03	1.01
令和6年	1.00	0.98	1.00	1.00	1.00	1.00	0.99	1.00	1.02	1.03	1.01	1.01
令和7年	1.01	1.03	1.01	1.02	1.02	1.03	1.05	1.04	1.05	1.05	1.07	1.09
令和8年	1.06	1.04	1.00	1.02	1.06							
令和9年												

* 令和7年12月以前の数値は、令和8年1月公表時に新季節指数により改訂されている。

雇用形態別常用職業紹介状況(新規学卒者を除く)

年 月		8年 5月	(前月) 8年 4月	(前年同月) 7年 5月	対前年同月 増減率、差 (%、ポイント)
項 目					
パート タイムを 除く 常用	① 月間有効求職者数 (人)	12,101	12,488	12,545	△ 3.5
	② 新規求職申込件数 (件)	2,306	3,200	2,531	△ 8.9
	③ 月間有効求人数 (人)	11,300	11,103	11,043	2.3
	④ 新規求人数 (人)	3,845	4,086	3,725	3.2
	⑤ 就職件数 (件)	434	508	488	△ 11.1
	⑥ 充足数 (人)	384	459	423	△ 9.2
	⑦ 有効求人倍率(③/①)(倍)	0.93	0.89	0.88	0.05
	⑧ 新規求人倍率(④/②)(倍)	1.67	1.28	1.47	0.20
	⑨ 就職率(⑤/②×100)(%)	18.8	15.9	19.3	△ 0.5
	⑩ 充足率(⑥/④×100)(%)	10.0	11.2	11.4	△ 1.4
正 社 員	⑪ 月間有効求人数 (人)	9,783	9,558	9,432	3.7
	⑫ 新規求人数 (人)	3,432	3,446	3,257	5.4
	⑬ 就職件数 (件)	357	403	398	△ 10.3
	⑭ 充足数 (人)	313	361	345	△ 9.3
	⑮ 有効求人倍率(⑪/①)(倍)	0.81	0.77	0.75	0.06
	⑯ 充足率(⑭/⑫×100)(%)	9.1	10.5	10.6	△ 1.5
常用 的 パ ー ト タ イ ム	⑰ 月間有効求職者数 (人)	9,896	9,980	10,321	△ 4.1
	⑱ 新規求職申込件数 (件)	1,962	2,987	2,065	△ 5.0
	⑲ 月間有効求人数 (人)	7,195	7,624	8,122	△ 11.4
	⑳ 新規求人数 (人)	2,440	2,906	2,903	△ 15.9
	㉑ 就職件数 (件)	637	767	724	△ 12.0
	㉒ 充足数 (人)	588	712	684	△ 14.0
	㉓ 有効求人倍率(⑲/⑰)(倍)	0.73	0.76	0.79	△ 0.06
	㉔ 新規求人倍率(㉒/⑱)(倍)	1.24	0.97	1.41	△ 0.17
	㉕ 就職率(㉑/⑱×100)(%)	32.5	25.7	35.1	△ 2.6
	㉖ 充足率(㉒/㉒×100)(%)	24.1	24.5	23.6	0.5

(注)1. △は減少である。
2. 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

(1) 年次別最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

	監督実施事業場数 ①	違反事業場数 ②	違反率 (②÷①)×100
令和2年	364	43	11.8%
令和3年	179	14	7.8%
令和4年	267	22	8.2%
令和5年	253	14	5.5%
令和6年	283	22	7.8%
令和7年	344	26	7.6%
令和8年	284	16	5.6%

(2) 業種別の状況(令和8年)

	監督実施事業場数 ①	違反事業場数 ②	違反率 (②÷①)×100
製造業	82	3	3.7%
商 業	77	8	10.4%
接客娯楽業	31	0	0.0%
その他	94	5	5.3%
計	284	16	5.6%

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
(地域別最低賃金の場合)

答申 (要旨公示)	異議申出 締切	官報 公示	発効
8月1日(土)	8月17日(月)	8月27日(木)	9月26日(土)
8月2日(日)	8月17日(月)	8月27日(木)	9月26日(土)
8月3日(月)	8月18日(火)	8月28日(金)	9月27日(日)
8月4日(火)	8月19日(水)	8月31日(月)	9月30日(水)
8月5日(水)	8月20日(木)	9月1日(火)	10月1日(木)
8月6日(木)	8月21日(金)	9月2日(水)	10月2日(金)
8月7日(金)	8月24日(月)	9月3日(木)	10月3日(土)
8月8日(土)	8月24日(月)	9月3日(木)	10月3日(土)
8月9日(日)	8月24日(月)	9月3日(木)	10月3日(土)
8月10日(月)	8月25日(火)	9月4日(金)	10月4日(日)
8月11日(火)	8月26日(水)	9月7日(月)	10月7日(水)
8月12日(水)	8月27日(木)	9月8日(火)	10月8日(木)
8月13日(木)	8月28日(金)	9月9日(水)	10月9日(金)
8月14日(金)	8月31日(月)	9月10日(木)	10月10日(土)
8月15日(土)	8月31日(月)	9月10日(木)	10月10日(土)
8月16日(日)	8月31日(月)	9月10日(木)	10月10日(土)
8月17日(月)	9月1日(火)	9月11日(金)	10月11日(日)
8月18日(火)	9月2日(水)	9月14日(月)	10月14日(水)
8月19日(水)	9月3日(木)	9月15日(火)	10月15日(木)
8月20日(木)	9月4日(金)	9月16日(水)	10月16日(金)
8月21日(金)	9月7日(月)	9月17日(木)	10月17日(土)
8月22日(土)	9月7日(月)	9月17日(木)	10月17日(土)
8月23日(日)	9月7日(月)	9月17日(木)	10月17日(土)
8月24日(月)	9月8日(火)	9月18日(金)	10月18日(日)
8月25日(火)	9月9日(水)	9月24日(木)	10月24日(土)
8月26日(水)	9月10日(木)	9月25日(金)	10月25日(日)
8月27日(木)	9月11日(金)	9月28日(月)	10月28日(水)
8月28日(金)	9月14日(月)	9月29日(火)	10月29日(木)
8月29日(土)	9月14日(月)	9月29日(火)	10月29日(木)
8月30日(日)	9月14日(月)	9月29日(火)	10月29日(木)
8月31日(月)	9月15日(火)	9月30日(水)	10月30日(金)

令和8年度 滋賀地方最低賃金審議会開催日程(案)

令和8年7月9日現在

日 付	開始時刻	会 議 名	出席者	主 要 議 題 (予定)
7月9日 (木)	13時15分	公益代表委員会議	公益代表委員	・ 滋賀県最低賃金の運営について
7月9日 (木)	14時00分	滋賀地方最低賃金審議会(第1回)	全委員	・ 滋賀県最低賃金の改正決定について(諮問)
7月30日 (木)	13時15分	滋賀地方最低賃金審議会(第2回)	全委員	・ 中央最低賃金審議会の目安報告
7月31日 (金)	9時30分	滋賀県最低賃金専門部会(第1回)	専門部会委員	・ 滋賀県最低賃金の改正決定審議・金額審議
8月3日 (月)	9時30分	滋賀県最低賃金専門部会(第2回)	専門部会委員	・ 滋賀県最低賃金の改正決定審議・金額審議
8月5日 (水)	9時30分	滋賀県最低賃金専門部会(第3回)	専門部会委員	・ 滋賀県最低賃金の改正決定審議・金額審議
8月7日 (金)	13時15分	滋賀地方最低賃金審議会(第3回)	全委員	・ 滋賀県最低賃金の改正決定(答申) ・ 特定(産業別)最低賃金の改正決定に係る必要性の有無(諮問)
8月18日 (火)	9時30分	特別検討小委員会	小委員会委員	・ 特定(産業別)最低賃金の改正決定に係る必要性について
8月25日 (火)	9時30分	滋賀地方最低賃金審議会(第4回)(異議審)	全委員	・ 滋賀県最低賃金答申に関する異議審議 ・ 特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無(答申) ・ 特定(産業別)最低賃金の改正決定(諮問)